

令和4年度(2022年度)第2回つくば市情報公開・個人情報保護審査会次第

日時 令和4年(2022年)7月22日(金)13時30分

場所 つくば市役所 2階 203会議室

- 1 開会
- 2 座長の選出
- 3 つくば市個人情報保護法施行条例(案)の内容審査等
- 4 今後の予定
- 5 閉会

【配布資料】

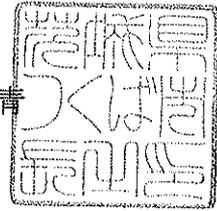
- 資料1 諮問書
- 資料2 つくば市個人情報保護法施行条例案
- 資料3 諮問の要点
- 資料4 前回審査会における質問等への回答
- 資料5 つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例改正案
- 資料6 説明用スライド(追加資料)
- 資料7 他自治体への調査結果(追加資料)
- 参考資料A 前回会議録
- 参考資料B 「つくばスーパーサイエンスシティ構想」の概要
- 参考資料C 個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージ(国作成)
- 参考資料D 個人情報ファイル簿の例

4 総第 259 号

令和 4 年(2022 年) 7 月 14 日

つくば市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 横田 由美子 様

つくば市長 五十嵐 立 青



つくば市個人情報保護法施行条例の制定について (諮問)

このことについて、つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成 27 年つくば市条例第 29 号)第 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、別添のつくば市個人情報保護法施行条例(案)について審議願いたく諮問します。

事務主管部課
総務部総務課

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（開示請求に係る手数料等）

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 開示請求者が保有個人情報の写しの交付又は送付を求めた場合における当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長及び公営企業管理者は、開示請求者が保有特定個人情報（市の機関（議会を除く。以下同じ。）の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該市の機関の職員が組織的に利用するものとして、当該市の機関が保有しているもの（つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第2条第2項に規定する行政文書に記録されているものに限る。）をいう。）の写しの交付又は送付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該保有特定個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を免除することができる。

（開示決定等の期限）

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書

面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限)

第6条 訂正決定等は、訂正請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第7条 市の機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をするに足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

第8条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第9条 市の機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第10条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

- 3 前2項の手数料は、法第114条第2項の規定により通知する手数料の納付方法により、同項の規定により通知する手数料の納付期限までに納付しなければならない。

(審査会への諮問)

第11条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成27年つくば市条例第29号）第1条に規定するつくば市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 法第114条第1項に規定する審査をする場合
- (4) 前3号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(つくば市個人情報保護条例の廃止)

- 2 つくば市個人情報保護条例（平成27年つくば市条例第28号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前のつくば市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行後

も、なお従前の例による。

(1) 前項の規定の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同項の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前項の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務又は指定管理者が行う市の公の施設の管理業務に従事していた者

4 附則第2項の規定の施行の日前に旧条例第14条第1項若しくは第2項、第28条第1項若しくは第2項又は第36条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6項に規定する個人情報ファイルであって同項第1号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を附則第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 附則第2項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第3項第2号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報を附則第2項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 前2項の規定は、つくば市外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

8 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

つくば市個人情報保護法施行条例（案）諮問の要点

令和4年(2022年)7月14日付け4総第259号においてつくば市情報公開・個人情報保護審査に諮問することにつき、特に下記の点について御審議をお願いいたします。

記

1 条例要配慮個人情報を規定しないことについて

改正個人情報保護法第60条第5項において、地方公共団体の機関が保有する個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報として「条例要配慮個人情報」が定義されており、地方公共団体が必要に応じて定めることが可能となっている。

つくば市においては、在留外国人が多いなどの地域特性があるが、同様の特性を持つ東京都渋谷区及び静岡県浜松市に問い合わせたところ、条例要配慮個人情報を定める予定はないとの回答であった。また、関東地方の22自治体にメールで問い合わせた結果も同様であった。この調査結果に加え、条例要配慮個人情報を規定することにより講じることができる措置が限定的であることに鑑み、施行条例に当該規定は設けないこととする。

2 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について

改正個人情報保護法第111条において、地方公共団体を含む行政機関の長等は毎年度1回以上、行政機関等匿名加工情報の提案を募集するものとされている。ただし、募集を義務付けられるのは、当分の間、都道府県及び政令指定都市に限られており、つくば市については任意である。

一方、先日つくば市がスーパーシティ型国家戦略特別区域として指定を受けた「つくばスーパーサイエンスシティ構想」においては、「行政ビッグデータの活用」として匿名加工情報の活用が位置付けられている。今後、この構想を進める上で匿名加工情報の提案募集を行うことが予想されるため、提案募集をする上で必須となる匿名加工情報の利用に係る手数料について、施行条例第10条に規定することとする。なお、手数料の額は国が政令で定める額と同額とする。

3 審査会への諮問について

改正法第 129 条において、地方公共団体の機関は条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他合議制の機関に諮問することが可能となっている。また、この合議制の機関については、審査請求の審査を行う審査会がその役割を担うことも想定されている。つくば市では、つくば市情報公開・個人情報保護審査会に当該役割を持たせることとし、施行条例第 11 条において、審査会への諮問規定を置くこととした。

また、個人情報保護委員会事務局及び総務省自治行政局より示された条文イメージには記載されていないが、匿名加工情報の提案審査に当たっては、専門的な知見に基づく意見が必要になる場合があると判断し、審査会に諮問できる事項として「法第 114 条第 1 項に規定する審査をする場合」を追加することとした。

4 その他

上記 1～3 以外においても、施行条例（案）において特に審議が必要と認められる場合は、積極的に御意見いただければと存じます。

○要配慮個人情報について

【質問等】

- ①これまでつくば市個人情報保護条例を運用してきた中で、国とは違う適用解釈や運用をしたような事例がないかのチェックが必要。(特に保護されてきた方がいないかどうか) (川島委員・会議録 p26)
- ②つくば市は、外国人が多い。人数が非常に多いとまでは言わないが、120カ国ほどの非常に多様な方々がいる。外国人の問題についての要配慮個人情報における他自治体での定めが気になる。多文化共生問題として、そういった方々を守るための配慮事項の有無は、つくば市としならでのフォーカスとして、チェックが必要かなと思った。
例えば、浜松市とか、新宿区とか、外国籍の方が多自治体が今回の法改正に当たって、何か特別な配慮をしているのかが気になる。何十も調べる必要はなく、典型的に進んでいるところを調べれば OK (川島委員・会議録 p26～27)

要配慮個人情報に関する上記のようなことについて、もう一度検討して、次回に回答をいただけるといいかなと思う。(横田会長・会議録 p27～28)

【回答】

①について：

個人情報保護法における要配慮個人情報個人情報の規定は、改正前・改正後ともに、個人情報取扱事業者が当該情報を取得しようとする場合は事前の本人同意を原則とするなど、民間事業者に対して具体的な規制を求めるものとなっていますが、それと比較して、地方自治体を含む行政機関等への規制は限定的なものとなっております。

現行のつくば市個人情報保護条例において、要配慮個人情報の取扱いについて定めている部分は、定義(第2条第5項)及び個人情報ファイルの記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている旨をファイル簿に記載すること(第12条第1項第5号の2)のみであり、これは旧行政機関個人情報保護法の規定と同様のものです。

これまでのつくば市における個人情報の取扱いにおける運用は、旧行政機関個人情報保護法の規定を参考に制定したつくば市個人情報保護条例に基づいており、その運用・解釈も基本的に国に準拠したものとなっていたため、条例の範囲外で特別な運用解釈を行う余地はなかったものと考えております。

②について：

総務課で東京都新宿区及び静岡県浜松市に問い合わせたところ、いずれも外

国籍の方に関連して条例要配慮個人情報を制定する予定はないとの回答でした。また、茨城県内の5自治体及び関東地方の中核市並びに候補市に対して別添のとおり調査しましたが、いずれの自治体も条例要配慮個人情報を定める予定はないとの回答でした。

これについては、条例要配慮個人情報を制定した場合でも、それにより追加される措置が、個人情報ファイルの記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている旨をファイル簿に記載すること（法第75条第1項及び第4項）及び条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生した場合、当該自体が生じた旨を個人情報保護委員会に報告する義務が生ずること（法第68条第1項及び規則第43条第5号）のみであり、必ずしも強い保護措置を規定できるわけではないことが影響していると考えられます。

上記を踏まえ、つくば市においては、現時点では法施行条例に条例要配慮個人情報の規定を設ける必要性が高いとはいえないと判断し、規定しない方向で検討しております。

○匿名加工情報について

【質問等】

- ・匿名加工情報について、つくば市はどのような姿勢で取り組むのかというのは、この審査会で議論をすべきポイント(川島委員・会議録 p18～19)
- ・匿名加工情報の提案の審査は誰がどのように行うのか、教えてほしい。(川島委員、横田会長・会議録 p31～33)

⇒先行して提案募集を行っている他自治体に確認してみたいと思う。(総務課・会議録 p33)

- ・匿名加工情報についての提案の審査は、審査会への諮問事項とするかどうか(川島委員・会議録 p37)

⇒許容されるかどうかは個人情報保護委員会に確認したい。(総務課・p37)

【回答】

- ・匿名加工情報に関するつくば市の姿勢について：
スマートシティ戦略課に確認中(当日説明予定)

- ・匿名加工情報の審査について：

法第 114 条において「行政機関の長等」とあるのは、地方公共団体の機関を含み、つくば市においては市長や教育委員会がそれに当たります。法律の趣旨としては、国ではなく市長や教育委員会等がこの審査を行い、その適合性を判断することとなっています。

地方公共団体としては、先行して匿名加工情報(現：非識別加工情報)の提案募集を行っている千葉県市川市に問い合わせたところ、提案募集の審査は、原則として担当課の職員が行っているとのこと。但し、市川市個人情報保護審査会の任務に、市長又は実施機関の求めに応じ非識別加工情報について意見を述べることが含まれており、担当課で判断が困難な場合は、審査会の意見を求めることがあり得るとのことです。

- ・匿名加工情報の提案審査を、審査会への諮問事項とするか：

このことについて個人情報保護委員会へ問い合わせたところ、審査会が審査基準の適合性を直接判断することは許容されないが、地方公共団体が審査基準の適合性を判断するにあたり、条例に定めを置いて、審査会に意見を聴取することは妨げられないとの回答でした。

この回答を踏まえ、法施行条例(案)第 11 条第 3 号に、審査会へ諮問が可能な事項として、「法第 114 条第 1 項に規定する審査(匿名加工情報の提案に係る審査)をする場合」を追加することとしました。

○その他

【質問等】

- ・個人情報ファイルというものがどういうものか、よく分からない。(横田会長・会議録 p35～36)
- ・審査会条例における審査会の自発的な意見陳述についての規定はなくなるのか。(横田会長・会議録 p38)
- ⇒審査会条例 2 条 2 項を残すのか削るのかということは次回までに示したい(総務課・会議録 p38)
- ・これまで学術研究目的で提供してきた個人情報に関し、経過措置の規定は必要ないか。(川島委員・p39～40)
- ⇒法務課に確認する(総務課・p40)

【回答】

- ・個人情報ファイルについて：
個人情報ファイルについては、法第 60 条第 2 項に定義されており、以下の 2 つがあります。
 - 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

→こちらは通称「電算処理ファイル」と呼ばれるもので、パソコン上で個別のシステムや Excel ファイル等で管理されている名簿等が、氏名や生年月日等で検索できる状態になっているもの全般をいいます。どのような業務に用いていても、この定義に該当すれば「個人情報ファイル」として取り扱う必要があります。現在、市で保有する個人情報ファイルは、ほとんどがこの「電算処理ファイル」になります。
但し、後述する「個人情報ファイル簿」への掲載が必要なのは、ファイルで管理されている人数が 1,000 人を超えるものに限られます。
- ・つくば市で管理する電算処理ファイルの例：
住民基本台帳、戸籍台帳、国民年金情報ファイル、介護保険認定情報ファイル、予防接種台帳等
- 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

→こちらは通称「マニュアル処理ファイル」と呼ばれており、パソコン以外の手段で管理されているもの、具体的には紙媒体で管理されているものとなります。電算処理ファイルと同様、特定の個人を容易に検索できることが要件で、50音順に配列されている名簿等が該当します。個人情報の数が多くても、規則的に配列されていなければ、個人情報ファイルの定義には該当しません。

- ・つくば市で管理するマニュアル処理ファイルの例：
除籍簿、原戸籍簿、健康マラソン大会受付簿等

また、1つの個人情報ファイルで管理する人数が1,000人を超えた場合、行政機関の長等は、法第75条第1項の規定に基づき「個人情報ファイル簿」を作成し、公表しなければならないとされています。つくば市においては、平成27年度の個人情報保護条例改正の時点で、「個人情報ファイル簿」の公表を義務付けていましたが、今回の法改正により、全国の自治体にそれが義務付けられたこととなります。なお、人数が1,000人を超えていても、1年以内に消去することが確実なファイルなどは、ファイル簿作成の対象となりません。

一例として、現在総務課で管理している「特別定額給付金対象世帯情報」のファイル簿を別添によりお送りします。記録項目としては「個人情報ファイルの名称」「個人情報ファイルの利用目的」「個人情報ファイルの記録項目」等があり、ファイル簿を閲覧することにより、市がどのような個人情報ファイルを保有しているのかがわかるようになっていきます。つくば市では、令和4年7月現在、全体で165件の個人情報ファイル簿をホームページ及び総務課窓口で公表しています。

なお、今回の法改正で設けられた「匿名加工情報の提案募集」については、提案者がこの「個人情報ファイル簿」を閲覧し、その記録項目を参考に、個人情報ファイル単位で提案することとなっており、提案募集を行う上でも必要な情報となっています。

- ・審査会の自発的な意見陳述について：

当審査会の自発的な意見陳述については、現行の審査会条例の第2条第2項において、「審査会は、必要があると認めるときは、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。」と規定されています。

新法制下においても、個人情報保護委員会作成のQ&Aにおいて、「審議会等

が自発的に行う調査、審議を妨げるものではない」旨が示されていることから、当該規定は存続させる方向で考えております。

・ 学術研究目的で提供した個人情報の経過措置について：

つくば市では、これまで大学等の学術研究機関に研究目的で個人情報を提供する場合、条例第8条第2項第4号に規定する「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」を根拠として提供してきました。法改正により、根拠規定が条例から法律に移行するに当たって、経過措置の規定が必要か総務部法務課に確認したところ、条例の規定に基づき既に個人情報が提供されている機関に対して、令和5年4月以降、改正後の規定を適用することは法の遡及適用となるため、そうした措置が取られることは考えにくく、特に経過措置を規定する必要はないとの見解でした。

但し、令和5年4月以降、学術研究目的で新たに個人情報を提供する場合については、改正法の規定が適用されます。この場合においても、根拠規定となる改正法第69条第2項第4号の条文は、現行の個人情報保護条例の該当条文と変わりがないため、その判断基準についても、大きく変わることはないと考えます。

つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成27年つくば市条例第29号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号。以下「情報公開条例」という。）による情報公開制度（以下「情報公開制度」という。）の<u>適正な運営並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及びつくば市個人情報保護法施行条例（令和4年つくば市条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）</u>による<u>個人情報の適正な取扱い</u>並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）による特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、つくば市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、実施機関（<u>情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関</u>をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報公開条例第18条第1項に規定する審査請求に係る事項 (2) <u>個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項に規定する審査請求に係る事項</u> (3) 番号法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項 (4) 情報公開制度の運営に関する重要事項 (5) <u>個人情報保護法施行条例第11条に規定する個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項</u> 	<p>(設置)</p> <p>第1条 つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号。以下「情報公開条例」という。）による情報公開制度（以下「情報公開制度」という。）<u>及びつくば市個人情報保護条例（平成27年つくば市条例第28号。以下「個人情報保護条例」という。）</u>による<u>個人情報保護制度</u>（以下「個人情報保護制度」という。）の適正な運営並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）による特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、つくば市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、実施機関（<u>情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関及び個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関</u>をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報公開条例第18条第1項に規定する審査請求に係る事項 (2) <u>個人情報保護条例第43条第1項</u>に規定する審査請求に係る事項 (3) 番号法第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項 (4) 情報公開制度の運営に関する重要事項 (5) <u>個人情報保護制度の運営に関する重要事項</u>

2 前項に定めるもののほか、審査会は、必要があると認めるときは、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事項について、実施機関に意見を述べるができる。

第3条—第9条 (略)

(審査会の調査権限)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、情報公開条例第10条第1項に規定する開示決定等に係る行政文書（以下「行政文書」という。）又は個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（以下「保有個人情報」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

第11条 以下略

2 前項に定めるもののほか、審査会は、必要があると認めるときは、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

第3条—第9条 (略)

(審査会の調査権限)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、情報公開条例第10条第1項に規定する開示決定等に係る行政文書（以下「行政文書」という。）又は個人情報保護条例第21条第1項、第32条第1項又は第40条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（以下「保有個人情報」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

第11条 以下略

つくば市個人情報保護法施行条例（案） の諮問について

令和4年(2022年)7月
総務部総務課

1 諮問の要点



1-1 諮問の要点

- 1 条例要配慮個人情報の規定しないことについて
- 2 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について
- 3 審査会への諮問について
- 4 その他



2 条例要配慮個人情報について

2-1 改正法の規定

○個人情報保護法第60条第5項

この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

2-2 要配慮個人情報

○個人情報保護法第2条第3項

この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

- ・ 個人情報取扱事業者が要配慮情報を取得する場合、原則的に本人同意が必要となる。
- ・ 行政機関等が作成する個人情報ファイル簿に要配慮個人情報が含まれる場合、その旨を記載する義務が生じる。
- ・ 要配慮個人情報の漏えい等が発生した場合、個人情報保護委員会への報告義務が生じる。

2-3 他自治体への照会

○現行のつくば市個人情報保護条例

- ・ 国の旧行政機関個人情報保護法を参考に制定
- ・ 運用・解釈も国の法令に準拠

⇒独自の保護措置を行う余地はなし

○他自治体への照会

- ・ 静岡県浜松市（人口794,140人／外国人26,145人）
- ・ 東京都渋谷区（人口229,576人／外国人10,405人）

⇒いずれも条例要配慮個人情報を規定する予定なし

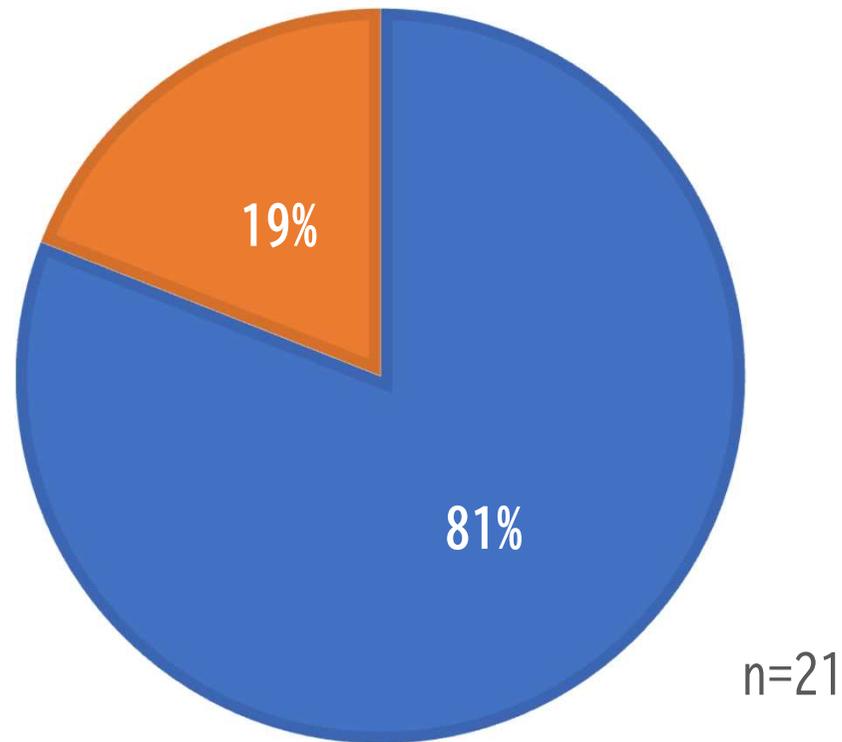
※つくば市（人口251,281人／11,214人）

数値はすべてR4.7.1現在



2-3 他自治体への照会

Q. 新しい条例において、条例要配慮個人情報情報を定めますか。



■ 定めない

■ その他 (検討中、定めない方向で検討、審議会で審議中、定めない予定)

2-3 他自治体への照会

○条例要配慮個人情報を定めることにより義務付けられる措置

- ・地方公共団体が作成する個人情報ファイル簿に、条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨を記載する。

（法第75条第4項）

- ・条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報漏えい等の事態が発生した場合、当該自治体が生じた旨を個人情報保護委員会に報告する。

（法第68条第1項、規則第43条第5号）

※法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加することはできない。

2-4 施行条例（案）の規定

○個人情報保護法施行条例の条文イメージ
（条例要配慮個人情報）

第三条 法第六十条第五項の条例で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等とする。

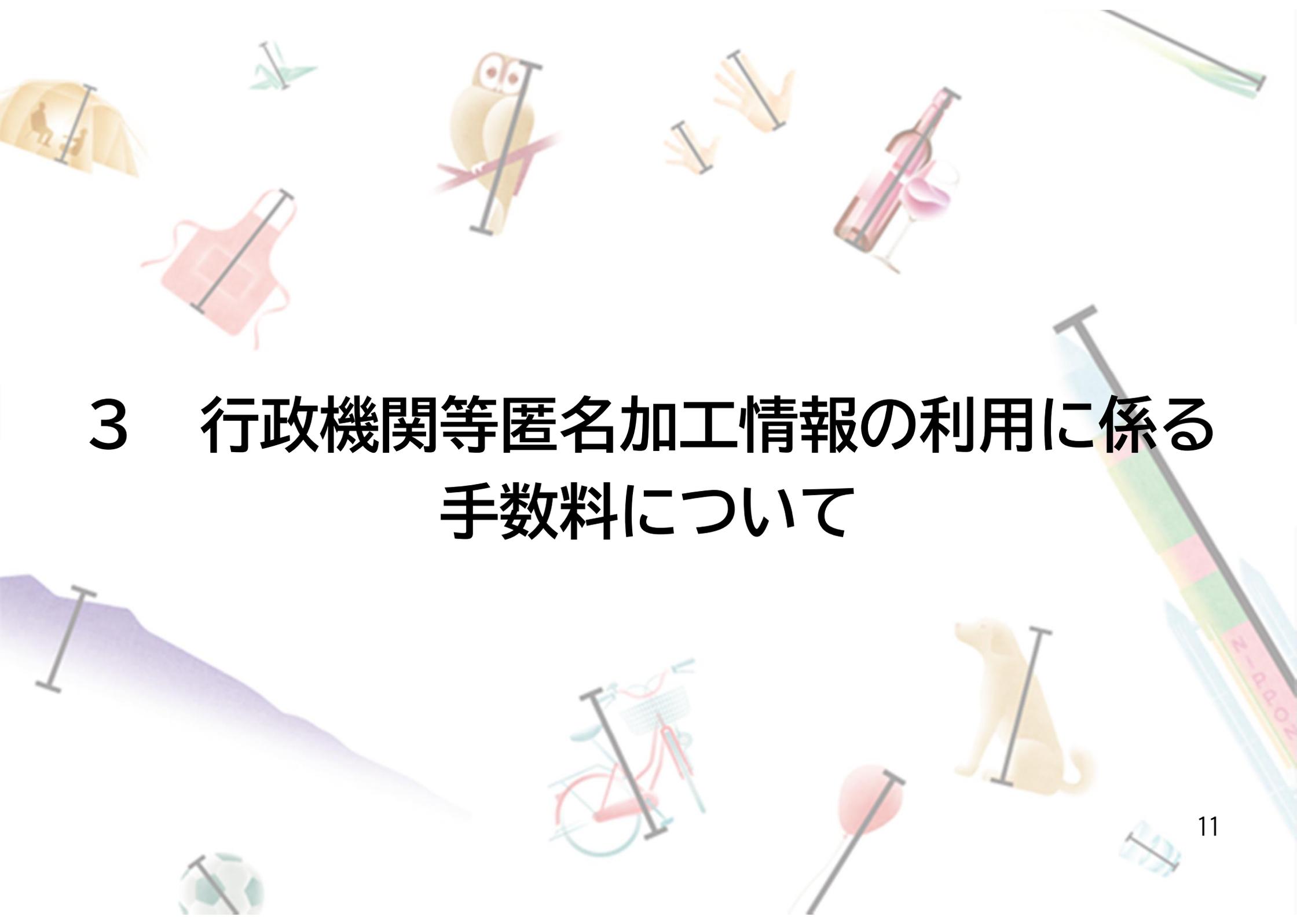
一 . . .

二 . . .

三 . . .

⇒つくば市においては、当該規定は定めないこととする。



The background features a collection of colorful, stylized illustrations of various objects, each with a vertical double-headed arrow indicating its height or length. The objects include a yellow tent, a green butterfly, a brown owl, a pair of hands, a red wine bottle with a glass, a red apron, a purple mountain range, a red and blue bicycle, a yellow dog, a red balloon, a green and blue pen, a soccer ball, and a blue water bottle. The text is centered in the middle of the page.

3 行政機関等匿名加工情報の利用に係る 手数料について

3-1 改正法の規定

○個人情報保護法第119条第3項

第百十五條の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

3-2 つくば市の姿勢

○匿名加工情報に対するつくば市の姿勢

- ・令和4年(2022年)3月、つくば市が内閣府に提出した「つくばスーパーサイエンスシティ構想」に基づき、つくば市がスーパーシティ型国家戦略特別区域として区域指定を受ける。
 - ・構想中の「先端的行政サービス（つくばトラスト）」において、「行政ビッグデータの活用」として、匿名加工情報の提案募集を含めたデータ活用が位置付けられる。
- ⇒つくば市として、スーパーシティ構想の実現に向け、今回の条例改廃を機に匿名加工情報の提案募集に必要な規定を整備することとした。

3-3 条例で定める事項

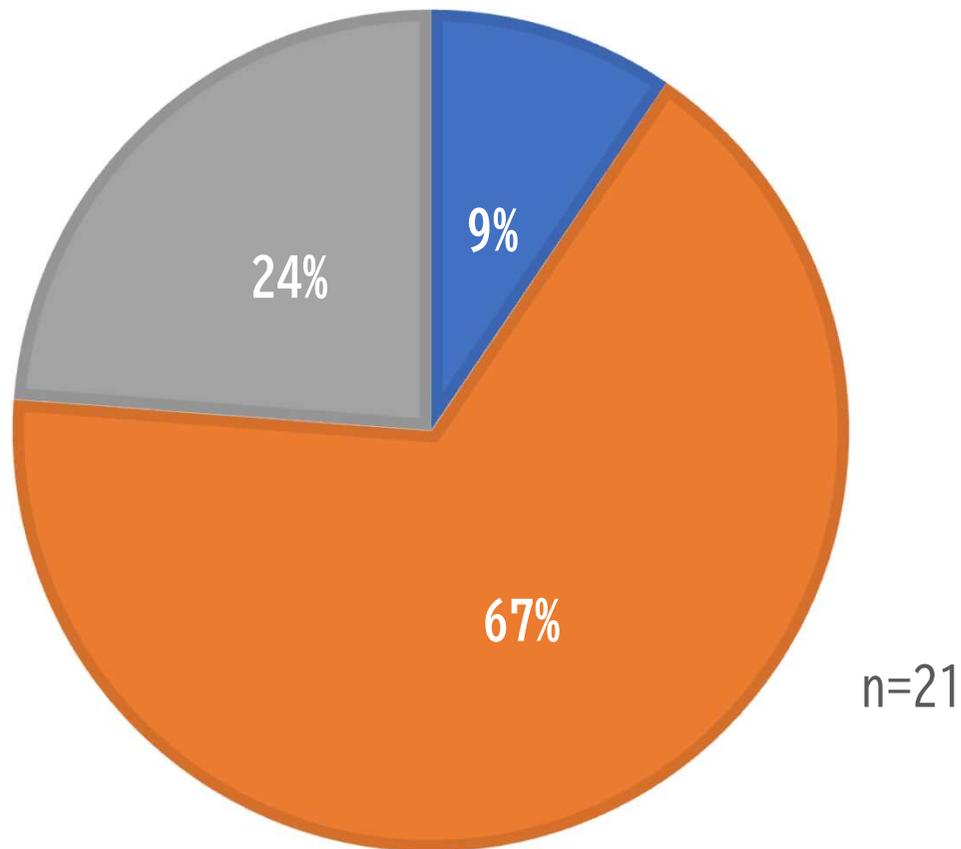
○匿名加工情報の提案募集に係る規定

- ・提案の募集（法第111条）、提案の方法等（第112条）、欠格事由（第113条）、提案の審査等（第114条）、契約の締結（第115条）…等

⇒提案募集の手順や審査基準等、ほとんどの事項は法令で定められているが、提案募集を行う場合、利用に係る手数料だけは各地方公共団体の条例で定める必要がある。

3-4 他自治体への照会

Q. 法第119条第3項に規定する匿名加工情報の利用に係る手数料を定めますか。



■ 定める ■ 定めない ■ その他

3-4 他自治体への照会

○提案募集に係る経過措置

- ・ 個人情報保護法附則第7条において、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体の機関については、匿名加工情報の提案募集は当分の間、任意とされているため、利用に係る手数料を定めない自治体が多いと考えられる。

3-5 施行条例（案）の規定

○個人情報保護法施行条例（案）の規定

- ・ 第10条に行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料を規定する。
- ・ 手数料の額は、政令で定める額を標準として定めることとされている。
- ・ 地方公共団体に特別の事情がある場合、標準額と異なる手数料を定めることも可能だが、つくば市においてそうした事情はないため、法施行令第31条に規定する額と同額を規定する。
- ・ 国の条文イメージとの相違点は、第2項に手数料の納付方法及び納付期限を規定した点

4 審査会への諮問について

4-1 改正法の規定

○個人情報保護法第129条

地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

4-2 審査会と匿名加工情報

○つくば市における諮問機関

- ・つくば市においては、現在の情報公開・個人情報保護審査会を「審議会その他合議制の機関」と位置付け、施行条例第11条に諮問することができる事項を規定

○匿名加工情報の提案審査について

- ・先行して匿名加工情報（現：非識別加工情報）の提案募集を実施している千葉県市川市に確認
- ⇒提案の審査は、原則として職員が行っているが、判断が困難な場合は、審査会に意見を求めることを可能としている。

4-2 審査会と匿名加工情報

○個人情報保護委員会の見解

- ・匿名加工情報の提案審査を、審査会への諮問事項とすることが可能か、個人情報保護委員会事務局へ確認

⇒審査会が審査基準の適合性を直接判断することは許容されないが、地方公共団体の機関が適合性を判断するに当たり、条例で定めを置いて審査会に意見を聴取することは妨げられないとの回答

※なお、審査会の意見を踏まえ、最終的な判断を行うのは、地方公共団体の機関（つくば市の場合は、市長や教育委員会等）

4-3 施行条例（案）の規定

○個人情報保護法施行条例（案）の規定

・審査会に諮問することができる事項（第11条）

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

⇒保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置

(3) 法第114条第1項に規定する審査をする場合

⇒行政機関等匿名加工情報の提案審査

(4) 前3号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

※(3)は国の条文イメージには規定なし



5 その他

5-1 個人情報ファイル

○個人情報ファイルの定義

- ・電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）：

一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

⇒PC上で個別のシステムやExcelファイル等で管理されており、氏名や生年月日等で特定の個人が検索できる状態になっていれば、定義に該当する。

- ・つくば市での例：住民基本台帳、戸籍台帳、国民年金情報ファイル、介護保険情報認定ファイル、予防接種台帳等

5-1 個人情報ファイル

○個人情報ファイルの定義

- ・ マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）：
前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
⇒紙媒体で管理されている50音順の名簿等が該当する。個人情報を含んでいても、体系的に構成されておらず、特定の個人を容易に検索することができなければ該当しない。
- ・ つくば市での例：除籍簿、原戸籍簿、健康マラソン大会受付簿等

5-2 個人情報ファイル簿

○個人情報ファイル簿

- ・ 個人情報ファイルで管理する人数が1,000人以上となる場合、地方公共団体の機関は、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目等の必要事項を記載した帳簿（個人情報ファイル簿）を作成し、公表しなければならない（法75条第1項）。
- ・ つくば市では、平成27年度より個人情報ファイル簿を総務課窓口及びホームページ上で公表している。現在の総数は165件
- ・ 行政機関等匿名加工情報の事業提案は、事業者が個人情報ファイル簿を参照した上で提案する仕組みとなっている。

5-3 審査会条例の規定

○審査会の自発的な意見陳述

- ・ 個人情報保護委員会事務局が作成した個人情報保護法律のQ & Aでは、改正法の制度下においても「審議会等が自発的に行う調査、審議又は意見陳述を妨げるものではない」とされていることから、審査会の自発的な意見陳述に関する規定（つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第2項）は存続させる方向で検討している。

5-4 個人情報^の学術研究利用

○学術研究目的で提供した個人情報

- ・これまでつくば市個人情報保護条例第8条第2項第4号に基づいて、大学等の学術研究機関に提供した個人情報について、改正法の施行後も引き続き利用が可能か。

⇒総務部法務課に確認したところ、既に提供されている個人情報について、改正後の規定を適用することは遡及適用となるため、法の原則からして考えにくく、施行条例に経過措置を設けることは不要

- ・令和5年(2023年)4月以降、新たに個人情報を提供する場合は、改正法の規則が適用されるが、提供の基準が大きく変わることはない。

5-5 他自治体への調査結果

○調査対象（合計21市）

- ・茨城県内自治体：水戸市、日立市、土浦市、守谷市、つくばみらい市
- ・茨城県外（関東地方の中核市及び中核市候補市）：
栃木県宇都宮市、群馬県前橋市、高崎市、埼玉県川越市、川口市、越谷市、所沢市、春日部市、草加市、千葉県船橋市、柏市、市川市、東京都八王子市、町田市、神奈川県横須賀市、藤沢市

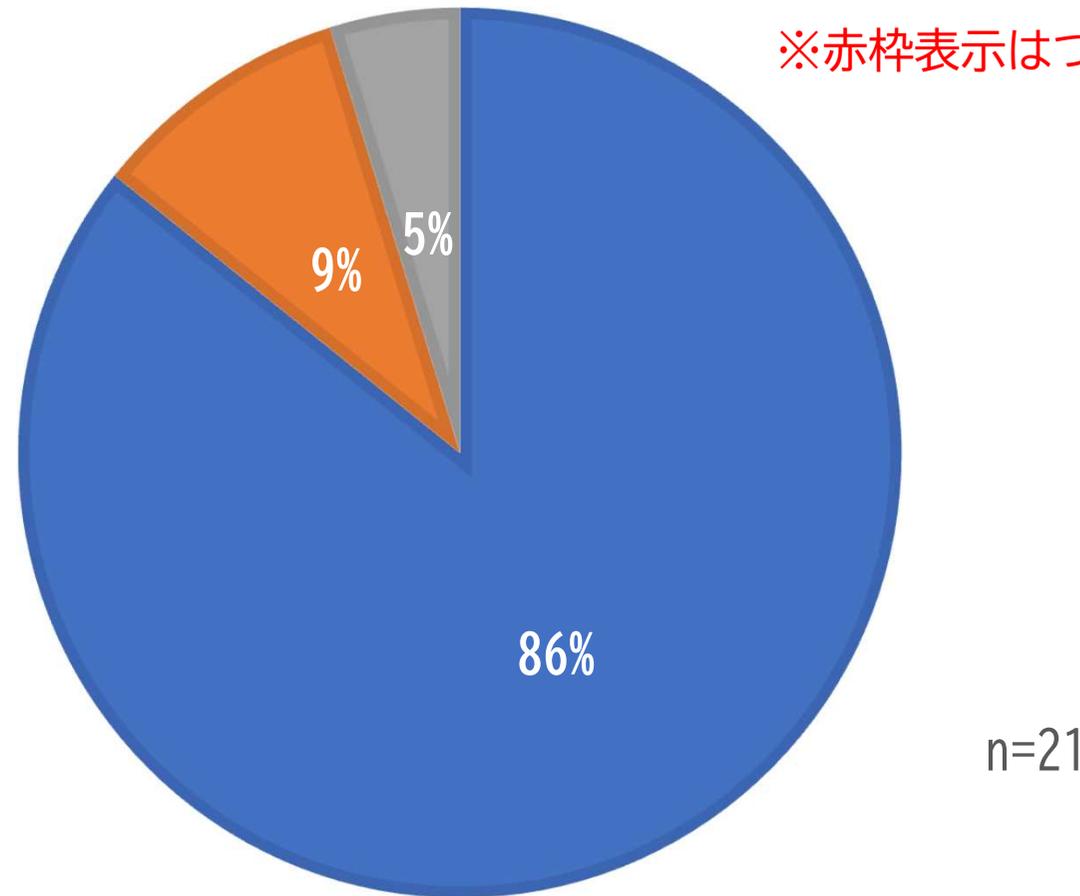
○調査期間

令和4年(2022年)6月13日(月)～6月27日(月)

他自治体への調査結果

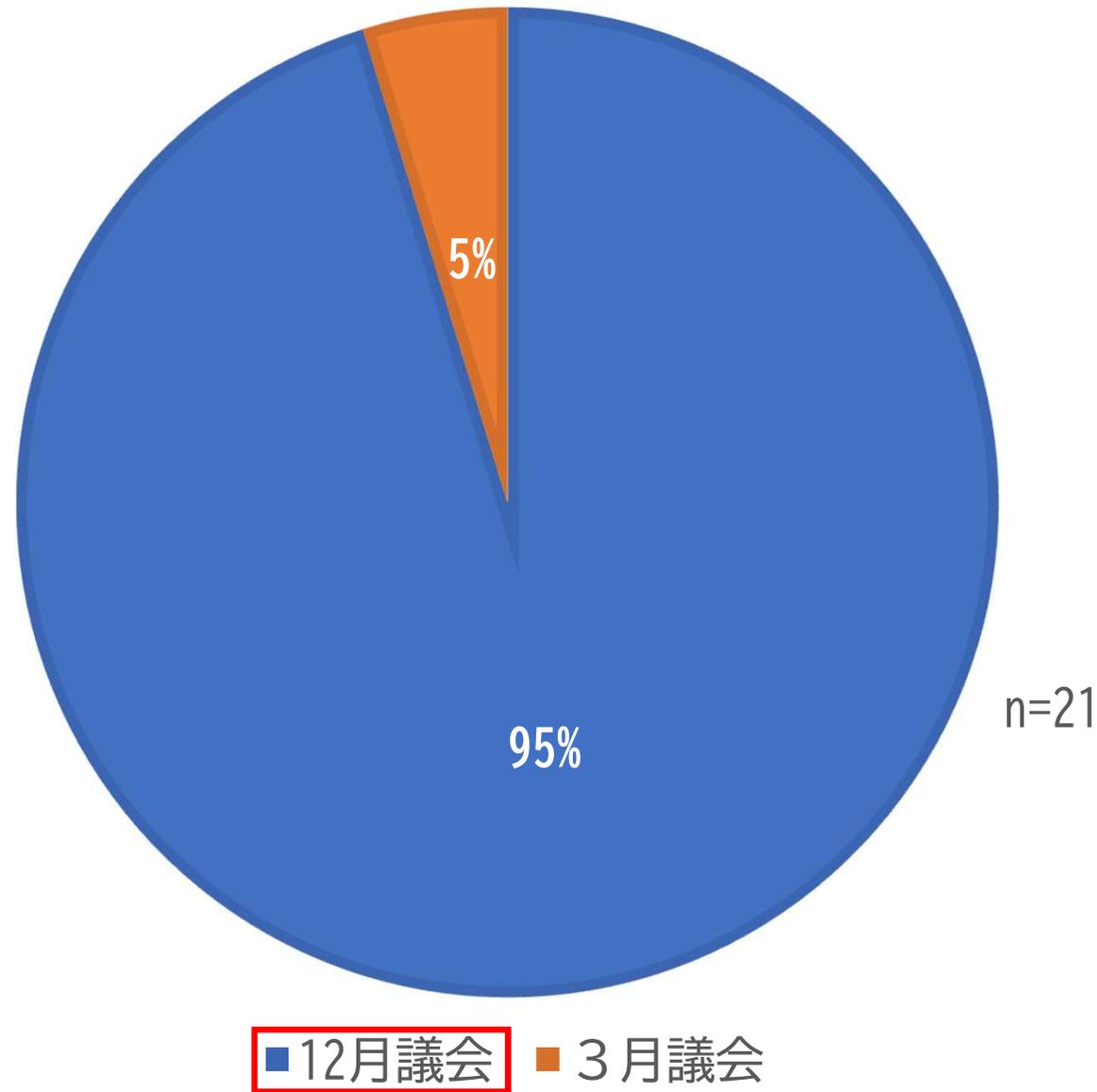
問1 個人情報保護法の改正に伴い、現行の個人情報保護条例についてどのように対応しますか。

※赤枠表示はつくば市の方針

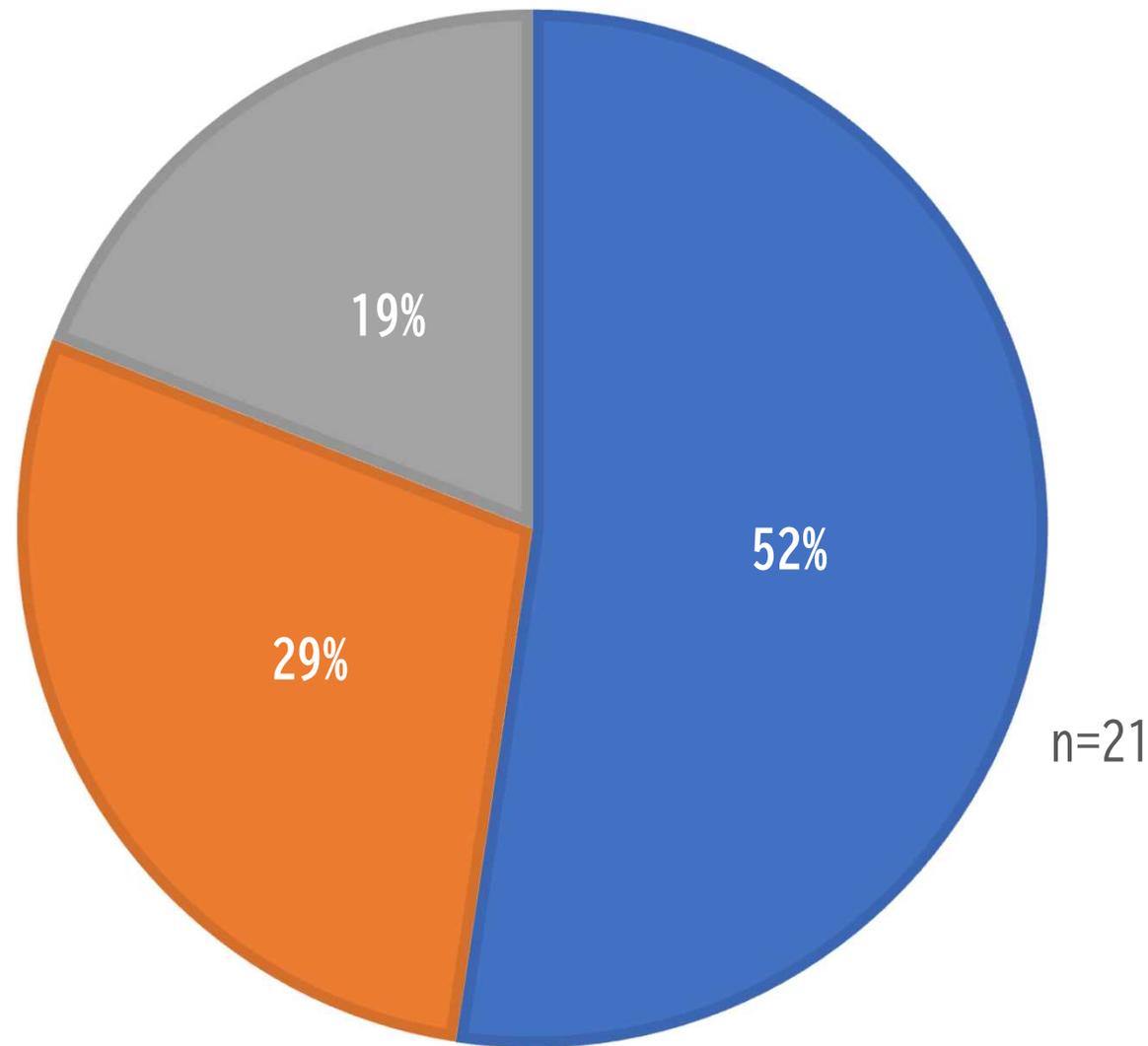


- 現行条例を廃止し、新たに条例を制定する。
- 現行条例の改正により対応する。
- その他（検討中）

問2 条例の改廃又は改正について、何月議会に上程する予定ですか。



問3 条例の改廃又は改正について、パブリックコメントは実施しますか。

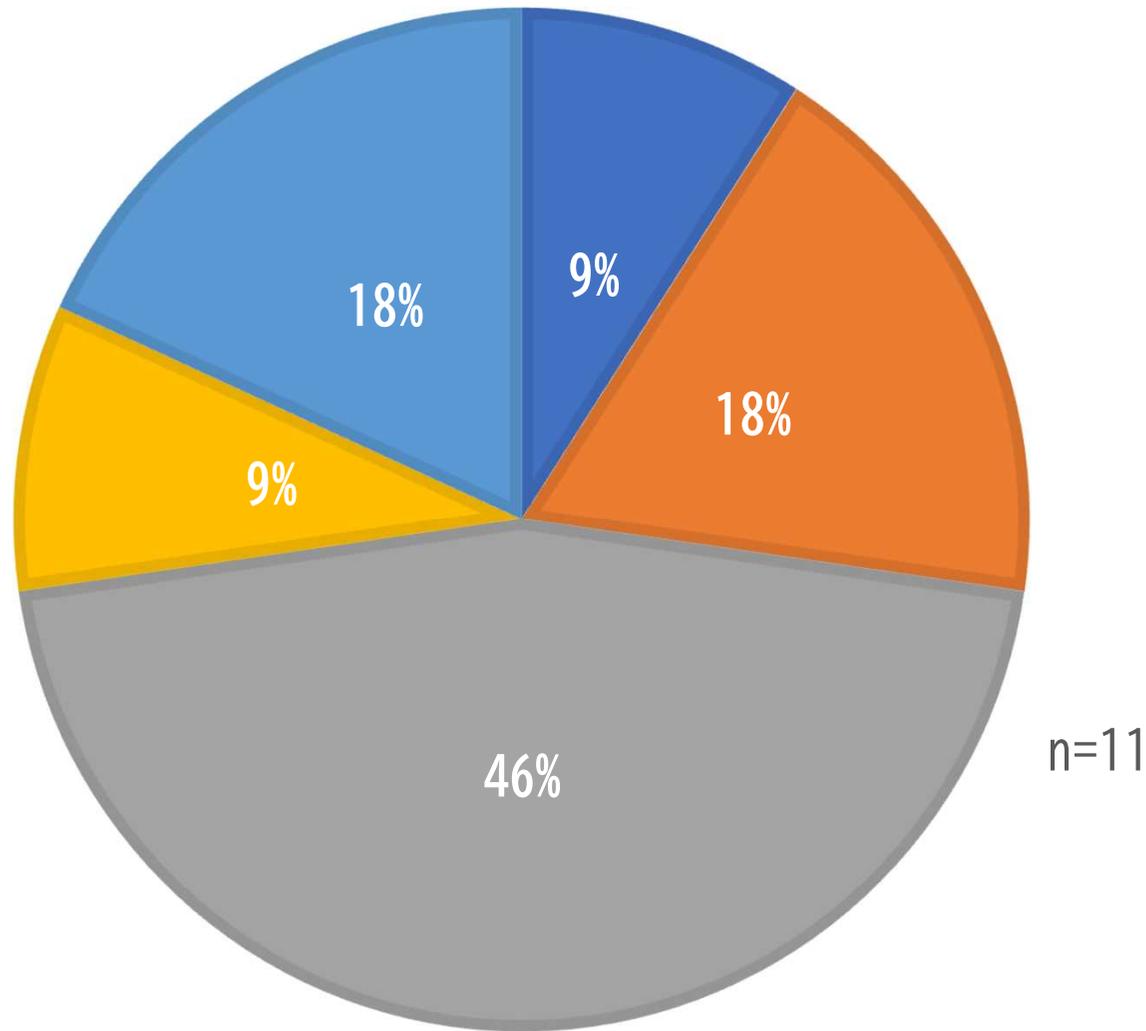


■ 実施する。

■ 実施しない。

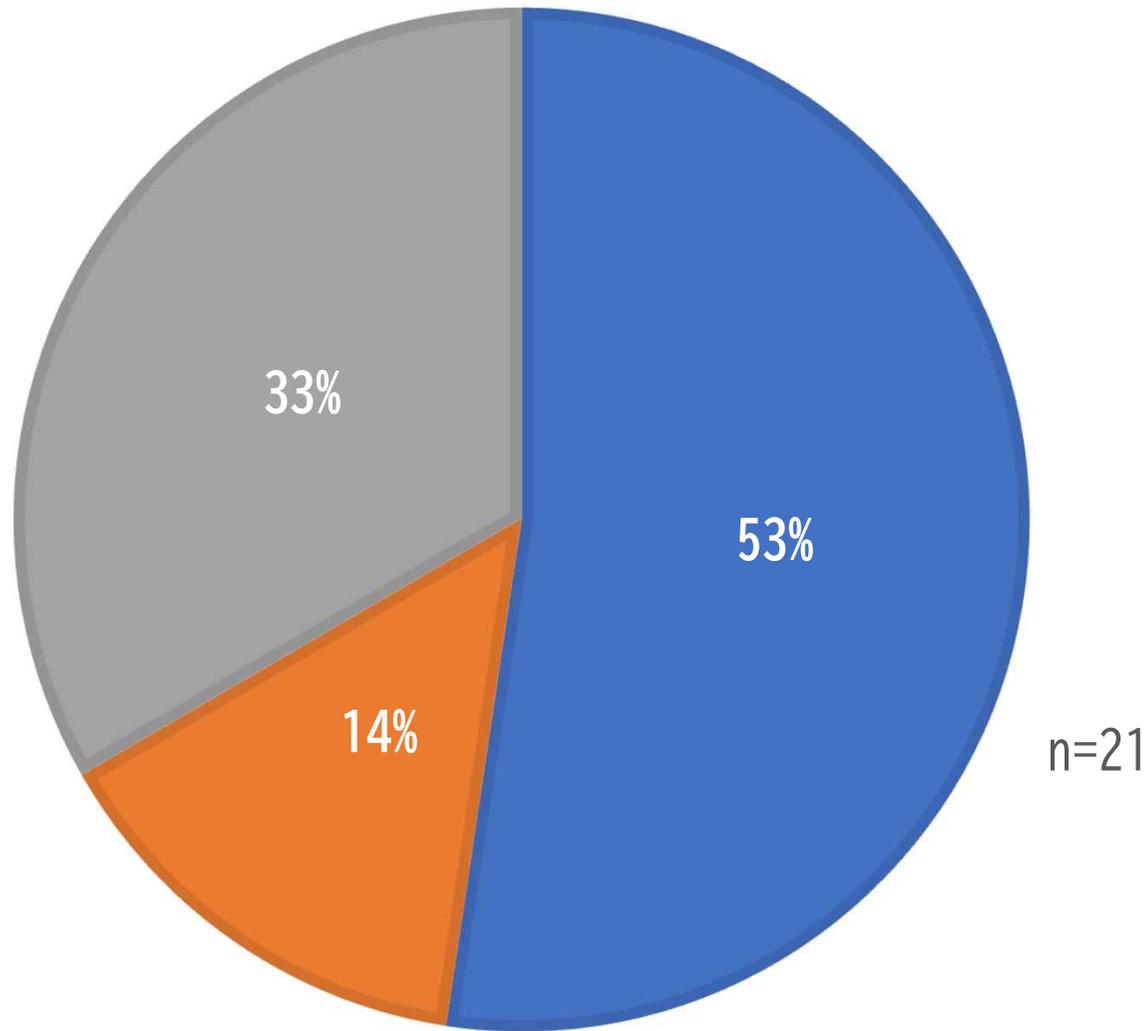
■ その他（検討中、実施予定）

問4 パブリックコメントを実施する場合、いつ頃実施予定ですか。



■ 6月 ■ 8月 ■ 9月 ■ 10月 ■ その他 (7~8月、8月又は9月)

問5 条例の改廃又は改正について、市で設置する情報公開・個人情報保護審査会等、合議制の機関に諮問しますか。



■ 諮問する。 ■ 諮問しない。 ■ その他

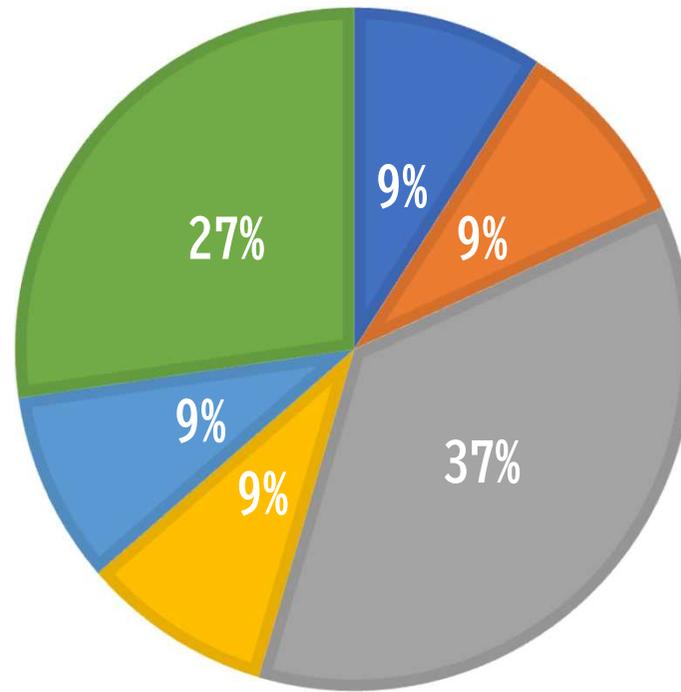
問5 条例の改廃又は改正について、市で設置する情報公開・個人情報保護審査会等、合議制の機関に諮問しますか。

○その他の回答

- ・ 諮問しない方向で検討中
- ・ 個人情報保護審議会に報告及び審議予定
- ・ 諮問はせず、方向性が決まり次第、報告を行う予定
- ・ 情報公開・個人情報保護運営審議会への報告事項としている。
- ・ 諮問する予定
- ・ 未定（検討中）



問6-1 条例の改廃又は改正について諮問する場合、いつ頃諮問を行う予定ですか。



n=11

■ 令和4年3月

■ 6月

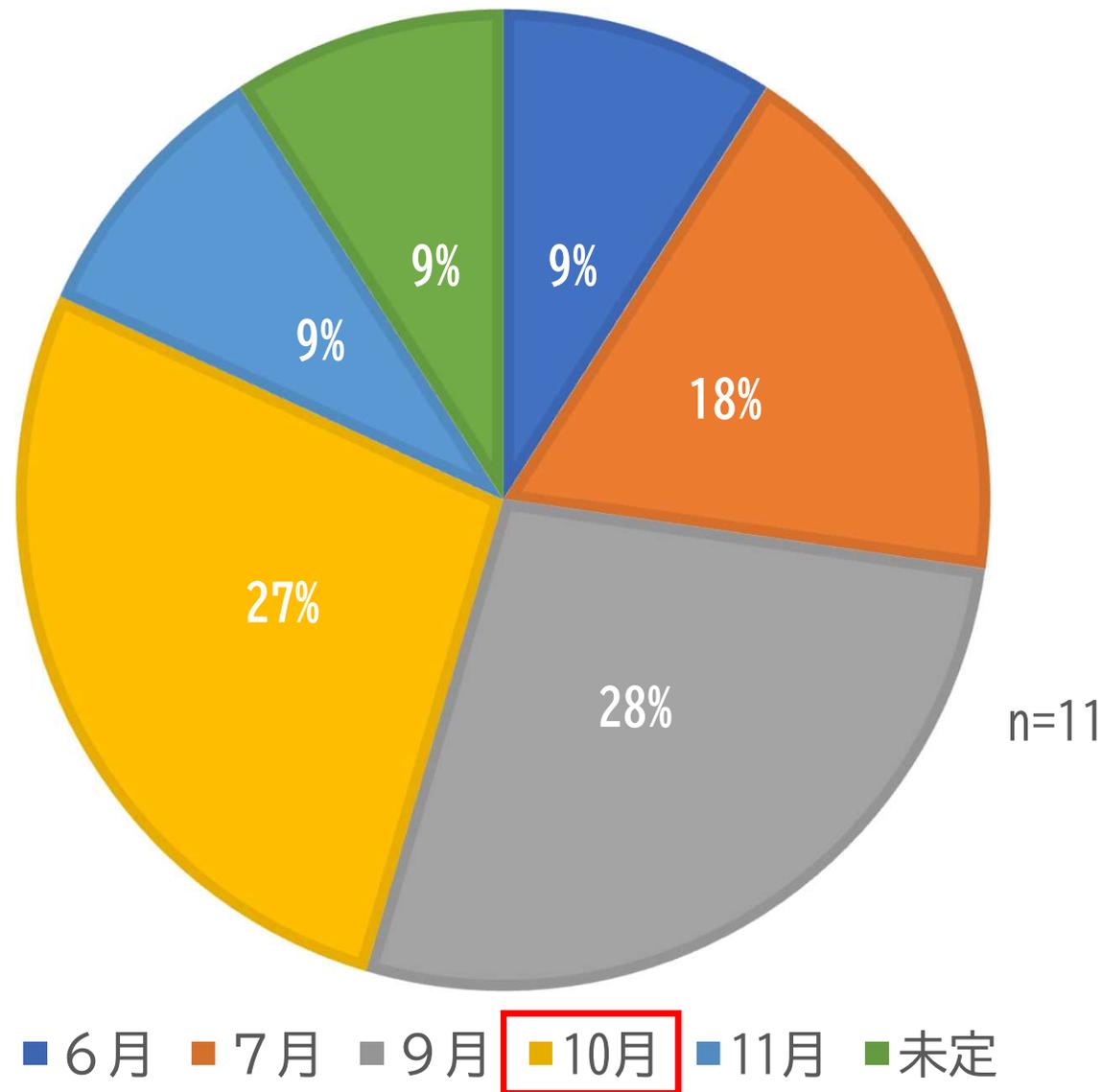
■ 7月

■ 9月

■ 未定

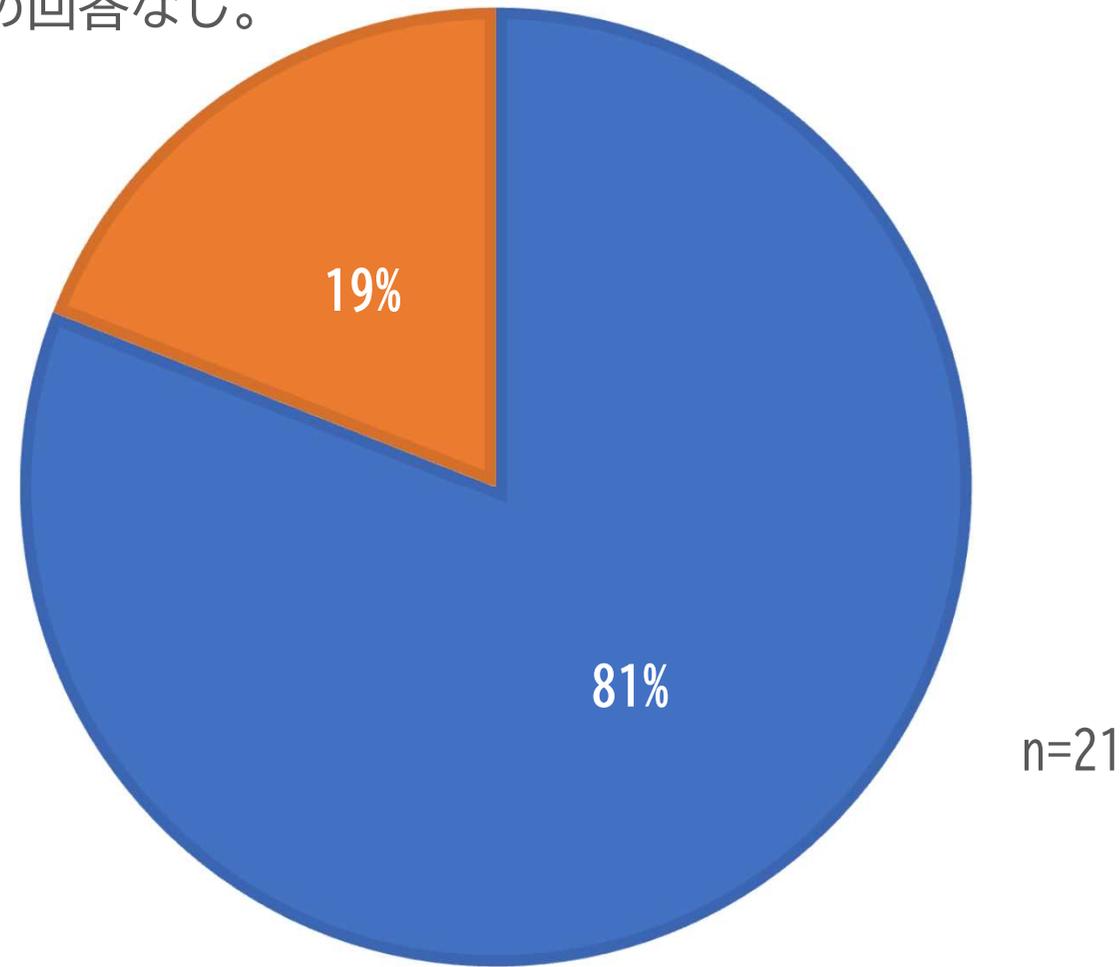
■ その他 (令和4年3月～7月、7月又は8月、9月又は10月)

問6-2 条例の改廃又は改正について諮問する場合、いつ頃
答申を出す予定ですか。



問7 新しい条例において、条例要配慮個人情報情報を定めますか。

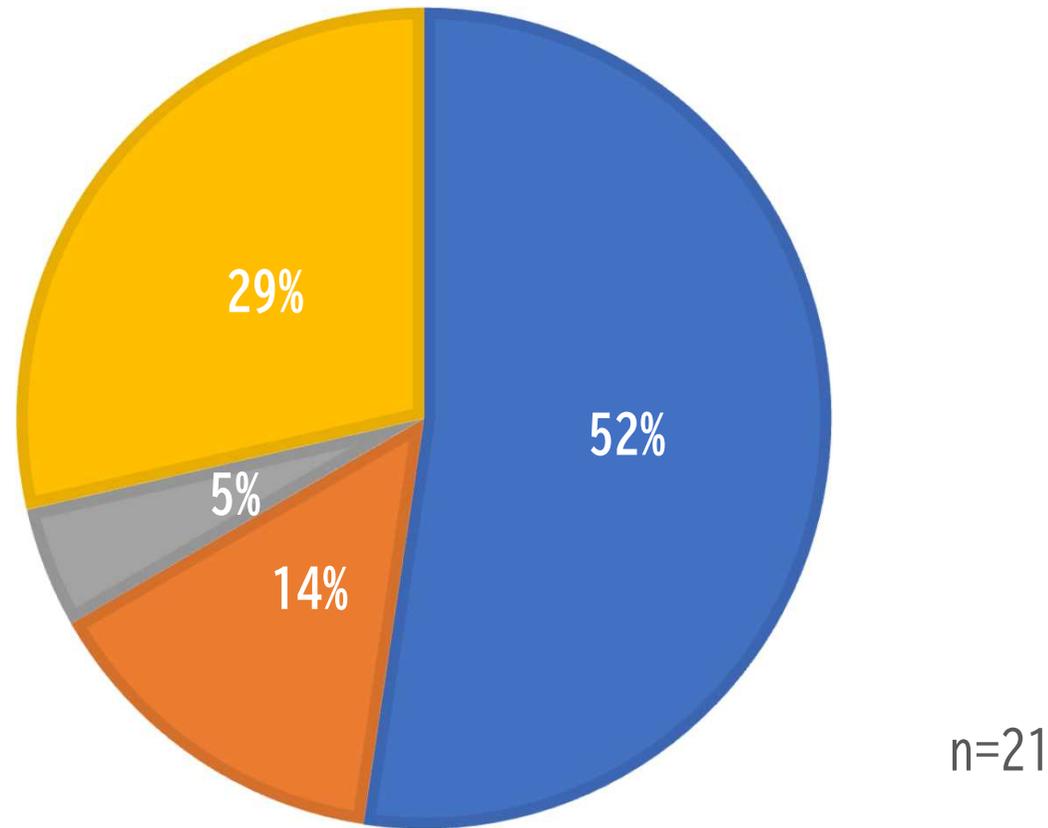
※問8は条例要配慮個人情報情報を定める場合の具体例に関する質問だが、定める予定の自治体が多かったため回答なし。



■ 定めない

■ その他 (検討中、定めない方向で検討、審議会で審議中、定めない予定)

問9 改正個人情報保護法では、公務員の氏名が開示すべき情報から除かれていますか、どのように対応しますか。



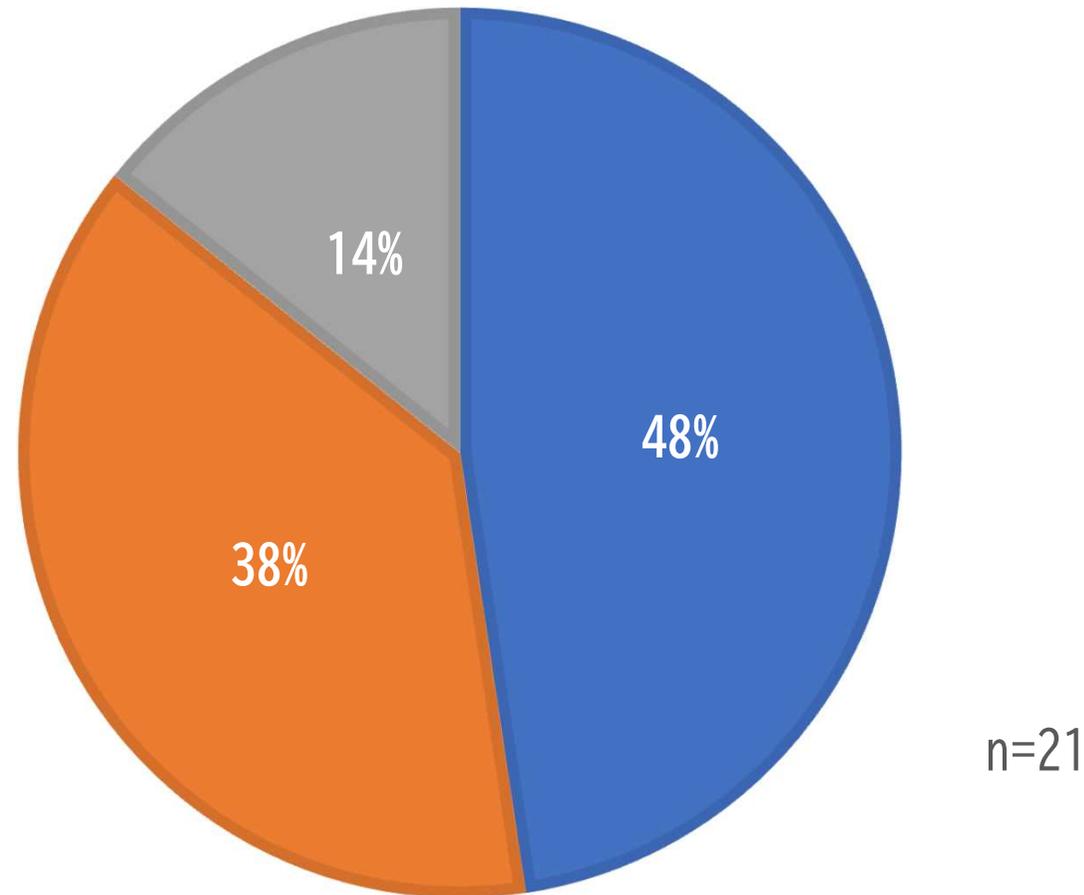
- 条例では独自の規定を設けず、運用上、原則開示とする。
- 条例で独自の規定を設け、原則開示とする。
- 条例では独自の規定を設けず、原則不開示とする。
- その他

問9 改正個人情報保護法では、公務員の氏名が開示すべき情報から除かれています。どのように対応しますか。

○その他の回答

- ・ 検討中
- ・ 条例では独自の規定を設けず、運用上原則開示とする方向で検討中
- ・ 本市職員については、職員録の閲覧により慣行として知ることができる情報であるため原則公開とする。なお、他機関の職員については、個別に検討する。
- ・ その他(条例で独自の規定を設けないため、職員情報の公表を行っていることから開示とする。)
- ・ 条例では独自の規定を設けず、運用上、事務対応ガイド206頁により開示すべき情報になっているので、原則開示します。

問10 改正個人情報保護法では、開示決定期限が30日、延長可能な期限が最大30日と定められていますが、条例で独自の規定を設けますか。



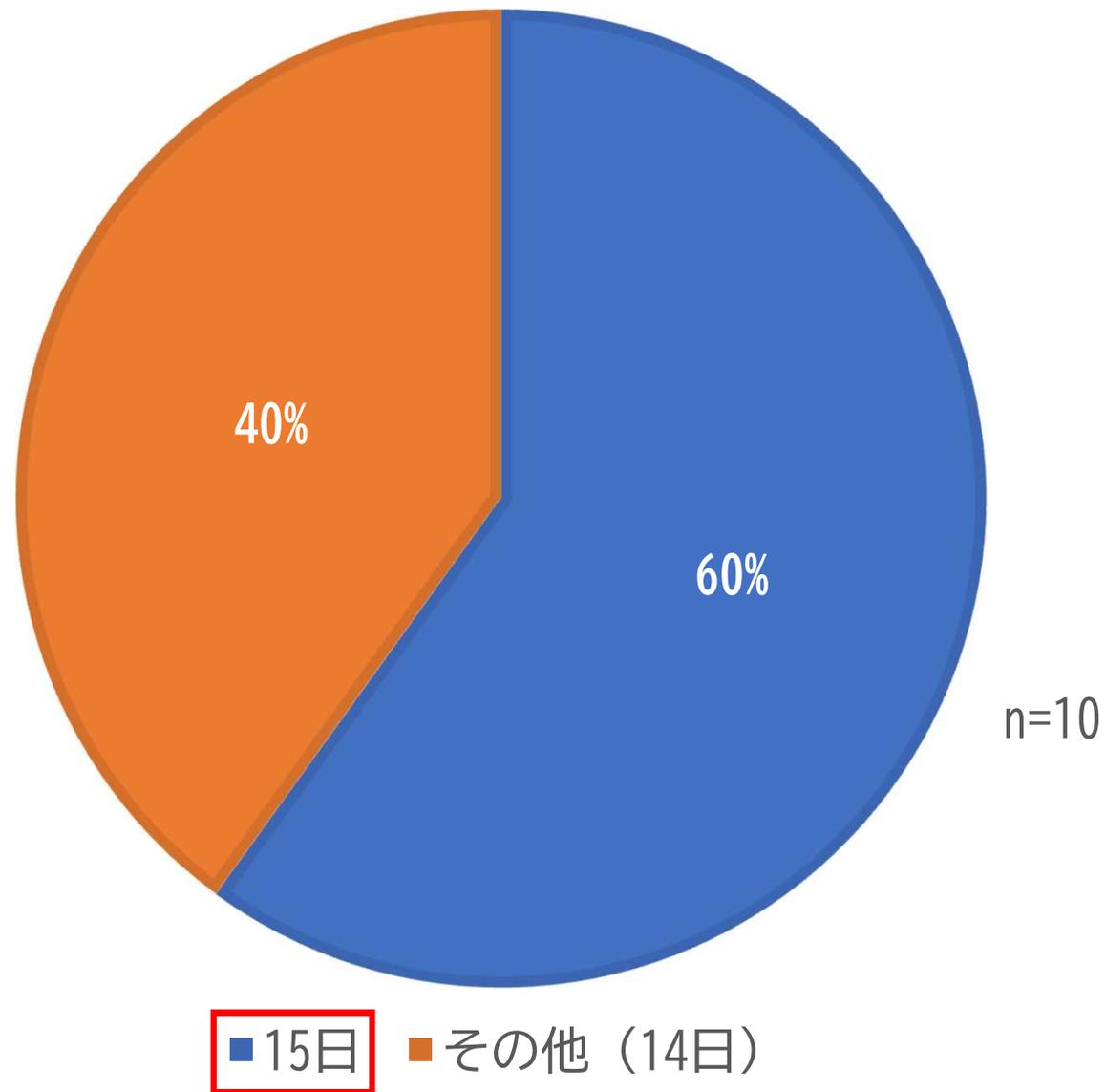
- 条例の規定により、開示決定期限を短縮する。
- 独自の規定を設けず、改正法に合わせる。
- その他

問10 改正個人情報保護法では、開示決定期限が30日、延長可能な期限が最大30日と定められていますが、条例で独自の規定を設けますか。

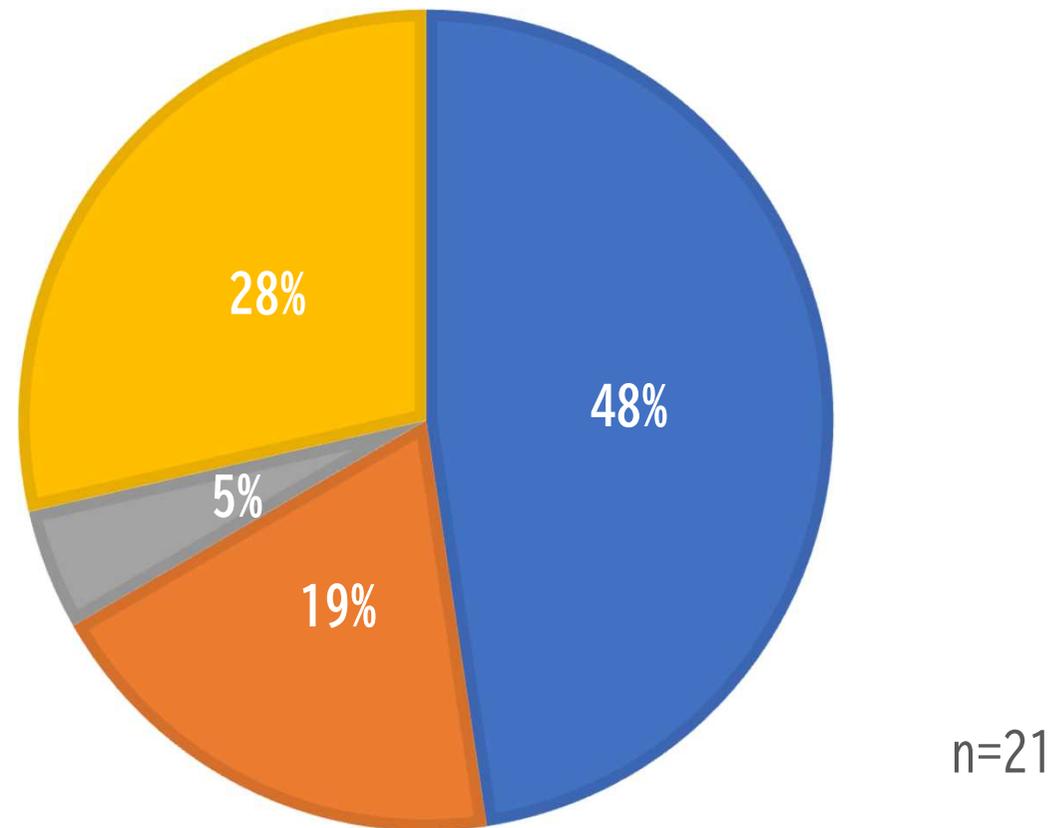
○その他の回答

- ・ 検討中
- ・ 独自の規定を設けず、改正法に合わせる方向で検討中
- ・ 条例の規定により、開示決定期限を短縮する予定

問11 条例で開示決定期限を短縮する場合、何日としますか。



問12 開示請求に係る不開示情報や開示決定期限において情報公開条例の規定と差異が生じた場合、どのように対応しますか。



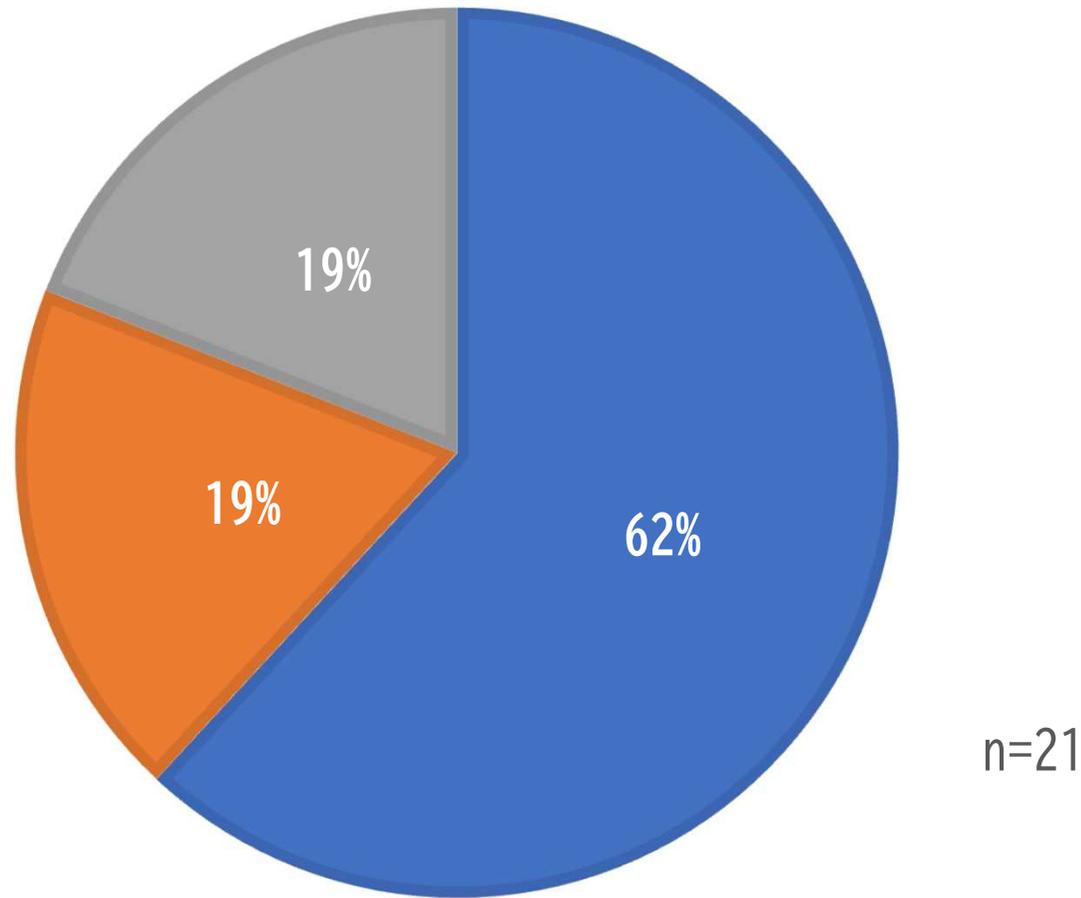
- 個人情報保護(法施行)条例と情報公開条例で別々の規定とする。
- 情報公開条例の規定を個人情報保護(法施行)条例に合わせる。
- 個人情報保護(法施行)条例の規定を情報公開条例に合わせる。
- その他

問12 開示請求に係る不開示情報や開示決定期限において情報公開条例の規定と差異が生じた場合、どのように対応しますか。

○その他の回答

- ・ 検討中
- ・ 不開示情報又は開示決定期限において、運用上、情報公開条例と差異は生じないと認識している。
- ・ 期限に関しては情報公開条例を個人情報保護（法施行）条例に合わせる。不開示情報は、匿名加工情報のみ情報公開条例に対応を規定する。
- ・ 不開示情報は情報公開条例に、開示決定期限は法施行条例に合わせる。
- ・ 不開示情報は未定。開示決定期限は個人情報保護法施行条例と情報公開条例で別々の規定とする予定

問13 法第129条に定める審議会等を設置しますか。



- 審議会として単体で設置する。
- 審査請求を諮問する機関(審査会)に審議会機能を付与する。
- その他

問13 法第129条に定める審議会等を設置しますか。

○その他の回答

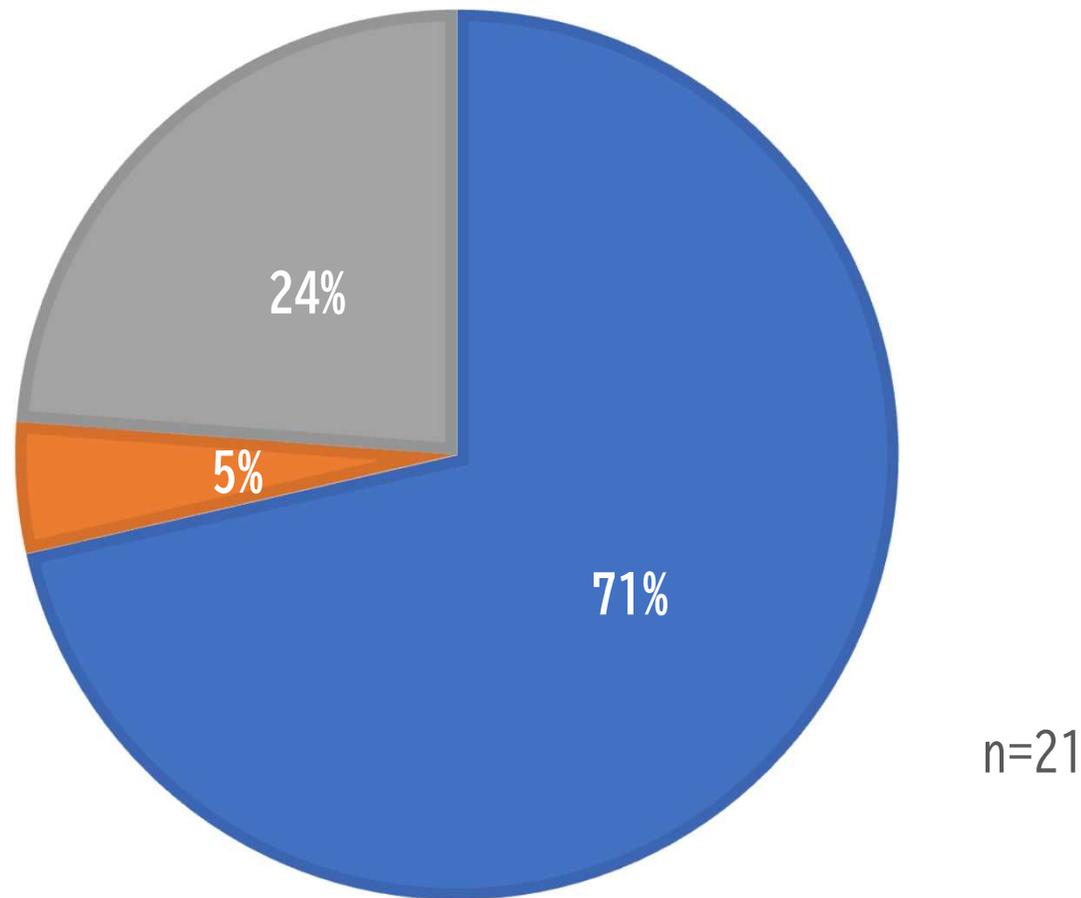
- ・ 検討中
- ・ 現在、設置している情報公開・個人情報保護審査会は、審査会機能（審査請求を諮問する機関）と審議会機能、両方あるため、同審査会を残して対応する予定
- ・ 審議会として単体で設置する予定

問14 審査会に審議会機能を付与する場合、合議制機関の名称はどうしますか。

○審査会に審議会機能を付与した場合の名称（例）

- ・土浦市情報公開・個人情報保護審査会
- ・つくばみらい市情報公開・個人情報保護審査会
- ・前橋市個人情報保護審査会
- ・柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会

問15 法89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、どのように定めますか。



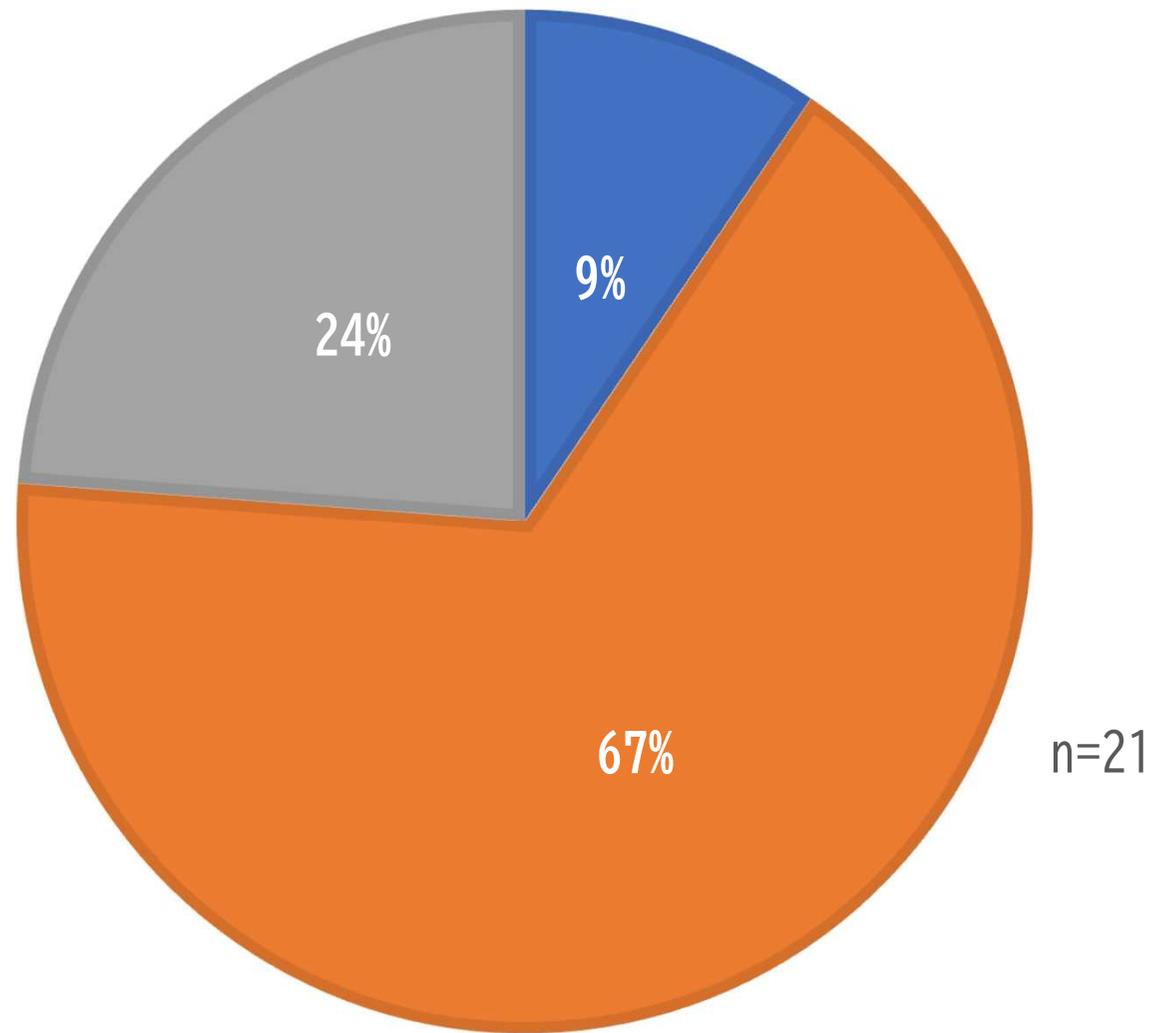
- 手数料は無料とし、従量制の費用(コピー代等)のみ徴収する。
- 開示請求にかかる手数料のみ定める。
- その他

問15 法89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、どのように定めますか。

○その他の回答

- ・ 検討中
- ・ 手数料は無料とし、従量制の費用（コピー代等）のみ徴収する。
- ・ 手数料は無料とし、写し等の実費は手数料としてではなく負担を求める。
- ・ 写しの交付に係る手数料のみ定める予定
- ・ 開示請求にかかる手数料を従量制で定める。

問16 法第119条第3項に規定する匿名加工情報の利用に係る手数料を定めますか。



■ 定める ■ 定めない ■ その他

問16 法第119条第3項に規定する匿名加工情報の利用に係る手数料を定めますか。

○その他の回答

- ・ 検討中
- ・ 匿名加工情報制度を設けないことを予定しているため、手数料について検討していない。
- ・ 未定

会 議 録

会議の名称		令和4年度第1回つくば市情報公開・個人情報保護審査会		
開催日時		令和4年6月3日（金）10時から12時まで		
開催場所		つくば市役所 2階 201会議室		
事務局（担当課）		総務部総務課		
出席者	委員	横田会長、磯山委員、川島委員、中田委員、堀委員、堀内委員		
	事務局	篠塚部長、杉山次長、沼尻課長、高野課長補佐、稲毛田係長、大下主任、伊藤主事		
	その他	（個人情報保護制度全般担当） 総務課：飯島係長、糸賀主査、田中主任		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開
非公開の場合はその理由				
傍聴者数		0名		
議題		個人情報保護法の改正の概要説明及び意見交換		
会議次第	1	開会		
	2	座長の選出		
	3	個人情報保護法の改正の概要説明及び意見交換		
	4	今後の予定		
	5	閉会		

〈審議内容〉

1 開会

○事務局

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

まず初めに、総務部長の篠塚から挨拶を申し上げます。

〔総務部長挨拶〕

○事務局

ありがとうございました。続きまして、本日出席している事務局職員の紹介をさせていただきたいと思います。

〔職員紹介〕

○事務局

会議に入りたいと思います。次第の2座長選出及び3個人情報保護法の改正の概要説明及び意見交換に移らせていただきます。

今回の審査会では、個人情報保護法の改正により、既存の当市個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法施行条例を新規設定する必要が生じたことに伴いまして、審査会条例第2条第1項第5号に基づき、個人情報保護制度の運営に関する重要事項として調査審議をお願いするものでございます。

次第に従って進み正午に終了予定としております。限られたお時間ではありますがよろしくお願ひいたします。以降の議事進行は横田会長にお願ひいたします。

なお、委員の皆様のお手元にマイクをご用意しております。当市ではこのマイクを使った音声を基に、AIが議事録を作成するシステムを導入しておりますので、発言の際には必ずマイクの使用をお願ひいたします。それでは会長よろしくお願ひします。

2 座長の選出

○会長

ただいまから令和4年度第1回つくば市情報公開個人情報保護審査会を開きます。

まず初めに、つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条により、会議の座長を選出したいと思います。自薦他薦、どなたかありますでしょうか。ないようでしたら事務局の方にて選出案をお願いいたします。

〔出席委員からの意見なし〕

○会長

それでは、事務局ではどのようにお考えでしょうか。

○事務局

会長に、引き続き座長を兼任いただければ幸いです。

○会長

事務局案でいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは本審査会の座長を進めさせていただきます。

3 個人情報保護法の改正の概要説明

本題に入っていきたいと思います。本日の委員の出席数は6名です。本審査会の開催要件である委員数7名の半数以上の出席を満たしており、会は成立しております。

また本審査会はつくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第4条に規定する非公開とすることができる会議に該当しないため、配付資料及び会議録も含め、公開として進めてまいります。

審議に入っていきたいと思いますが、まず事務局から、今日の審査会の進め方について説明をお願いいたします。

○事務局

今日の審査会の進め方についてです。この後、総務課公文書管理係から、法改正及びそれに伴う当市の条例改正について説明がございます。

その後、総務課の質疑応答も含めまして、自由に意見交換を行っていただき、内容について理解を深めていただく機会としていただければと考えております。また、最終的な答申の参考イメージとして、本日、他市における過去の答申例を机上配布させていただいております。

答申の内容自体は、基本的には次回以降の審議事項とはなりますが、形式としてこのようなものというイメージを持っていただければ幸いです。今日の審査会の進め方としては以上となります。

○座長

ありがとうございます。続いて総務課から改正個人情報保護法及び個人情報保護法施行条例について説明をお願いいたします。

○総務課

ではただいまから、改正個人情報保護法及び個人情報保護法を施行条例案について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

説明に入る前に資料の説明をさせていただきたいと思います。事前にお配りした資料ですが、資料1番がこのスライドの内容を印刷したものとなっております。こちらは、本日差し替え版右上に差し替え版と表示されているものをお配りしておりますので、こちらを見ていただけたらと思います。

2番がスケジュールになります。今後の条例改廃スケジュールの詳細を表示したものとなっております。

資料3番が、新しく改正されました、個人情報の保護に関する法律の条文となっております。

資料4が、現在のつくば市個人情報保護法施行条例の案となっております。こちらも、本日差し替え版をお配りしております。差し替え版の方ですが、タイトルに、案が抜けておりますが、引き続き案の状態でございますので、

お手数ですが案と追記していただければと思います。

なお資料4に関しましては、差し替え版と訂正箇所という2種類の資料をお配りしてございます。差し替え版が現在の案でございまして、訂正箇所が、前回お配りしたものと、内容が変わっている部分に関しましては、赤字で表示しております。前回との変更箇所を確認する場合には、この訂正箇所を見ていただけたらと思います。

資料5は、情報公開個人情報保護審査会条例となっております。こちらも本日差し替え版をお配りしておりますので、そちらを御覧いただければと思います。

参考資料といたしまして、参考資料1で、現行のつくば市個人情報保護条例の条文をお配りしております。また参考資料2といたしまして、他市の個人情報保護条例改正に関する答申の見本を用意しております。資料に過不足等ございましたら、お声掛けいただければと思いますが、ございませんでしょうか。

それでは説明に移らせていただきます。最初に、条例改廃スケジュールについて説明をさせていただきます。画面にスケジュールが表示されておりますが、こちらをより詳細にしたものが、お配りしている資料2となります。必要に応じて確認いただければと思います。

まず本日6月3日ですが、この審査会の委員の皆様には、法改正及び条例改廃の概要を説明し、質疑応答の場を設けさせていただきたいと思っております。本日の議論で結論を出すという趣旨ではありませんので、こういったことでも結構ですので、忌憚のない意見・質問をいただければと思います。

本日の議論を踏まえまして事務局内で、案を検討させていただいた後、6月下旬に当審査会に諮問をさせていただきます。

なお、この諮問につきましては、法令で必須とされているわけではございませんが、今回の条例改廃については、専門的知見を持つ委員の皆様からの

意見をいただく事が不可欠であると判断をしたため、諮問させていただくものとなっております。

その後、7月下旬、審査会において、条例案の調査審議をしていただいた後、8月上旬つくば市の重要施策等を審議する機関である、庁議という機関に付議させていただきまして、8月24日に庁議で審議を行います。

なお今回の条例制定に関しましては、つくば市パブリックコメント実施要綱において、手続が必要な対象となっておりますので、9月2日から10月3日にかけて、パブリックコメントの意見募集を実施いたします。

その後、10月上旬にパブリックコメントにて出た意見の検討を踏まえた結果の条例案について、審査会から答申をいただく予定となっております、11月中旬、つくば市市議会12月定例会へ議案を提出し、12月つくば市議会において審議を行います。議会で条例が可決された後は、令和5年1月に、つくば市個人情報保護法施行条例を交付いたします。

なお今回の法改正によりまして、地方公共団体の長は、個人情報の保護に関する条例を定めたときは、個人情報の取扱いを監督する国の機関である個人情報保護委員会という機関に届出をしなければならないとされておりますので、2月にその届出を行います。3月に庁内外に周知を行った後、4月1日、改正法の施行と合わせて条例の施行を行います。

以上がスケジュールの説明となります。ここまでで何か質問がありましたら、伺いたいと思います。

特にないようでしたら、続きまして、個人情報保護法の改正の背景について説明させていただきます。今回個人情報保護法の改正に至った背景には、第1に、国におけるデジタル庁の創設など、近年のデジタル業務改革の推進が進む中で、国や地方公共団体等の公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が予想されたということがあります。これを受けて、国は、個人情報等の適正な取扱いに万全を期すため、独立規制機関である個人情報保護委員

会が、公的部門、民間部門を含めた個人情報の取り扱いについて、一元的に監視、監督する体制の必要が生じました。

第2に、デジタル社会の進展や、個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータの利活用が活発化していることが挙げられます。こうした中で、データの利活用の支障となり得る、不均衡不整合を是正する必要がありました。

具体的には、企業等民間部門と、国や地方公共団体などの公的部門で個人情報の定義が異なっていたこと。国立病院、民間病院、公立病院でデータ流通に関するルールが異なっていたこと。国立大学と私立大学で、学術研究に係る例外規定のあり方が異なっていたこと。また、地方公共団体の持つ個人情報保護条例の規定や運用がそれぞれ異なっていたこと。こちらに関しましては、自治体が2,000あれば、それぞれ2,000個の異なったルールがあると言われる、いわゆる2,000個問題と呼ばれる問題などが背景にありました。

また、国境を超えたデータ流通が増加していることを踏まえ、こちらに表示されていますGDPR、GDPRといいますのは、EUにおける一般データ保護規則といった規則になります。こちらへの十分性認定への対応など、国際的な制度への調和を図る必要が高まっていました。こうした背景を踏まえまして、令和2年度に、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、個人情報に関する本人の権利強化、主に民間事業者を対象とした責務強化や、虚偽報告等への法定刑引き上げ等が実施されました。

さらに、令和3年度に、こちらにございますデジタル社会の形成を図るための法整備に関する法律が成立し、同条の第50条関係と呼ばれる規定により、これまで法律が3つに分かれておりました民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等について、個人情報保護法が一本化して適用されることとなり、令和4年4月1日に既に施行されております。

また、同法の51条関係と呼ばれる規定により、令和5年4月1日から、つ

くば市を含む地方公共団体についても、個人情報保護法が適用されることとなっております。以上が個人情報保護法改正の背景となります。ここまでで何か質問がありましたら、お伺いしたいと思います。

続きまして、改正個人情報保護法の概要について説明いたします。改正個人情報保護法の特徴としまして全国共通のルールを設定したことが挙げられます。画面の図で見ていただいておりますように、改正前の個人情報保護法におきましては、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体等、それぞれで、根拠法令が分かれており、それを監督する機関も、総務省、個人情報保護委員会、それぞれ地方公共団体と分かれておりました。

改正後の個人情報保護法におきましては、根拠法令を一本化して、個人情報保護法を全国的な共通ルールのもとで、それぞれの機関に適用する事となっております。また、それを監督する機関についても、個人情報保護委員会に一本化されることになりました。

また、医療分野学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として、民間の病院大学等と同等の規律を適用するとともに、学術研究に係る保護法の適用除外規定については一律の適用除外ではなく、法律を適用した上で、例外規定を置き、規律を精緻化することとなりました。

また、個人情報の定義を、国、民間、地方公共団体で統一するとともに、匿名加工情報の取り扱いに関する規律を明確化することとなりました。それによって地方公共団体におけるルールが共通化されることも、改正法の特徴となっております。

改正法の適用前は、地方公共団体によって規制の対象が異なり、国とほぼ同じ規律を保っている自治体もあれば、そもそも条例を制定していない、また国より、規律、一部の規律が少ない、逆に国よりも規律が多い、また、国とは異なった手続きを設けているなど、不均衡な状態にありました。

改正法の適用後に関しましては、法律により、全国的な共通ルールが設定

され、地方公共団体については、法律の範囲内で、必要最小限の独自の措置が許容されることとなりました。

これを受けて、つくば市においては、これまで個人情報の取扱いの基準となっておりました、つくば市個人情報保護条例を廃止し、必要最小限の措置を定める、つくば市個人情報保護法施行条例を新たに施行することとなっております。

それでは、法律の中身を説明していきたいと思います。お配りした資料3が、改正法の前文となっておりますので、必要に応じて確認いただければと思います。

最初に、定義関係について説明いたします。これまで地方公共団体の条例において、独自の定義が定められていた用語の定義については、個人情報保護に関する全国共通ルールで法律を定めるという法改正の趣旨に鑑みて、条例で独自の定義をすることは許容されないとされております。

ただし、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別等が生じないように、取扱いに特に配慮を要するものについては、第60条第5号に規定する条例要配慮個人情報を定めることができるとされております。

また、定義関係をはじめとする地方公共団体（議会を除く。）とありますが、その規律については、改正後の法律により統一されるため、一部を除いて、条例で新たな規定を整備する必要はないものとされております。

なお議会を除くとありますのは、改正法におきましては、国の国会等が個人情報保護法の対象外となっていることに合わせて、地方公共団体の議会も、その対象から除かれたということになります。このため、つくば市の議会事務局におきましては、別途、議会の個人情報保護に関する条例を定める予定となっております。この定義関係の主な変更点といたしまして、個人情報そのものの定義が変わったことが挙げられます。

改正前の法律では、個人情報の定義に関しましては、画面にございます、

当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別できるものとありまして、括弧書きで、「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む、」とされていましたが、改正後の法律では、「他の情報と容易に照合することができ」、「容易に」という文言が追加されています。

改正前の法律では、他の情報と照合するにあたって、例えば、何らかの調査が必要となった場合、容易ではない場合でも、照合が可能であれば、個人情報の定義に含まれていましたが、改正後は、その照合が容易にできなければ、個人情報には含まれないということになりました。

結果として個人情報の範囲は狭くなっているということになります。これに関しましては、これまで民間部門と公的部門とで分かれていた個人情報の定義を、民間部門に合わせる形で、統一することになった結果となっております。

続きまして個人情報の取扱い関係等になります。これまで条例で規定していた個人情報の保有の制限、利用目的の明示、利用及び提供の制限等については、今後は法令及び国の規則ガイドライン等に基づいて対応することになります。

改正法第 68 条におきまして、保有個人情報の漏えい、滅失、き損等が生じた場合、個人の権利利益を害するおそれ大きいものは、個人情報保護委員会へ報告する義務が生じています。

また、改正法第 74 条・第 75 条におきまして、個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務づけられました。個人情報ファイル簿とは、ここにあるように、一定の事務の目的を達成するために、保有個人情報を体系的に構成したファイルで、個人情報によって識別される特定の個人の数が、1,000 人を超えるものを指しております。

つくば市においては、こちらは現時点でも、国の基準に準じて、ファイル

簿の作成公表を行っておりますので、こちらに関しては、改正による影響は少ないものと考えております。

続きまして、開示、訂正及び利用停止関係です。まずこの開示、訂正及び利用停止についてですが、個人情報保護法においては、行政機関等に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求することができることとされており、その請求の方法等に関する規定となります。

まず、改正法の第 89 条第 2 項において、地方公共団体に開示請求するものは、実費の範囲内において、手数料を納めなければならないとされておりますが、この手数料の額を条例で定める必要があるとされております。

また、開示請求につきましては、開示請求者以外の個人に関する情報など、開示できない情報、不開示情報といったものがございしますが、市の情報公開条例にも同様の不開示情報といったものがあり、こちらと整合を図るため、情報公開条例の規定と同様の不開示情報を追加すること等が許容されております。

またその他、法で定める、30 日間の開示決定期限を短縮すること、開示請求にかかる手数料を無料、または、コピー代 1 枚につき 10 円というような従量制とすることが許容されております。逆に情報公開条例と関係のない不開示情報を追加することや、30 日間を超える開示決定の期限を設けることは許容されておられません。

また、現行法では、本人または法定代理人にしか認められていなかった開示請求が、委任状等を用いた任意代理人による請求も、認められるようになっております。なお、現在も開示決定等にかかる審査請求の諮問を受けていただいております現在の情報公開・個人情報保護審査会につきましてですが、こちらは改正法第 105 条第 3 項に規定する、行政不服審査法第 80 条第 1 項、または第 2 項の機関ということを、審査会条例に位置付けることで、引き続き、審査請求に係る諮問機関とすることが可能となっております。この位置

付けを行うため、今回つくば市情報公開個人情報保護審査会条例についても、改正が必要となっております。それに関して、お配りした、資料5が審査会条例の新旧対照表となっております。

続きまして行政機関等匿名加工情報です。匿名加工情報とは、こちらにありますように、当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除することなどにより、特定の個人を識別することができないように、個人情報を加工した個人に関する情報で、当該個人情報を復元することができないようにしたものと定義されております。

改正前の法律では、行政機関においては、非識別加工情報と呼ばれておりました。これに関しまして、法第111条の規定により、国、地方公共団体、独立行政法人等の行政機関等は、定期的にこの匿名加工情報を活用した事業の提案募集を行うものとされております。

また、法第119条におきまして、提案募集を行う場合は、匿名加工情報の利用に関する手数料に関する条文を、条例で定める必要があります。なおこの提案募集に関しましては、当面の間は、都道府県及び政令指定都市にのみ義務付けられており、つくば市の場合は、こちらは任意となっております。なお、改正個人情報保護法では、国、地方公共団体、独立行政法人等を合わせて、行政機関等と呼んでおります。こちら単に行政機関といった場合は、国の機関のみを指しますが、行政機関等といった場合は、地方公共団体を含む定義となっております。

続きまして個人情報保護委員会についてです。個人情報保護委員会は、専門的知見を有する独立行政委員会として設置されており、これまでは、民間の個人情報取扱事業者の監督を主な任務としてきましたが、改正法の施行後は、行政機関等についても、指導、助言勧告等の監視を行うこととされております。

また法第166条におきまして、地方公共団体は、個人情報の適正な取扱い

を確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供、または技術的な助言を求めることができるとされております。また、先ほどのスケジュールの際も説明いたしましたが、第 167 条において、地方公共団体の長は、改正後の法の規定に基づき、個人情報保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく委員会に届け出なければならないとされております。

続きまして審議会等への諮問です。改正法の第 129 条において、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することが可能であるとされております。この諮問できる内容は具体的には、この法令やガイドラインに沿った運用ルールの細則を定める場合や、地域の特殊性に応じた独自の施策の実施について、意見を聴取することが特に必要な場合等が想定されています。

一方、個別案件における個人情報の取扱いにおいて、類型的に審議会等への諮問を要件とすることは、許容されておられません。ただし、現在も当審査会に諮問させていただいております、特定個人情報保護評価、PIA に関しましては、番号法に基づく規定ですので、こちらの諮問は従来どおり可能となっております。

また、既存の情報公開・個人情報保護審査会に審議会の役割を持たせることも可能とされているため、つくば市におきましては、現在の個人情報保護審査会に審議会の役割を追加する形での条例改正を考えております。以上が、改正個人情報保護法の概要となります。こちらについて何か質問がありましたら、お伺いしたいと思います。

○堀内委員

委員の堀内でございます。一つ理解できなかったのを教えていただきたいのですが、3-6の行政機関等匿名加工情報の真ん中あたりで、匿名加工情

報を活用した事業の提案募集を定期的に行うものとすると言われていたのですが、これがどういうイメージなのか何のために提案募集をすると言っているのかが分からなかったので、イメージを教えてください。

○総務課

今回の法改正の趣旨といいますのが、個人情報を含めたそのデータの利活用によって、新たな産業の創出ですとか、経済を活性化するといった目的が含まれております。

個人情報に関しては従来その個人を識別できる情報、商業目的に利用すること等は、従来認められていなかったのですが、今回この匿名化という、特別な技術を施して、個人が特定できないようにし、企業等に例えば医療ですとか、介護に関するデータを提供し、企業がそれを分析した上で、例えば提案ができるとか、こういった分析結果、これを行政に反映させることができるといったような提案を企業に募集する流れとなっております。

○堀内委員

よく分かりましたありがとうございました。

○磯山委員

定義のところ、改正後は、他の情報と容易に照合する事がという形で、限定されることになったというお話でしたが、具体的にこういった情報が外れるのでしょうか。

○総務課

容易にという定義がどこまでというのは若干難しい話ではあるのですが、解釈上では通常の事務ですとか、業務における一般的な方法で、他の情報等、照合できる状態にあるということを意味しており、例えば特別な調査をしたりですとか、或いは照合のため特別なソフトを購入してインストールしたりとか、そういった若干の手続が追加されるような場合は、この容易にという要件は満たさないということが考えられております。

○磯山委員

容易性っていうのは誰を基準に判断するのでしょうか。公的機関なのか、民間の情報を出す側の判断なのか。

○総務課

ルール上は民間においても、行政においても、同じルールですので、その容易の照合っていうのは、もしかしたらその場、その場での判断になってくることもあるかもしれません。

○磯山委員

具体的なものは、今後の事例の積み重ねみたいな事になってきますでしょうか。

○総務課

そうですね。例えば簡単に考えられるものとしては、登記情報なんかは、一般に公表されていますので、そこから得られる情報は、容易に照合できる範囲に含まれてくるのではないかと思います。ただ実際、言われるとおり、具体的には今後の事例の積み重ねという部分はあると思います。

○磯山委員

分かりました。

○川島委員

今の「容易に」の部分に僕も正確に理解しているわけではないのですが、モザイク効果と言われているもので、例えば、正確ではないので、正しいかどうか疑問の余地があるのですが、モザイクって、ステンドグラスの中でチップの断片があり、断片一つ一つが赤だったり緑だったりしますが、全体としては、断片が全体として形をなすと、それが人であったり、風景だとかはわかります。ところが、一つ一つの赤の断片、或いは三角の断片とかだけだと、モザイク全体の絵が何を意味しているのかは、見た人間は分かりません。この例が良いかどうか私にはよく、まだはっきり分かりませんが。

例えば、私がTポイントのポイントを持っている場合、どこで何を買ったか、Tポイントで全部履歴がありますよね。そのTポイントを使っている人間の、IDとして番号だけがあって、住所、生年月日等も分からなくても、IDが例えば111 何とか番の人が、何月何日どこでパンを買い、どこで、鉛筆を買ったという履歴がありますよね。その情報だけでは、私かどうかはわからないですよ。

ところが、私のTポイント履歴と、私の携帯のGPSの位置情報と、例えば私のSuicaの情報とが全部組み合わさると、私以外にないという状況が発生する、それが、その情報です。

モザイク効果というのは、僕の理解ではそういう事で、要するに情報は、ある塊だけだと、必ずしもその個人が特定できないのですが、括弧書きの意味しているところは、氏名、生年月日、その他が分かってしまい、それは、私のことということがはっきりと特定できないような情報の塊があり、特定できない情報の塊が3つ、4つと重なって、全部何月何日はこの人はどこで何を買ってTポイント幾らで、Suicaがどこでとか、それが分かると、きっとこの人はこのマンションに住んでいて、年齢何歳ぐらいの男性でとか、分かり出す、他のフェイスブックの情報と重ねて、それは川島だったと判ってしまいます。

そういうイメージで、この括弧書きを照合することによって、個人を識別されてしまうという、そういうことがあります。このインターネットの社会、少し参考までに、必ずしも正確な事例を引いているとは言い切れないのですが、容易に照合することで、個人情報、個人識別が可能になるということは、そういうことだと私は理解していて、正確な解釈は、個人情報保護委員会の何か解説があると思いますが、一般にはこれがモザイク効果と言われているものです。

○座長

磯山委員は、その「容易に」というのが付くと、「容易に」が付いてない改正前とは、具体的にどこが違ってくるのでしょうかという、質問かと思うのですが、その容易さというのが、どういう事なのか。

○磯山委員

一番スタートとしては「容易に」を、検討することでどこまで狭まってくるのかなど、この照会の方法とかもあるのでしょうか、何か大枠そんなに変わってこないような気がします。

○川島委員

この経緯から考えると、おそらく、民間企業に対する個人情報保護法の中に「容易に」があったので、一本化するとき、全体の標準的な解釈として「容易に」を入れた、それを残したということですよ。

私は背景がよく分かりませんが、この容易性の判断というところが一番この個人情報保護の裁量的に悩ましいところだと思います。容易かどうかというのは、世の中に流れている情報の量とか、質とか、スピード感によって実は分からないのです。

我々がいろいろな情報を手軽に利用できるようになってきていますが、昔はそうではありませんでした。3年前、5年前もそうではありませんでした。容易性というものが社会に混乱を与えて、個人のプライバシーとか、そういったものに影響を与えるほどの容易な状態になり、普通の人でも、ちょっとした情報を組み合わせることで、その人を特定して、ダイレクトメールを送ったり、その人の住所を特定してストーカー行為を行ったりということが、社会全体としては怖いわけですね。

この括弧書きの中というのは、個人情報が含まれてなくても、容易に組み合わせると個人が特定されるということになるという、そういう意味だと私は理解しています。個人情報保護の専門ではないですが、ただ一般的にはそう理解されていると思います。

○座長

具体的で分かりやすい説明だったと思います。

○川島委員

磯山委員がおっしゃるこのことについて、多分、個人情報保護委員会は、今までの解釈、前例をお持ちだと思いますし、今回の改正は、個人情報保護条例に基づく審査会の権限を全部中央で引っ張っているということですから、我々が判断する必要はなくなるので、直接、我々の責務ではなくなります。

これがどう解釈されるかって、国に持っていかれたということで私が逆に懸念するのは、その判断が遅くなって、地域における情報の活用、情報による紛争の防止等についての、滞りが起きてしまうという、おそれはなくはないと思っています。国は国の個人情報保護委員会が機能するという前提でこの法律を書いています、実際どうなるかは分からないです。

○座長

理解がまた深まったような今の議論だと思います。

他にも何か質問や意見、あるいは川島委員強調したいところがあったら教えてもらえるとありがたいです。

○川島委員

これは論点がいろいろあって、人によってその法改正とか、条例に及ぼす影響というものの見方が違うと思うのですが、私が、一番に関心があるのは、先ほど堀内委員御指摘の、匿名加工情報に対してつくば市はどのような姿勢で取り組むか、というところに尽きると言っていると思います。

他はもう国が面倒見るとのことなので、それならお任せしていいのではないかと思っています。

ただ、この匿名加工情報についてどう利用するかということについて、募集をすることについては、今後の地域社会の中での安全安心、健康、

利便、快適などなど、様々な面での影響があるので、そこをどのようなスタンスで臨むのかというのは、この審査会で議論をすべき、私なりの論点のポイントだと理解しています。論点は多々あると思います。

○総務課

ありがとうございます。他に質問等はございますか。ないようでしたら、続きまして、つくば市個人情報保護法施行条例案について説明を始めたいと思います。

本日お配りした資料4の差し替え版が現在の条例案となっておりますので、必要に応じて確認いただければと思います。最初に開示請求にかかる手数料等について説明いたします。

こちらは条例案の第3条になります。先ほど申し上げましたように個人情報保護法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料については、無料または従量制とすることが、許容されていることから、施行条例第3条第1項において、手数料は無料と位置付け、第2項において、実費相当額の費用のみ徴収することを位置付けております。

費用の詳細は条例施行規則で定める予定ですが、法改正による影響を最小限とするため、コピー代1枚につき10円といった、現在と同様の費用負担を考えております。

また、こちらも現条例と、同様の規定となりますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法や、マイナンバー法と呼ばれるものですが、こちら第30条に、経済的困難等の理由がある場合、マイナンバーを含む個人情報、こちら通称特定個人情報と呼ばれるものですが、こちらの開示請求に係る手数料を免除する規定があることから、施行条例第3項においても同様の規定を定めております。

続きまして開示決定等の期限です。こちらは、施行条例第4条から第9条の規定になりますが、改正法と差異がある部分は特に、第4条、第6条、第8

条の部分になります。

改正法におきましては、開示決定、訂正決定、利用停止決定期限、これは請求を受け付けてから開示等決定するまでの期限のことになりますが、こちらがいずれも 30 日間と定められております。一方現在のつくば市個人情報保護条例や情報公開条例においては、定める期限が 15 日間であることや、また現在確認できた範囲では、他市町村においても、期限を 15 日間とすると回答した市が多数であることを踏まえて、現行通り 15 日間の期限を設定いたします。こちらは、条例案の第 4 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 8 条第 1 項の規定となります。

なお、改正法においては、決定期限 15 日間に加えてやむを得ない事情がある場合のみ、その期限をさらに最大 30 日間延長できる規定があります。現在、市の条例では、決定期限を 15 日間、延長期間を 45 日間と、合計して、60 日間に延長できる規定としておりますが、国のガイドラインにおいては、決定と延長を合計した、期間が同じ 60 日間であっても、延長期間が 30 日間を超えてはならないとされているため、延長期間については、改正法と同様の 30 日間といたします。こちらは条例案第 4 条、第 6 条、第 8 条のそれぞれ第 2 項に規定がございます。

これにより、決定期限と延長期間を合計した期間が、改正法に定める 60 日間より短い 45 日間となりますが、一般に保有個人情報の開示請求にかかる文書は、通常の情報公開による文書よりも、一般に文書量が少ないため、期限に比較的余裕のある場合が多く、市の業務への影響は少ないものと考えております。

続きまして匿名加工情報の利用に関する手数料です。こちらは事前にお配りした内容と、変更があったところとございまして、お配りした、事前に配布した資料では、こちらは定めない予定でしたが、検討した結果、定める方向で考えております。

先ほどの改正法の概要で説明しましたが、法第 111 条に規定する、行政機関匿名加工情報の提案募集について、つくば市においては任意とされておりますが、先日つくば市が特区指定されました、つくばスーパーサイエンスシティ構想において、匿名加工情報の活用が位置付けられていることから、将来的に提案募集を行う可能性を踏まえて、改正法第 119 条に規定する、匿名加工情報の利用に掛かる手数料を設定する方向で検討しております。

こちらは施行条例第十条の規定となっております。この手数料の額につきましては、原則として、国が標準で定める額と、同額を規定することとなっておりますので、そちらと同様の額となっております。

続きまして、審査会の諮問についてです。先ほど説明いたしましたように、改正法第 129 条には、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、合議制の機関に諮問することが可能とされております。

この意見を聞くための機関として、情報公開・個人情報保護審査会の位置付けをいたします。こちらは条例案の第 11 条の規定となります。なお審査会へ諮問できる、それぞれの項目については、国のガイドラインに沿った内容となっております。

なお議会については、改正法の対象から外れますが、議会に定める条例において規定すれば、同様の内容、及び審査請求について、審査会へ諮問することが可能となっておりますので、つくば市議会事務局において、同様の規定を定める予定となっております。

また、この改正によってつくば市情報公開・個人情報保護審査会の役割が若干変わることになりますので、審査会条例についても合わせて改正を予定しております。こちらにつきましても、同じく 12 月議会へ議案提出をする予定でございます。

続きまして、附則の説明になります。改正個人情報保護法においては、施

行日が令和5年4月1日と定められているため、施行条例についても、同様の施行期日となっております。それに伴いつくば市個人情報保護条例は廃止するという事となります。

附則の中で特に第5項及び第6項の部分なのですが、こちらについて少し説明をしたいと思います。現在の現行の個人情報保護条例においては、個人情報ファイル等の不正提供、盗用に対する罰則規定が定められております。こちらに関しては、旧条例を廃止した後も、廃止前に保有していた、個人情報ファイル等について、不正な提供等をした場合は、従前と同様の罰則が課される規定を経過措置として、規定したものとなっております。

こちらの規定に関しましても改正個人情報保護法の附則を参考に、ほぼ同じ内容となっております。なおこの規定に関しては、懲役及び罰金を含む内容であることから、水戸地方検察庁との協議が必要となる可能性がありますので、近日中に同庁に、協議の必要性について確認する予定となっております。

最後にその他といたしまして、今回の改正法において許容されている独自規定を定めなかった部分に関して説明いたします。

改正法第60条第5条において、地方公共団体独自に条例要配慮個人情報と定めることができるとされていますが、改正法に規定されております、要配慮個人情報、具体的には人種、信条社会的身分、病歴、犯罪の経歴犯罪により害を被った事実等、これらの定義により、個人の権利利益を確保することが可能であると判断したため、条例要配慮個人情報については、特段規定をしておりません。以上が個人情報保護法施行条例案の説明となります。

なお現在この内容については、庁内の法制を担当しております、法務課という部署において、法令審査を行っている最中なので、今後それにより内容が若干変更になる可能性がございますが、そちらについては了承いただければと思います。

この項目の内容が、後に諮問する上で、調査審議を行っていただく内容になってまいりますので、こちらに関して積極的に質問いただければと思います。またこれまで説明した内容、全般に関しても結構ですので、あわせて質問いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○座長

区切りながら意見とか質問を、今聞いていただいたのですが、全体を通して何か意見、或いは質問ございましたらなんでも結構ですので、お願いいたします。

はい、川島委員お願いします。

○川島委員

今日の会議というのは、先ほど確か、スケジュールで示されていた、次回に諮問をいただくとのことで、諮問事項について、この審議会としての議論を深めるということで、よろしかったですかね。

○総務課

そうです。

○川島委員

諮問事項としての候補は、今どのように整理されているかといえば、先ほど、説明がありました資料の中の、条例に関わる部分について、定められる横出しの部分とか上乘せの部分について、その項目については、今、出されている、第3条でしょうか。

○座長

第4に条例が関わるのでしょうか。

○川島委員

第4のことについて、議論を対象にするということですか。

○総務課

はい。

○川島委員

はい、ありがとうございます。

○座長

具体的にはその第4に書いてあることについて、意見や、諮問の対象というか、そういう事になるわけですね。

○堀委員

委員の堀です。今回の個人情報保護法の改正っていうのは結局、川島委員もお話しされていましたが、各自治体で、微妙に違う取決めがあり、逆にそれが混乱を招いていると。

極力必要な範囲で、その不一致がある部分に関しては統一した扱いを極力していきましょと、ひいてはそれが効率性を高めていく、というところにあると思うので、今回諮問の対象になっている、施行条例に関しても、おそらく、不必要に個性を発揮しないで、極力横並びで作っていくというのが何より大事なのだらうなと理解しました。

その観点からいくと、今回の審査会で話し合うということであれば、個性をどこで出していくのかと、どこが他の自治体と違っている条項なのかというのを明確にさせていただいて、その理由は何なのかっていうところにフォーカスしていただくと、より集中して議論がしやすくなるのかなというふうに思っています。

なので、可能であればその辺を、どこがどう違っているのかとか、その理由みたいなものを明確にさせていただけると、いいのかなと思いました。

あと、一点これは質問なのですが、第4-6の最後の条例要配慮個人情報に関して、これに関しては今回取り扱わないということだと思えますが具体的にはどういうことを念頭に置いた規定なんでしょうか、教えていただければと思います。

○総務課

はい。条例要配慮個人情報に関しましては、地域の特性その他の事情に応じて本人に対して不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱い、特に配慮を要する記述ということにて国からは説明がございます。ですので、この地域の特性といったものが例えばその地域に関しては、マイノリティ的な方がいらっしゃるとか、おそらくそういった部分を想定されているのではないかと思います。

○堀委員

なるほど、少しイメージが沸かなかったものですから、具体的な事例として、こういう地域でこういう問題が生じているというのが、つくば市では特には想定されないということなのですかね。

○総務課

はい、そうです。

○座長

今の意見は、条例でつくば市の特性というのが分かるような形で、議論がしやすいように、事務局の方でお願いしたいということでしたのでその辺はよろしくお願いしたいと思います。

○総務課

はい。

○座長

その他に何か意見、あるいは質問はありますか。

川島委員お願いします。

○川島委員

今の堀委員の指摘、正に僕もそのとおりだと思っていまして、フォーカスを定めた議論が必要だと思うのですが、そのフォーカスの定め方について、1つはつくば市ならではの、個性的な観点から、何か実施する必要があるのではないかとということ、ポジティブな面で、よりデータを使うという意味で

の個性と、もう一つは、つくば市ならではの配慮しなくてはいけない、危ない個人情報に、危ない面についてどういう配慮が必要なのかという点、その2点があって、多分、先ほどの説明ではスーパーシティに関連する部分というのは、より積極的に、情報を活用していきましょうという、そういうフォーカスの部分だと思います。

やはり要配慮個人情報について本当に、特別な規定がいらぬのかどうかという問題については、僕もよく分かりませんが、例えばよく言われる様な被差別民、部落問題とか、そういう特にこう偏見に満ちたマイノリティとして、社会から見られてしまうような、そういう個人に関する情報の取扱いというのはおそらく、相当自治体ごとに取扱いのセンシティブさの度合いが違うというのは多分歴史的にはあると思います。

そういった意味で少し気になるのは、今までのつくば市の個人情報保護条例の運用の中で、そのような事例というのか、過去においてつくば市が国の行政機関、個人情報保護法とは違う様な、何かそれから横出式的に適用解釈をしたような事例があれば、今回それが抜け落ちてしまって、その保護対象が消えるということは、今まで、土台を作っていた、その権利が、ないがしろにされるおそれがあるという懸念はあるのですよね。

ですからそれがあるかないか、そういう今まで保護されている方が必要、改正によって、何かを奪われることがないかどうかのチェックは、必要だと思います。積極的なネガティブチェックだと思います。

保護されている人がいないと言い切れるかどうかの検証はすべきではないかと思います。そういう記録がどのように残っているのかは分かりませんが、そのような事例は総務課の記録の中のどこかに残っている可能性はあると思います。

もう一つ追加で言うと、やはりつくば市というのは、外国人のシェアが今4%ぐらいですが、全国平均2%ぐらいで、多いと言えば多いのですが、た

だ、もっと多いところもあるので、ものすごく多いというわけではありませんが、つくば市には 120 数か国、非常に多様な方々がいらっしゃり、外国籍という意味で、この外国人の問題についてのこの要配慮個人情報についての視点は、他の自治体での定めの有無は気になります。

外国人対応について、いろんな多文化共生条例とかでは、そういうのを作っているところもあるのですよね。日本語をしっかりと話せない人に対しては、しっかりと日本語教育しましょうとか、医療の場でもしっかりと母国語で医療を受けられるようにしましょうとかですね。

そういう問題は一方での多文化共生問題としてあり、具体的にイメージがあって言っているわけではないのですが、その方々を守るための配慮事項が無いかどうかは、つくば市ならではのフォーカスとしては、マイナスの面を守る意味で、チェックが必要かなと思いました。

○座長

つくば市の特性というところからすると確かに、今、川島委員がおっしゃったところも、検討しなくてはいけない部分も出てくるのかなというのはよく理解できます。その辺の、やり方とか、何かあるのですかね、実態調査とか。

○川島委員

全国の中では、例えば浜松市、新宿区とかですね。圧倒的に、外国籍の方がたくさんいて、いろんな問題が議論になっているところがありますので、そういうところが今回の個人情報保護改正に伴う条例化にあたって、要配慮事項として外国人対応について、何か特別な配慮をしているのかどうか、少し気になりました。おそらく、何十も調べる必要はなくて、典型的に進んでいるところは、いくつかあると思います。

○座長

要配慮事項について、もう一度少し再検討していただきたいというのが

まず意見なのでそれも参考にさせていただけるといいかなと思います。

○総務課

承知いたしました。

○座長

次回にその辺少し、ご回答いただけるといいかなというふうに思います。

そのほかに何か、意見でも質問でも何でも、今日は理解を深めるための会議ということなので、何でも結構ですのでお願いいたします。

○堀内委員

はい。よろしいでしょうか、委員の堀内でございます。

先ほど川島委員の方から、匿名化した情報の利用についての提案というのは結構肝の部分だという事を教えていただいて、そうであったのかと、少し気になっただけだったのにと、目が開かれた思いでした。

多分、この今回の個人情報保護の改正というのは今まで個人の情報を守ろう、守ろうというところから、個人情報を活用してこれから日本の社会が住みやすく、安全に健康的に、そして持続的になっていくために、どんどん活用していこうではないかという方向に舵を取るための、一元的な規制を設けて一元的な管理をするという、そういうことだったのだなと今理解できました。まず御礼申し上げます。

その上で、匿名化した情報、匿名加工情報の利用について、つくば市もスーパーサイエンスシティ構想できっとこれから活用されるに違いないという指摘がありましたが、つくば市の肝入りで進めていらっしゃるの、その匿名化した個人情報を利用して、皆さんが良い事業を、提案されるのだろうと思います。

ただ、この事業というのは、民間の方が自分の事業のために利用させてくださいと提案をするというように、この条文の第 111 条、第 112 条のあたりから読めるかと思いました。

そのときの手数料が市の条例案で、随分安いなという印象を受けました。これは本当にイメージですが、商売をしている人間からすると、手数料の額が2万1,000円プラス1時間ごと3,950円というのは、安くないですかね。他人の情報を匿名化してもらって商売しようというのに、これは安くないでしょうか。

そして、時間1時間ごと3,950円というのは多分、職員の方、あるいは委託先の方が何人か張り付いて行うことになって、チェックも丁寧にされるのでしょうか、これ延べ人数、5人張り付いて1時間作業したら5時間とカウントするのか、それとも、1日作業したら8時間とカウントするのか。スーパーサイエンスシティ構想でたくさんの事業者が手を挙げて使わせてください、つくば市の方針に沿っていますと言ってきたときに、行政がパンクしたり、市民の税金を使って作業をしているのに一部の事業者のみの利益になったりするような、そんなことがないか少し危惧するところです。この辺、どのようにお考えか、教えてくだされば嬉しいです。

○総務課

はい。まず、この匿名加工情報の手数料に関してですが、まず国の方針といたしまして、この匿名加工情報というのが地方公共団体の枠を超えて、全国的に利用される可能性があるので、国が定める額を標準として、原則として定めるべきという、まず国の方針があります。

もし独自に手数料を定める場合は、自治体独自の特別な事情であるとか、合理的な理由が必要であるという説明がされております。

例えば作業1時間当たりの人件費なのですけれども、こちらに関しまして、国の省庁の方で、平均的な人件費ということで算出したものと伺っております。

匿名加工情報の作成に関しましては、職員によって作成する場合とあと、作成等を委託する場合がございます。仮に委託をした場合は、この第10条

の第2号のところですかね、委託を受けた者に対して支払う額、つまり委託にかかった費用を、納めなければならないとされておりますので、実際その職員の手で作業するというよりは、おそらく委託する可能性が高いと思われるので、それによって、業務負担が他に影響が出るほど増大することは、おそらくはないかなと考えております。

○座長

いかがでしょうか。

○堀内委員

分かりました。はい、ありがとうございます。

○座長

その他でもいいですが、意見がございましたらお願いします。

○堀内委員

追加でもう一つ、今の匿名加工情報の利用の提案について、こちらはこの審査会、私どもの担当する分野ではないと理解してよろしいですね。

○総務課

はい。それに関しましては提案の募集の方法ですとか、そういった細かい事項は、法律に定められておりまして、そちらに関しては自治体独自で規定を設けられるものではありません。

今回「つくばスーパーサイエンスシティ構想」で、提案募集がある可能性が高く、仮に実際募集が始まった際、手数料の規定がないと、実際の業務が滞ってしまうので、手数料だけは定めなくてはならないので、それを定めておこうという趣旨になっております。

○堀内委員

ありがとうございます。何か現場での苦勞が見えるようです。

○座長

条例で定められるのは、その手数料の部分だけという事ですね。

○総務課

はい。はいそうです。

○座長

それは法律の基準とし、読み比べていないのですが、これは条例に従っているのですか。

○総務課

はい。そうですね。実際その匿名加工情報に関する条文の規定が、お配りした資料3の法律の本文の方に、ございまして、条文で言いますと大体第109条から123条の部分になります。

こちらが提案の募集とか、そういった審査をどのようにするとか、どう作成するのかとか、あとは、取扱いに関してどういった義務があるのかというところが、細かく定められておりまして、基本はすべてそれに沿った形となり、ただ、手数料だけは自治体の方で定めるようにという、そういった案内でしたのでその様に進めさせていただいているところでございます。

○座長

定めた金額の数字っていうのは、何によったものですか。

○総務課

はい。こちらは個人情報保護法の施行令の方に、この金額が定められておりまして、そちらの額と全く同様の額となっております。

○座長

質問・意見ございましたら、お願いできればと思います。

はい、川島委員お願いいたします。

○川島委員

第114条を読んでいたのですが、新しい方の個人情報保護法の方にて、提案の審査というところですが、これは行政機関の長が、審査しなければならない。審査は先ほどの審査会での諮問事項になるのですか。

個人情報ファイルに対して、ある企業がこれ使って、こういうビジネスをしたいと言った場合、第 114 条の審査基準に照らしてどうかというのは、誰が判断するのでしょうか。

○総務課

基本的には個人情報の取扱いに関する事項となっておりますので、この匿名加工情報の審査は、おそらく含まれてこないと思います。

○川島委員

あまり出てこないという前提で国が行うという整理となっています、それでいいのですが。

具体的な事例で、例えば私、今までつくば市民の命に関わる A E D をたくさん使いましょうというような研究をしていたときがあって、そのときに、消防本部の方に、今まで、救急車の発信で、いつどこに発信してそれで助かったか、助からなかったのか、A E D がすぐ適用できたか、助かったか、助からなかったとか、もともとその発信歴の基本情報の中には、誰々さんが、どこで、心臓発作で倒れて亡くなった、その誰々さんは名前もあるし、住所もあるので、完全に個人情報なのですが、そういった状況であったとしても、大学の研究目的のために守秘義務契約を結び、学生と一緒にその場に行って、その個人情報の個人の部分を全部消して情報をいただいて、分析して、研究成果を出すというようなことをしていたのですが、あれ自体は今回の新しい法制となったとしても、個人情報の開示には当たらず、内部で利用する個人情報について、その個人情報を内部の利用において、大学として、守秘義務契約をしています。

今まで例えば、N E C さんとか日立さんが、つくば市の税に関する情報も、実際に処理しているのは、N E C さんとか日立さんの技術者の方々だったりするので、注意義務契約で行っているという範囲なので、あれは全く影響受けませんよね。

○総務課

はい、実際、現在のつくば市個人情報保護条例も、ほとんど条文は国の保護法を参考としており、実際の取扱いでは国と全く同じものになっておりますので、改正後の取扱いに関しては、特に変更があるわけではないので、これに関しては改正による影響というものはないと思っております。

○川島委員

少し細かい実際の個人情報の定義とか、規制の内容自体が国の解釈となってしまうので、言葉が同じでも解釈上違っていたというのは、当然あると困るなど思ったのですが大丈夫だということでしょうか。

○座長

例えばこの第 109 条の先ほどの川島委員の言った、行政機関の長がこういうろいろ実施するわけですね。つくば市では具体的にどこの課がどういう形で実施するのですか。

○総務課

申し訳ないのですが具体的に上がってきた事例がないので分からないのですが、審査委員会のようなものを開いて実施するのではないかなと思われま。これに関しては、他市で先行して、提案募集などを行っている自治体に確認したいと思います。

○座長

色々チェックは必要になってくるわけで、そのときにはどこがチェックするのか、教えてもらえればと思います。

その他にも何か分からないことや、気が付いたこと、質問ございましたらお願いします。

○川島委員

法律の第 111 条で提案ができると思うのですが、提案対象というのが、個人情報ファイルについて、提案を募集するようになっているので、個人情報

ファイルを使って、匿名加工をして、ビジネスしたいみたいな、そういう想定だと思います。

個人情報ファイル、この新しい法律で言っているところの個人情報ファイルというものが、あまりに限定的だと、その提案に意味がなくなってしまうので、正確な個人情報保護ファイルの定義は、今の新しい法律でいうと、定義第2条に書いてある、要するに提案の対象が、できるだけいろいろな提案が出てくるようなものであって欲しいと思います。しかし法律で決まっているのでどうしようもないのでしょうか。

○総務課

まず定義といたしましては、これに関しては第60条の第2項だと簡単な定義なのですが、実際その個人情報ファイルにどういう項目を記載するのかわかるころになると、第74条ですね。

○川島委員

いや、少し気になったので、個人情報であったとしても、それをファイルとして整理された形でないと、そもそも提案の対象にならないとすると、できるだけたくさんファイルとして整理していただきたいなと思っただけです。

個人情報ってたくさんありますよね、色々ファイルとして、法律で言っている個人情報ファイルだけが提案の対象だとすると、ファイル化しないと対象にならないですよ。

具体的に言うと多分、法律で決まっていて、ここに書いてあるとおりだと思うのですが、将来的に提案を出そうと思ったが、ファイルになっていなかったから、個人情報ではあるが、ビジネスとして提案したいものの、ファイルになっていないから提案できないということになると、手数料を定めたところで、そもそもの対象が存在しないので、空振ってしまうじゃないですか。そこが少し気になりました。

○総務課

はい、そうですね。一応ファイルの対象が、基本的に個人情報の数が1,000件以上というところで決まっております、先ほど説明しましたが、現在つくば市でも、このファイル簿というのは整備しております。

仮に1,000件以上持っても、登録漏れといったことがないように、毎年定期的にこういうファイルを持っていたら、総務課に申し出てくださいと庁内に案内はしておりますので、それによっておおよそ網羅できているかなと思っております。

○座長

ありがとうございます。個人個人にてファイル化されていますが、すべての情報、この個人についての現在こういった項目のことを書いてあるファイルが、あるという事なのですか。

○総務課

はい、そのファイルというのが一応検索可能な状態で、集合的になっているということで、特段それが例えば紙ベースであるとかっていう必要はなく、データ上であっても、エクセル表であっても、一応それはファイルという形に、数えられております。

総務課で管理しているのは、こういったファイルがありますという、ファイルの案内でして、例えば、介護関係だったら、介護の情報を何件どの部署で持っています。というような、そういった一覧表みたいなものが総務課で管理していて、そちらはホームページ上でも公表しているといったような形になっております。

○座長

意味がよく分からなかったが、そういう趣旨ですね。イメージが、個人情報ファイルっていものが分からないものですから。ただ名前で検索したら、その情報が抽出されて出てくるわけですか。そういうものではないのですか。

ね。その辺全然分らないですが。

○総務課

そうですね、例えばエクセル表だったら誰さんっていうワードで検索するとすぐ出てくると思うのですが、そういう状態になっていれば、このファイルに該当してくるということになります。

○座長

すいません。よく分かっていないかもしれないです。ありがとうございます。

他に何かご質問、ご意見ございましたら。

○川島委員

匿名加工情報関係では、他に条例として、何か定める必要はありますか。そういう事項は、この手数料だけでいいのでしたっけ。

○総務課

そうですね。定める必要があるとされているのは手数料だけになります。

○座長

その他に何かございますか。ありませんでしょうか。

今度の審査会としてのスケジュールとしては諮問が来て、7月の下旬に、その審議をするのですよね。

○総務課

そうですね7月下旬を予定しております。

○座長

その審議としては、もっと具体的に今回の改正条例案についてもっと具体的に、細かく審議していくというイメージでいいですか。

○総務課

はい。本日いただいた意見も踏まえまして、新たに条例案を作成し直して、特にこの部分というように、ポイントをさらに絞った上で、諮問させていた

だければと思います。

○座長

はい。川島委員いいでしょうか。

○川島委員

第29条を見ると、法律のですね、第3章第3節の施策を講ずる場合、その他の場合においてですから、多分、先ほどの匿名加工情報についての、提案の審査ということは、審査会への諮問事項として、何を対象とするかというところについては、今の原案では三つしか書いてないですが、この範囲をどうするかということについては特に、つくば市ならではの個性を出すところについての、この審議会としての役割があり得ると思いました。

○総務課

はい、ありがとうございます。確かにその他の場合とありますので、対象にはなってくるかなと思います。ただ保護委員会の方で典型的な諮問っていうのが、限定されているので、この匿名加工情報の審査が許容されるのかどうかというのは一応、委員会の方に確認させていただきたいと思います。

○座長

確認の方をお願いいたします。

○川島委員

法律が間違っていることもよくありますので、全てが正しいとは限らないので、委員会も正しいとは限らないです。逆に提案して変えてもらうというスタンスもあり得ると思います。

○座長

それに関連して資料5の、つくば市情報公開個人情報保護審査会条例、これは諮問とは関係ないということなのですが、その第2番ですかねその今の第2条の2項ですかね。

○総務課

はい。

○座長

改正前は、審査会は必要があると認めるときは、情報公開制度個人情報保護制度に関する条項について実施機関に意見を述べることができるが、改正後は、審査会は実施機関の諮問に応じ、個人情報保護法を何に規定し、適正な取り扱いの事項を調査審議するというところで結局諮問があるときだけということに限られるのですか。

○総務課

そうですね、現行の案では、その様にさせていただいております。

今の議論とちょっと、関連があるのかその辺もよく分からないのですが、この案についてもまだ検討中の段階でして、審議できる内容が限られていることから、どこまで規定したらいいのかというのがまだ詰め切れてない部分がございますので、この第2項に関しても、検討の上、残すのかそれとも削るのかというのは次回までにお示しできればと思います。

○座長

改正後は、諮問実施機関の方が諮問する場合となっている、これについては検討中ということですね。

○中田委員

法律の改正がされて、これまでつくば市独自の条例をなくして、新たに施行条例を制定するとの事なのですが、いろいろやってみないと分からないのでしょうし、施行条例の中身だけだと足りないところもあるのではないのかと思うところもあります。委員の方々の話を聞いて、問題点というか着目しているところは、つくば市独自のところという事もありますので、そういったところを次回までにお示しいただけたらと思います。

○座長

これは他の行政機関も横並びに皆、こういうことをやっているのですかね。

もう既にこれができる自治体とかはあるのですか。他自治体も作成中なのですか。

○総務課

そうですね、はい。実際、国の方からガイドラインとか、政令とか規則が、公表されたのが今年度4月下旬でしたので、おそらく、具体的にはそれを受けて、準備はしていたが、本格的にはそこで動き出したところが多数だと思います。

現状、つくば市と、同様に並行でやっているか、又はつくば市の方が若干先行している可能性もあるのではないかなと思っております。

○座長

逆に今、お手本、各特色に応じてっていうものなのかもしれませんが、逆にお手本みたいなそういう存在になっているという、感じではあるのですね。つくば市はどちらかという先行していますか。

○総務課

そうですね。

○川島委員

間違いないと思います。

○座長

そうすると、本当に色々丁寧に作らなければいけないのかなという思いはありますよね。

○川島委員

あと一点だけ気が付いたのですが、法務課の方が審査していると思うのですが、現行の個人情報保護情報保護条例の中の例外適用があるじゃないですか。

本人同意がなくても出せるとか、あれの適用事例で既に保護されている何か事例があれば、それが多分、来年4月以降は保護対象から、一旦、本人同意を得ず使っていたものが使えなくなる。

根拠規定が消えるので、それがもし残っていれば、それに対する対応をどうすべきかを考えないと、それによって利益を受けたり、制限を受けたりした人が突然変わるので、形式的に、その例がないかどうかチェックしておかないとここで不利益、やはり突然の変化を被る人がいる可能性がありますね。

○総務課

そうですね。ちょっとその辺についても経過措置が必要かどうか法務課に確認したいと思います。

○座長

それに関連して法令によってその同意がなくても、出せるものとその辺の関係とはどうなのですか。本人の同意の必要がなくても法令で、出せるっていうものはありますか。そこら辺の関係がよく分からないのですが、全て同意が必要なわけではないのですか。

○総務課

そうですね、現在の条例においては、個人情報の提供に関してはただし書きがあって、法令に定める場合を除くという規定がありましたので、基本はその法令に従うという形。その別に法令がある場合に、今回の改正法においても同じですので、その取扱いに関しても、従来どおりといいますか、変わることはないだろうなと思っております。

○座長

その他に特にございませんか。

それではまた今後調査審議等もございますのでその時にまた、中に入り込んだいろいろな議論がなされるといいかなと思います。進行を事務局の方にお返しいたします。

4 今後の予定

○事務局

はい、ありがとうございました。それでは、次第の4、今後の予定について

説明させていただきます。

先ほど、公文書管理係から説明があったとおり、近日中に条例改正についての諮問が市長から審査会に行われる予定です。その諮問を受け、7月下旬から8月上旬頃に2回目の審査会を開催し、条例案等の内容の審査を行っていただきたく存じます。

また、パブリックコメントが9月に終了した後、10月上旬に最終的な答申案を完成するための、第3回、審査会を開催したいと考えております。

その2回分の開催会議について、日程を調整するために、机上で、日程調整表をお配りしております。

都合を記入いただき、お帰りの際、机上に置いていただければ幸いです。また、一度持ち帰っていただく場合には、期間が短くて大変恐縮なのですが、6月10日までに、郵送FAXメール等で、提出をお願いいたします。今後の予定については以上となります。ご多忙の中、恐縮ですが協力をお願いいたします。

5 閉会

○事務局

本日は長時間にわたり、意見をいただきましてありがとうございます。先ほど質問いただきました事につきまして、回答ができなかったものについては、回答がまとまり次第、メール等で委員様の方にお知らせしたいと思っております。

今後も引き続き情報公開・個人情報保護審査会の適正な運用につきまして、理解協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

これもちまして令和4年第1回つくば市情報公開・個人情報保護審査会を閉会いたします。ありがとうございました。



つくばスーパーサイエンスシティ構想

～科学で新たな選択肢を、人々に多様な幸せを～



社会全体が一人ひとりを包み込み、支え合う「誰一人取り残さない」SDGsの精神の下で、世界最高峰の科学技術を結集し、デジタル、ロボティクス等の最先端技術の社会実装と都市機能の最適化を進めていく。

これにより、住民参加を基盤とし、住民と住民、住民と行政のつながりを深化しつつ、出口の見えない社会課題の克服や革新的な暮らしやすさを実現する住民中心のスーパーシティを目指す。



市長
五十嵐 立青



全体統括者（アーキテクト）
筑波大学 鈴木健嗣 教授

実装に向けた取組



デジタル インフラ整備	マイナンバー・マイナンバーカード利用 拡大 、高齢者向けスマホ・タブレット配 布、スマホアドバイザー配置
研究成果の 社会実装と エコシステム	つくばの研究機関（約150機関）から 生み出される研究成果を、実証実験 を経て社会実装
広範かつ大胆な 規制・制度改革	公職選挙法、住民基本台帳法、道 路構造令、道路交通法、道路運送 法、行政機関個人情報保護法、建 築基準法、WTO政府調達協定等
民間事業者等の コミットメント	つくばスマートシティ協議会（産学公 73機関加盟）と連携、データ連携基 盤の構築
住民等の 意向の把握	住民投票、市長キャラバン、オーブ ンハウス、有識者会議、パブリックコメン ト、住民ワークショップ等
住民等の 個人情報の 適切な取扱い	つくば市個人情報保護条例等、職員 データ利活用研修、市独自の倫理原 則

先端的サービスの実装

行政		先端的行政サービス（つくばトラスト） ①インターネット投票、②多言語ポータルアプリ、 ③行政手続DX、④行政ビッグデータの活用
移動		先端的移動サービス（つくばモビリティ） ①周辺部コミュニティ・モビリティの導入、②中心部ワン マイル・モビリティの導入
物流		先端的物流サービス（つくばポーター） ①荷物搬送ロボットやドローン等による買物の便利 性向上、②移動スーパーの高度化
医療・ 介護		先端的医療・介護サービス（つくばヘルスケア） ①医療情報や生活習慣情報活用による健康寿 命延伸、②救急医療高度化、③医薬・介護・服 薬の連携、④個人への健康関連データの還元
防犯・ 防災・ インフラ		先端的防犯・防災・インフラサービス（つくばレジ エンス） ①インフラ・エネルギーマネジメント、②避難所・被 災状況の可視化、③地域防犯情報ネットワー ク

目指す社会



- ① 移動の自由と健康な自立を人々へ提供し、安心して暮らせるために都市と郊外の二極化を是正する。
- ② 人生の各段階を支える行政サービスを人々へ提供し、信頼ある行政が支える多文化共生の社会を実現する。
- ③ 安全で持続可能な都市空間を人々へ提供し、活力ある都市力を向上させる。

スーパーシティ構想の推進体制

市長を本部長とする「つくば市スマートシティ推進本部」が推進役となり、つくばスマートシティ協議会、公募で選定した連携事業者、その他連携機関と緊密な連携・協力関係を構築のもと、スーパーシティ構想実現に向けて全庁横断的に取り組む。



連携事業者

連携機関

連携事業者 (50社)

連携して構想の実現に向けて取り組む事業者を公募

(国立研究開発法人)
防災科学技術研究所
農業・食品産業技術総合研究機構
産業技術総合研究所

(国立大学法人)
筑波大学

その他民間企業46社

(国立研究開発法人)

国立環境研究所
科学技術振興機構外国人宿舍
物質・材料研究機構
宇宙航空研究開発機構筑波宇宙センター
建築研究所

(国立大学法人)
筑波技術大学

(大学共同利用機関法人)
高エネルギー加速器研究機構

国土交通省国土技術政策総合研究所
国土交通省国土地理院
文部科学省研究交流センター

一般社団法人日本経済団体連合会
株式会社日本政策投資銀行
G20 Global Smart Cities Alliance

先進的サービスの概要



都市空間で科学する住民中心のスーパーシティ

社会全体が支え合う
「誰一取り残さない」精神



先進的医療介護サービス
(つくばヘルスケア)

人生100年時代に自立していきいきとした生活を

先進的サービスのデータ連携による
まるごと未来都市構想

大学・国研連携を中核とした
スーパーシティエコシステム

周辺部
(小田地区)

国研・民間研究機関



先進的行政サービス
(つくばトラスト)

データ駆動型の地域共生社会を



先進的物流サービス
(つくばポーター)

どこに住んでいても快適に買物ができるまちを

つくば市役所

マイナンバーカードを活用する
共通デジタルID (つくパス)

中心部
(つくば駅周辺地区)

地域課題を克服するための
大胆な規制・制度改革

グリーンフィールド
(70街区)



先進的移動サービス
(つくばモビリティ)

必要なとき、必要な場所へあらゆる移動手段を



先進的防犯・防災・インフラサービス
(つくばレジリエンス)

安全で持続可能な都市空間を

周辺部
(宝陽台地区)

都市OSを活用した
先進的データ連携基盤

データ駆動型の地域共生社会を

規制の特例措置 (公職選挙法、住民基本台帳法等)

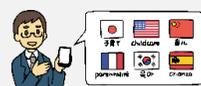
- 投票場所について、インターネット投票については投票所以外の場所も認めること。
- 対面規制について、マイナンバーカードと署名用電子証明書を活用した公的個人認証により、市役所に来庁せずに住民異動届をスマートフォン等から行う場合については適用除外とすること。又はそれらの規定を廃止すること。等

① インターネット投票



- 投票における時間的、距離的負担を大きく軽減でき、移動が困難な人・忙しい人でも投票可能となることで、投票率向上が期待
- 接触の機会が減り、感染症リスクが低減
- 投票所受付を最小化、投票結果集計が迅速化でき、職員の負担軽減とコストの削減

② 多言語ポータルアプリ



- 緊急時にも外国語で迅速に情報提供



※イメージ画像



- 最新情報を分かりやすく提供
- 属性や希望に応じたコンテンツ表示
- あなた向けの大事なお知らせ、お得な情報をプッシュ通知
- 簡単な操作で手軽に申請

③ 行政手続DX



※イメージ画像

- 住民ニーズに合った行政手続を提供
- 多様な行政サービスを分かりやすくナビゲーション、「書かない・待たない・行かない」を実現
- 何度も同じ内容を書くことなく手続を効率化

④ 行政ビッグデータ活用

- 住民の声などを分析し、制度の隙間問題やデータ分析のバイアス等を検証し、的確なEBPMを推進



- オープンデータなどの充実
- データ連携基盤を通じ民間への活用促進
- 住民主体のまちづくりへの活用
- Civic Tech
- DIYまちづくり

- データに基づき、より分かりやすいUX/UIによって、行政情報をいつでもどこでも誰でも使いやすく



- 住民が参加するアイデアソンなどへ豊富な「行政ビッグデータ」提供することによって、データ分析や可視化を自ら行うことで、住民にはナッジが働き、「地域共生社会」や「SDGs」への取り組みを促進



必要なとき、必要な場所へあらゆる移動手段を

規制の特例措置（道路運送車両保安基準、道路交通法等）

- パーソナルモビリティについては、原動機を用いる身体障害者用の車椅子と同様に、歩行者の範囲に含めること。また、同法上歩行領域において当該パーソナルモビリティの無人自動走行を可能とすること。
- 原動機を用いる身体障害者用の車椅子の速度の上限を時速10kmとすること。また、パーソナルモビリティについても同様の取扱とすること。等

① 周辺部コミュニティ・モビリティの導入

区域内移動サービス

- パーソナルモビリティ+AIオンデマンドバスサービスで地域内の主要な目的地（病院、店舗、公共施設等）へのスムーズな移動を実現
- 乗降ポイントは現在のつくたく利用実績データの解析により設定
- 中心部との結節点であるつくば駅周辺に接続



つくば駅周辺をハブとして、区域内移動サービスと中心部移動サービスを連結→日常の自由な移動と中心部へのアクセス向上を実現

区域内移動サービス、中心部移動サービス及び既存交通サービスをMaaSプラットフォームから検索・予約・決済を可能とすることで交通ネットワークを最適化

② 中心部ワンマイル・モビリティの導入

中心移動サービス

医療MaaS

- 筑波大学附属病院との連携により、移動と診察を組み合わせたサービスを提供



子どもMaaS

- 市内主要公園を低速自動走行モビリティで結び、親子での外出を支援



タクシーの相乗りサービス

- 既存交通サービス（路線バス、コミュニティバス）を補完し、中心部の移動の新しい選択肢を提供



自動走行パーソナルモビリティのシェアリング

- つくば駅周辺の主要目的地へのアクセス、回遊性の向上、交通弱者の安心・安全な移動



自動運転循環バス

- 学校、研究機関等の主要機関が集積する学園東大通り、スマートキャンパス化する筑波大学構内を接続



シェアードスペース（歩車共存空間）の社会実装



- シェアードスペースでは、歩行者、パーソナルモビリティ、ロボット、低速の車両等が同一空間を安全に通行
- 車両速度を道路側の設備等から強制的に制御することで歩行者の通行の安全を確保

参考：通院、受診、会計をシームレスにつなぐ交通弱者等の受診支援

（令和3年度国土交通省「スマートシティモデルプロジェクト」、つくば医療MaaS事業より）





どこに住んでいても快適に買物ができるまちを

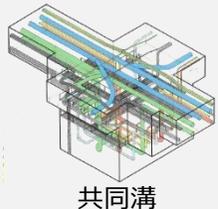
① 荷物搬送ロボットやドローン等による買物の利便性向上

【中心部】中心部の日常の買物をさらに便利に
対象：時間にゆとりのない子育て世代

荷物搬送ロボットとドローン活用による配送支援

- 中心部の大型スーパー等から70街区を空の道で結び素早く配送（さらに各戸のベランダに直接配送）
- 希望のタイミングで荷物搬送ロボットが自宅まで配送

将来的には共同溝を活用した配送も



70街区

ペDESTリアンデッキ付近

荷物搬送ロボットによる365日24時間配達

- ペDESTリアンデッキ付近の飲食店等から自宅へデリバリー
- 夜間等の配送も可能

自動追従型荷物搬送ロボットによる購入品の搬送支援

- 中心部の大型スーパー等から徒歩圏内の方へのサービス提供

近所のスーパー

規制の特例措置（道路交通法、道路交通法施行規則等）

- 荷物搬送ロボットについては、原動機を用いる歩行補助車と同様に、歩行者の範囲に含めること。また、同法上歩行領域において当該荷物搬送ロボットの無人自動走行を可能とすること。
- 原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準について、原動機を用いる身体障害者用の車椅子の高さについては、これを撤廃するとともに、幅及び長さの要件を緩和すること。等

② 移動スーパーの高度化

【周辺部】周辺部の点在するお店をもっと近くに
対象：買物等が困難な高齢者



移動スーパーの位置が見える化

- 到着時間を正確に把握し、ムダなく買物

自宅と営業場所間のパーソナルモビリティ活用

- 到着時刻に合わせて自宅からパーソナルモビリティで自動運転で移動
- 買物後は、荷物を載せて自宅へ

医薬品等の販売

- 遠隔医療の受診後、処方薬を移動スーパーでお届け

宝陽台地区

規制の特例措置

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等)

- 自治体が保有する健康関連データ（特定個人情報）のうち国家戦略特区に係る区域計画に記載されたものについては、社会保障分野の対象範囲を拡張し、データガバナンスやデータ管理の信頼性の高い機関への提供や利用、当該機関による収集及び保管を可能とすること。

人生100年時代に自立していきいきとした生活を

①健康寿命延伸

生活・医療の
情報をもとに
健康な生活を



②救急医療高度化と
人生計画

いつでもどこか
らでも医療と
安心を



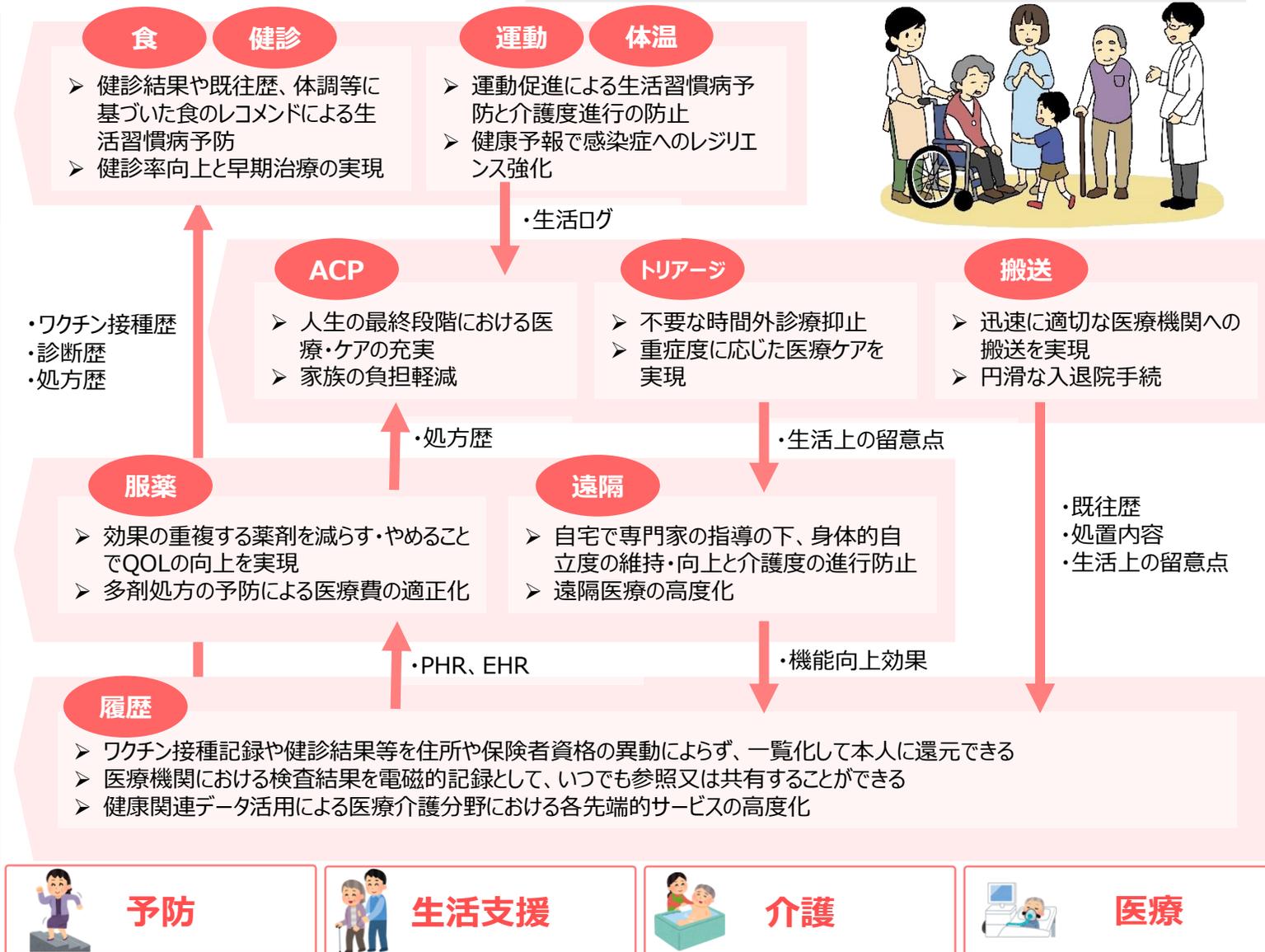
③医療・介護・服薬の
連携による包括的サービス

住み慣れたま
ちで自分らしい
人生を



④個人への健康関連
データの還元

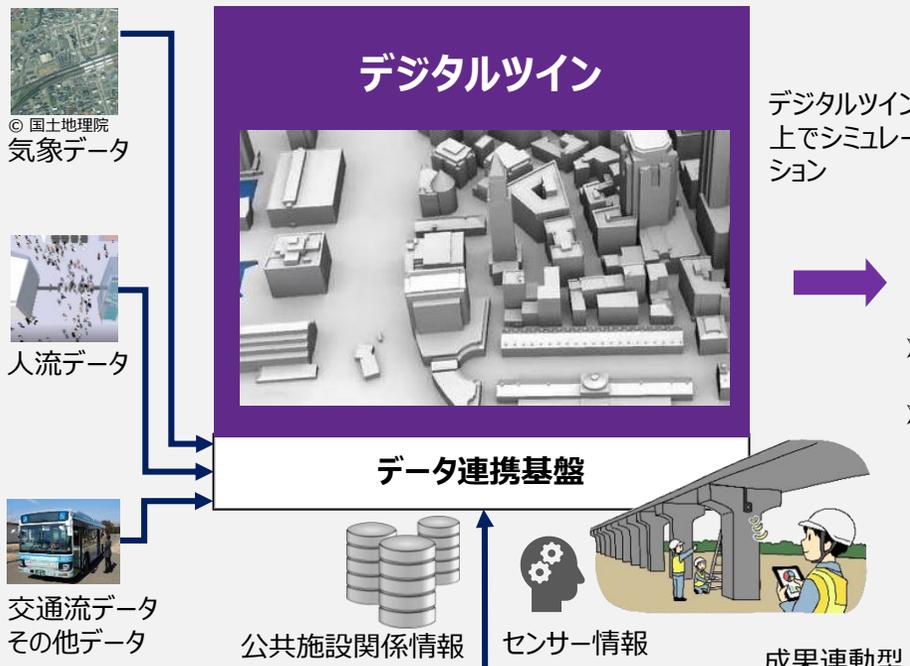
自分の手元に
生涯の健康記
録を



安全で持続可能な都市空間を

① インフラ・エネルギー・マネジメント

安全で持続可能な都市空間を



公共施設包括管理による
効率化・高度化

SIBによる予防保全
(長寿命化)

※SIB (ソーシャル・インパクト・ボンド)

成果連動型
民間委託契
約方式



- インフラ維持管理に関する
トータルコストの縮減

規制の特例措置 (建築基準法等)

- 高圧ガス保安規則、消防法上の基準を満たし、国家戦略特区計画に定められた水素貯蔵施設については、当該計画の内閣総理大臣の認定をもって特定行政庁の許可があったものとみなすこと。等

② 避難所・被災状況の可視化

住民とつくる災害に強いまちを

避難所等の見える化 被災状況の共有



- 避難場所や災害状況の見える化
- 住民や職員が市の災害対策本部に被害状況を共有

災害対応の効率化 医療の継続



- 災害対策本部
➢ 双方向コミュニケーション等による効率化
- 避難所での必要医療の継続

③ 地域防犯情報ネットワーク

住民みんなで見守り安心で安全なまちを



- 不審者情報等をデジタルツイン・地図上に表示・共有し、見守り力を強化
- アプリで通知することで犯罪リスクを軽減

『オンラインでいつでもどこからでも選挙の投票を』

つくば市が抱える問題

- 投票所までの移動手段がない。公共交通で市内全域を網羅できておらず、自家用車がないと移動が困難
- 住民が地理的、時間的な制約を受けており、結果として住民の政治参加が妨げられている状況が顕在化
- 投票所等での感染症リスクの感染拡大の懸念
- 感染症患者は行動制限のため投票が困難
- 投票所運営、投票結果集計等の職員負担とコスト増

目指す未来と取組内容

- スマートフォンやタブレットから本人確認、秘密投票が確保されたインターネット投票を実現
- 投票における時間的、距離的負担を大きく軽減でき、移動が困難な人・忙しい人でも投票可能となることで投票率向上が期待
- 接触の機会が減り、感染症リスクが低減
- 投票所受付を最小化、投票結果集計が迅速化でき、中長期的には職員の負担軽減とコストが削減

① インターネット投票

【従来の投票】



- ✓ 時間の制約（投票所の開設時間）
- ✓ 地理的制約（決められた投票所）
- ✓ 移動の制約（投票所内外へのアクセス）
- ✓ 財政負担（場所と人の確保）
- ✓ 人的負担（立会・残業・深夜労働）

【インターネット投票】

制約と負担を軽減し、いつでもどこからでも投票可能に



共通デジタルID（つくパス）
による厳正な個人認証



1. スマートフォン/タブレットにつくばアプリをインストール（初回のみ）
2. マイナンバーカードで公的個人認証（初回のみ）
3. つくばアプリで投票ページを参照し、顔認証とパスワードで本人確認
4. 候補者を選択し、投票
5. 投票結果は暗号化され、投票者情報と切り離されて集計



- ※ 3年間にわたる行政が行う事業の審査でのインターネット投票システムの実証実績
- ※ 基本構想の住民意向の確認にインターネット投票を実施
- ※ 2021年度市内公立学校での生徒会選挙での活用（GIGAスクール構想と連携）

規制の特例措置（公職選挙法）

- 投票場所について、インターネット投票については投票所以外の場所も認めること。
- 期日前投票について、インターネット投票については期日前投票所以外にも認めること。等

つくば市が抱える問題

- 行政情報は、ホームページや各種アプリなどにバラバラに分散
- 自分が受けられるサービスを必要なタイミングに知ることが困難
- 届出や手続きをしたとき、一緒に行える手続きが不明瞭
- 外国人の言語の壁による情報格差が発生し、日本人と同じ情報が取得困難

目指す未来と取組内容

- 分散する行政情報を集約し、多言語で表示するポータルアプリを構築。住民の希望（オプトイン型）により、属性情報や関心事項に基づき個別化された適時の情報発信
- 住民は関心のある情報を見逃すことなく受け取ることが可能
- 緊急時にも外国語で迅速に情報取得

②多言語ポータルアプリ

「パッと見られて」「すぐ気づく」



➢ 災害等緊急時にも外国語で迅速に情報提供

つくばアプリ



※イメージ画像



規制の特例措置

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律）

- 署名用電子証明書の失効について、失効せずに当該異動等の際に使用した電子証明書により住所情報を書き換えることを可能とすること。等

- ・最新情報を分かりやすく提供
- ・属性や希望に応じたコンテンツ表示
- ・住民向けの大事なお知らせを個別化してプッシュ通知
- ・簡単な操作で申請

『書かない・待たない・行かない窓口を』

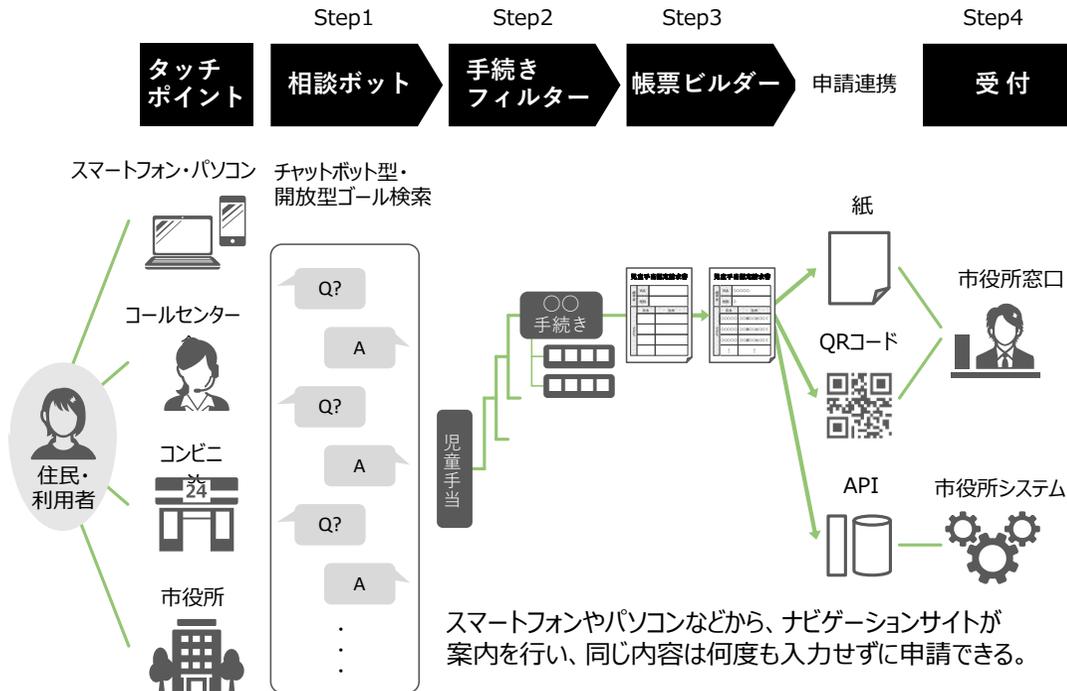
つくば市が抱える問題

- ▶ 住民ニーズに合った、行政手続窓口サービスが実現できていない。特に、デジタルトランスフォーメーションの観点からデジタル技術を活用した住民のユーザーエクスペリエンスの向上（何度も同じ内容を記載不要にすることなど）と、行政内部の業務効率化への対応

目指す未来と取組内容

- ▶ 行政手続に関する住民ニーズ調査を基に、窓口業務のサービスデザイン観点から、行政手続窓口をデジタル化（DX）
- ▶ 多様な行政サービスをナビゲーションするサイトを構築。行政手続での「書かない・待たない・行かない」を実現
- ▶ 行政サービス利用時の煩雑な申請手続を改善するための、行政手続棚卸しを実施、申請書作成手続を効率化

③行政手続DX



規制の特例措置（住民基本台帳法等）

- 対面規制等について、マイナンバーカードと署名用電子証明書を活用した公的個人認証により、市役所に来庁せずに住民異動届をスマートフォン等から行う場合については適用除外とすること。

『行政ビッグデータで住民主体のまちづくりを』

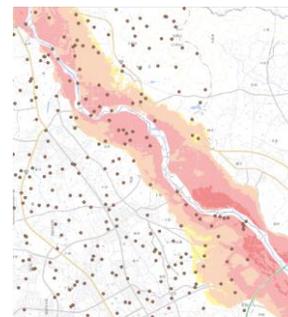
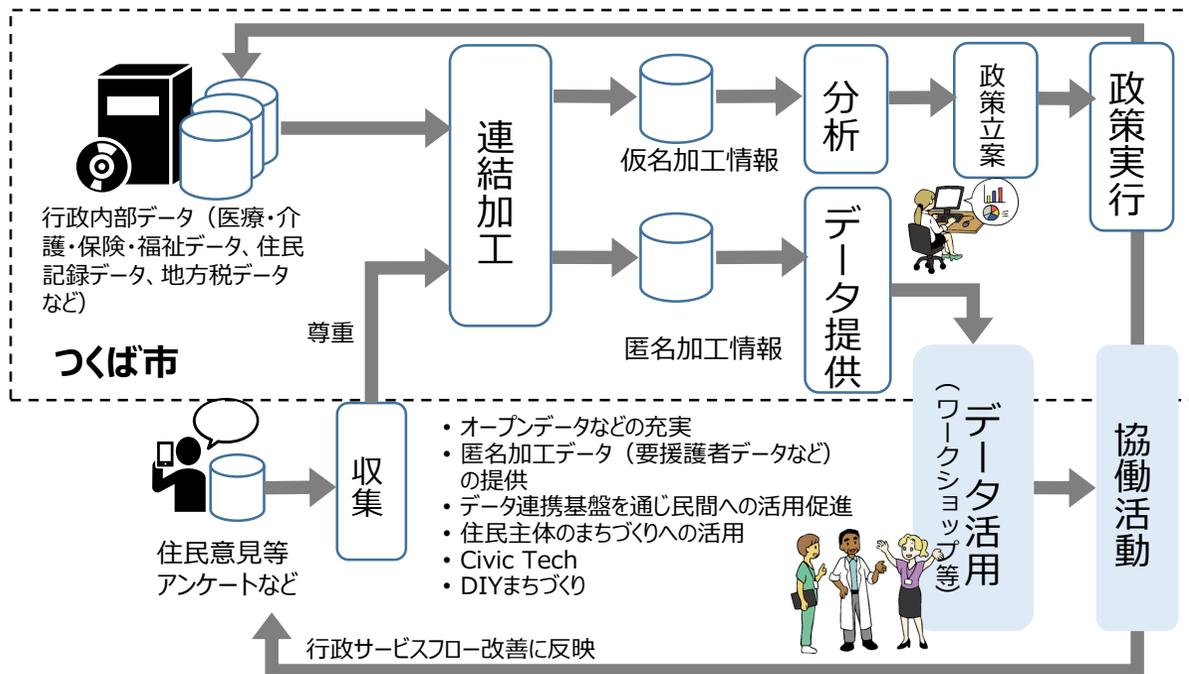
つくば市が抱える問題

- 地域の公的サービスと協働して、住民が主体的に地域課題の解決に参加できていない状況
- 住民は、市役所内部の大量のデータ（災害時に支援が必要な人のデータなど）へアクセス不可
- 複数の分野・地域にまたがる複合化・複雑化した課題に対し、市役所側の受け止めが不十分

目指す未来と取組内容

- 豊富な「行政ビッグデータ」の庁内共有・外部提供と、その分析により、地域課題を可視化
- 本人確認がなされた上での住民意見を収集する手段を開発し、住民意見等を分析し、制度の隙間問題やデータ分析のバイアス等を検証し、よりの確なEBPMを推進
- 住民と行政が一体となった「Hack My Tsukuba（データを活用したアイデアソン）」等のワークショップを実施し、住民が主体的に活動する「地域共生社会」や「SDGs」を実現

④行政ビッグデータの活用



ハザードマップと要援護者の重ね合せ図



規制の特例措置（行政機関個人情報保護法）

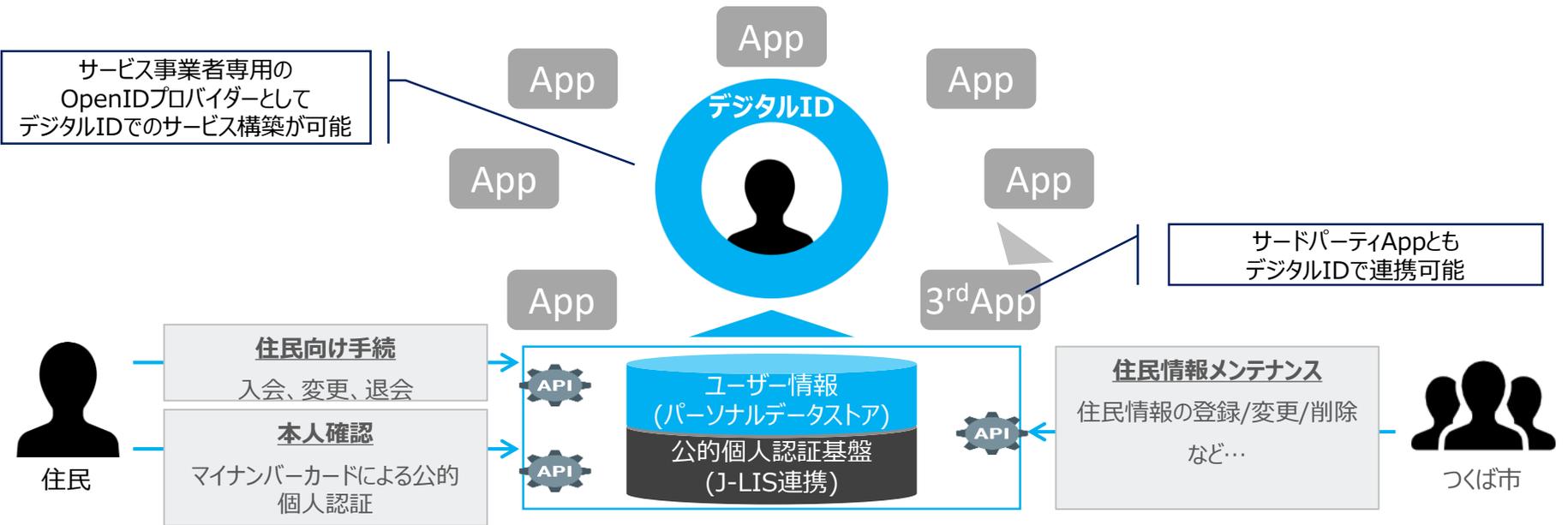
- 行政機関非識別加工情報の作成等について、企業等が行政機関へ行政機関非識別加工情報の提案を行う際に、企業が行政機関へ個人情報を提供し、行政機関側で企業側情報と行政機関側情報を結合した上で非識別加工して当該加工情報を受領できるようにすること。



共通デジタルID 「つくパス」

概要

公的個人認証により本人確認済みのIDで複数のサービスをつなぐ共通デジタルIDプラットフォーム。
つくば市がデジタルID発行の主体となり、その他の連携事業者が OpenIDプロバイダー（ID認証・認可プロバイダー）になるための機能もWEBサービス（WEB-API）として提供、複数サービスが連携した統合サービスが構築可能。



Point ①

本人確認済みのデジタルID
マイナンバーカードをもとに本人確認の点検が完了したデータを使って、住民のデジタルIDを作成

Point ②

複数事業者でのデジタルID利用
このデジタルIDを既存のサービスのアカウント情報や新しく利用するサービスで住民情報を連携

Point ③

安全なサービス連携
認証・認可のプロセスを通じ、他のサービスに対し、最新の住民情報を提供

Point ④

オプトインによる本人同意
ID連携が必要となる住民情報はオプトインによる本人の同意が取得できたもののみ連携



先端的移動サービス（つくばモビリティ①）

『必要なとき、必要な場所へあらゆる移動手段を』

つくば市が抱える問題

- 公共交通で市内移動するのが不便で、自家用車がないと、買物や通院など日常生活が不便
- 高齢者、障害者を支える移動手段が不足していることにより、ひきこもりがちになり社会参加が低下し、また、送迎など家族の負担や交通事故が増加

目指す未来と取組内容

- AI配車技術を活用したオンデマンドバスサービスを導入し、日常生活圏における目的地（病院、店舗、公共施設等）へのスムーズな移動を実現
- 自動走行機能を有するパーソナルモビリティを地区内シェアリングサービスとして導入し、オンデマンドバスの乗降場所まで離れている利用者でも利用しやすい環境を構築し、安心・安全な外出を実現

① 周辺部コミュニティ・モビリティの導入



- パーソナルモビリティシェアリングサービスで、自宅周辺、最寄りのバス停までの移動をサポート
- 自動走行機能により、高齢者、障害者の安心・安全な外出を支援

- オンデマンドバスサービスで、日常生活における移動目的地へスムーズに移動
- 交通結節点であるつくば駅周辺に接続することで、中心部の利便性へもアクセス



「つくばアプリ」へ MaaS機能を実装

「つくばアプリ」からの検索・配車・決済を可能にし、利用しやすい交通サービスを実現

オンデマンドバスの運行情報（ダイヤ、走行位置等）、移動スーパーの運行情報と連携させたパーソナルモビリティの自動配車、アプリから配信される地域のイベント情報・コミュニティ活動情報等からの外出のきっかけ作りなど、多様なデータと連携することで目的に合わせたモビリティサービスを提供

データの活用



つくたく利用データを解析



オンデマンドバス



移動スーパー

運行情報（ダイヤ、走行位置等）と連携させ、パーソナルモビリティを自宅まで自動配車



※10年間にわたるデマンド交通サービス（年間5.5万人）の運用実績

規制の特例措置（道路交通法等）

- パーソナルモビリティについては、原動機を用いる身体障害者用の車椅子と同様に、歩行者の範囲に含めること。また、同法上歩行領域において当該パーソナルモビリティの無人自動走行を可能とすること。
- 原動機を用いる身体障害者用の車椅子の高さ要件を撤廃するとともに、幅及び長さの要件を緩和すること。また、パーソナルモビリティについても同様の取扱いとすること等

つくば市が抱える問題

- つくば駅周辺の主要ランドマークを歩いて回るためには各施設間の距離があるため、回遊性に乏しく、中心部の賑わい減少が顕在化
- 近距離の移動であっても自家用車頼り

目指す未来と取組内容

- つくば駅周辺地区のペDESTリアンデッキでのパーソナルモビリティのシェアリング、学園東大通り・筑波大学構内での自動運転循環バスを提供し、つくば駅周辺の主要目的地へのアクセス、回遊性を向上
- つくばアプリを通じて、既存幹線交通へのスムーズな乗り継ぎを実現しつつ、タクシーの相乗りサービスや大学附属病院との医療MaaS、親子での外出に優しいこどもMaaSなど、新たな選択肢を提供

② 中心部ワンマイル・モビリティの導入

医療MaaS

- 大学附属病院との連携により、移動と診察を組み合わせたサービスを提供



自動走行パーソナルモビリティのシェアリング

- つくば駅周辺の主要目的地へのアクセス、回遊性の向上、交通弱者の安心・安全な移動



遠隔型自動運転システムによるモビリティや電動キックボード、シェアバイク等



こどもMaaS

- 市内主要公園を低速自動走行モビリティで結び、親子での外出を支援
- こども単独での習い事等への安全な移動を支援



タクシーの相乗りサービス

- 既存交通サービス（路線バス、コミュニティバス）を補完し、中心部の移動の新しい選択肢を提供



自動運転循環バス

- 学校、研究機関等の主要機関が集積する学園東大通り、スマートキャンパス化する筑波大学構内を結ぶ



公共交通サービス、パーソナルモビリティ、民間送迎サービスも含めた交通ネットワークの全体最適化

規制の特例措置（道路交通法等）

- 旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で走行させようとする場合であっても、自動運転車の遠隔監視及び操作に限定した場合は、第二種免許でなく、第一種免許での運転を可能とすること。
- 原動機を用いる身体障害者用の車椅子の速度の上限を時速10kmとすること。また、パーソナルモビリティについても同様の取扱いとすること 等



つくば市が抱える問題

- 家事や育児で手が離せない、共働きで平日昼間は不在等、自分の都合に合わせて、欲しいときに荷物を受け取ることが困難
- ベビーカー利用時やこどもと一緒にの買物等、重い荷物を運ぶのが困難

目指す未来と取組内容

- グリーンフィールドの高層住宅へのドローン配送、ペDESTリアンデッキでの荷物搬送ロボットによる365日24時間デリバリー等、いつでもどこでも便利に荷物を受け取れる仕組みを確立
- 買物後の重い荷物を自動追従型荷物搬送ロボットが配送支援、こども連れでも買物が便利に

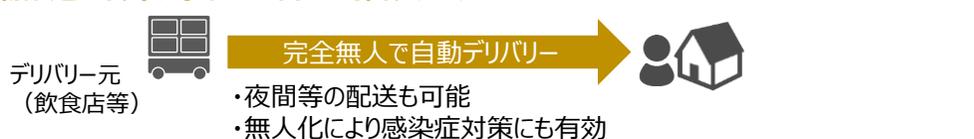
① 荷物搬送ロボットやドローン等による買物の利便性向上

欲しいときに荷物が届く

荷物搬送ロボットとドローン活用による配送支援

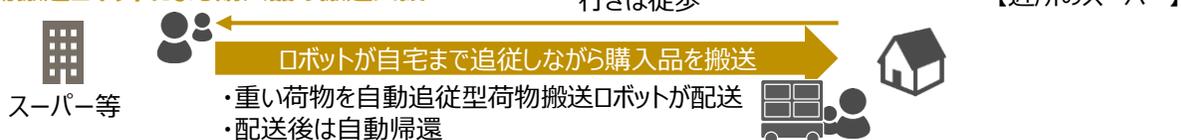


荷物搬送ロボットによる365日24時間デリバリー



重い荷物を自動で運んでくれる

自動追従型荷物搬送ロボットによる購入品の搬送支援



規制の特例措置

(道路交通法等)

- 荷物搬送ロボットについては、原動機を用いる歩行補助車と同様に、歩行者の範囲に含めること。また、同法上歩行領域において当該荷物搬送ロボットの無人自動走行を可能とすること。なお、当該荷物搬送ロボットについては、道路運送車両法の適用除外とすること。等



先端的物流サービス（つくばポーター②）

『周辺部の点在するお店をもっと近くに』

つくば市が抱える問題

- 近くにスーパーがなかったり、移動販売の時間が合わなかったりと、自家用車がないと周辺地区における生活用品の買物が困難
- 医療機関や薬局が近くになく、遠隔医療を受けた場合でもその後の処方薬の受取が困難

目指す未来と取組内容

- 移動スーパーの現在地、到着時間をスマートフォンで確認可能にし、到着時間に合わせて自宅からパーソナルモビリティで移動する買物を実現
- 医療機関、薬局、スーパーの連携により、遠隔診療後に処方薬を移動スーパーで受取

②移動スーパーの高度化

移動スーパーの見える化

自宅と営業場所間のパーソナルモビリティ活用

パーソナルモビリティで楽々移動



到着時間ちょうどに営業場所へ

自動運転で移動



移動スーパー

自動運転で帰宅

荷物も一緒に移動



移動スーパーの位置を見える化

移動場所、到着時間等がスマホでわかる

移動スーパーの現在地をリアルタイム表示



その他、こんな機能も

- ・運行状況等の**プッシュ通知**
渋滞、工事等で到着時間の遅れを通知
おすすめ商品や在庫状況のお知らせ等

- ・**キャッシュレス**
レジの効率化
購買データの活用（ニーズに応じた商品提供等）

欲しいものが届く

医薬品等の販売

遠隔医療受診後の薬をお届け

自宅で遠隔医療



移動スーパーで受け取り



生活習慣情報・パーソナルヘルスレコードに基づいてたおすすめの商品や日用品の提供も



規制の特例措置

（道路交通法施行規則等）

- 原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準について、原動機を用いる身体障害者用の車椅子の高さについては、これを撤廃するとともに、幅及び長さの要件を緩和すること。また、原動機を用いる身体障害者用の車椅子以外のパーソナルモビリティについても同様の取扱とすること。等

『生活・医療の情報をもとに健康な生活を』

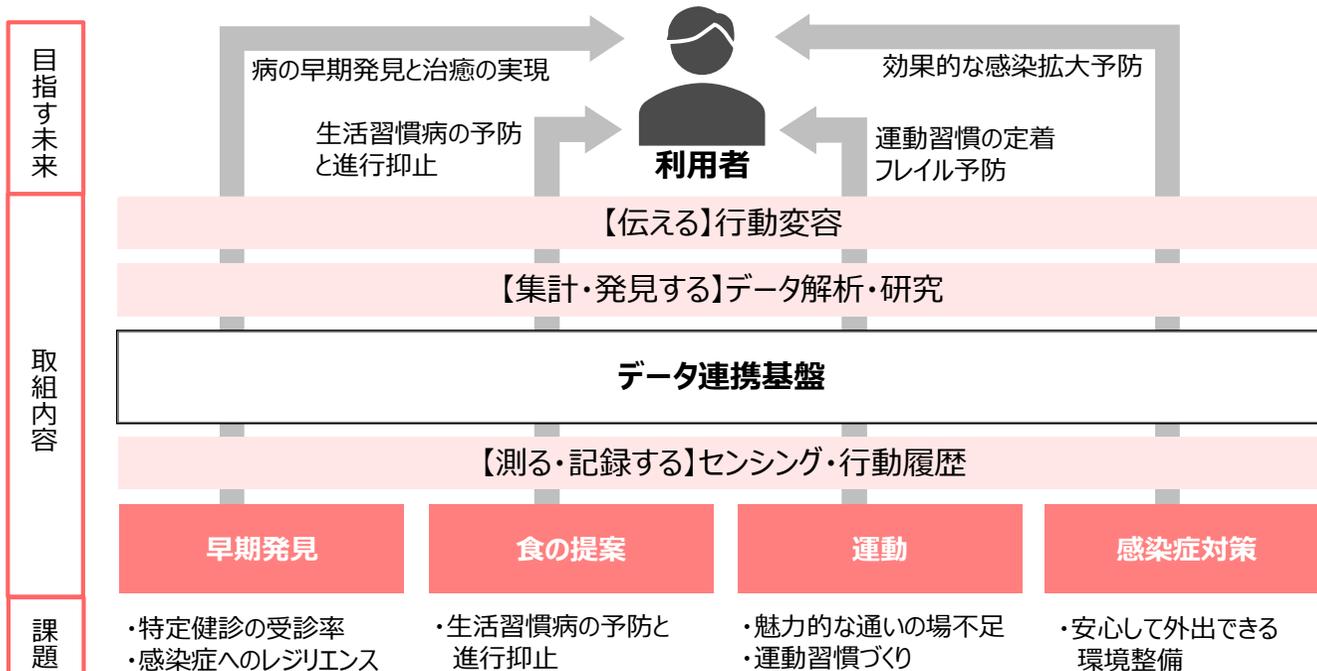
つくば市が抱える問題

- 高齢者の病気療養や要介護の期間が長期化（平均寿命と健康寿命とのかい離）
- 標準化医療費全体に占める生活習慣病は約5割であり、茨城県の標準化医療費よりも高額
- 特定健診の低受診率
- 高齢者の外出の機会や意欲が低下。他方、感染症の流行下では、外出を自粛するなどの活動縮小が必要

目指す未来と取組内容

- 生活情報と医療情報に基づいた食のレコメンドを実施し、糖尿病等の生活習慣病を予防・進行抑止
- コミュニティの形成支援と運動の習慣化により、外出意欲を創出、運動習慣の定着とフレイル予防を実現
- 行動タイプ別の勧奨通知を行い、病の早期発見と治療を実現
- 体温管理等による健康予報により、効果的な感染拡大予防

① 医療情報や生活習慣情報活用による健康寿命延伸



食事の内容が個人に合った食材が自動で配送され、顔認証で本人確認の上、受け取るイメージ▼



▲ウェアラブル・デバイスで日々の運動情報やバイタルデータを送信するイメージ

規制の特例措置

（臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設）

- 検体測定室で得られた測定結果の診療利用を可能とすること。

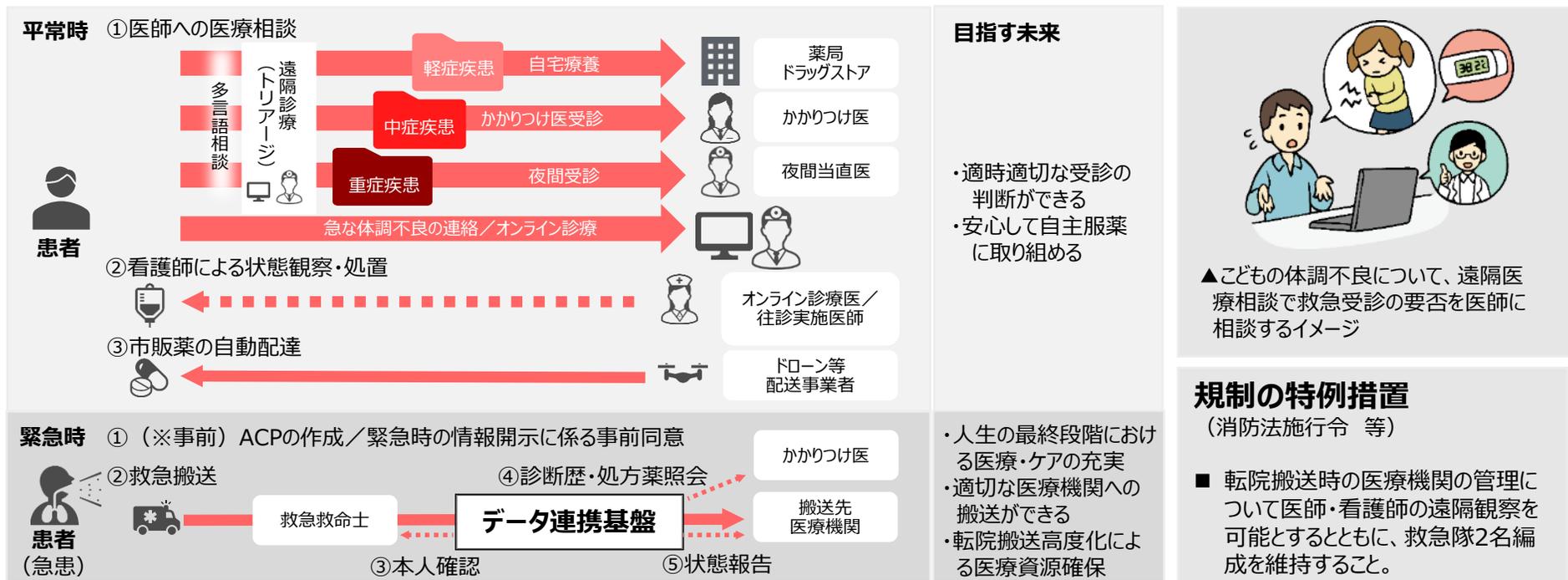
つくば市が抱える問題

- 都市と郊外の二極化により、救急医療へのアクセスに地域差
- 侵襲的治療非希望や蘇生行為不要といった人生の最終段階における医療に対する希望が搬送後に判明
- 同時多発的な搬送要請が生じた場合、地理的距離だけでなく、必要な医師・医療設備、重症度と緊急度に応じた搬送が必要
- 感染症予防及び医療費の適正化の観点から、セルフメディケーションの促進が必要

目指す未来と取組内容

- 電子データでのアドバンス・ケア・プラン（ACP）作成・管理により人生の最終段階における医療・ケアに関する本人の希望を尊重
- 遠隔医療相談等による医療トリアージにより、不要な時間外診療抑止とセルフメディケーションを促進
- 緊急時において、生体認証に基づき医療関連情報を共有、適切な医療機関への搬送と救急医療を高度化

②救急医療高度化と亡くなる日までの人生計画



※ACP=Advance Care Planningの略。人生の最終段階における医療・ケアの意向



『住み慣れたまちで自分らしい人生を』

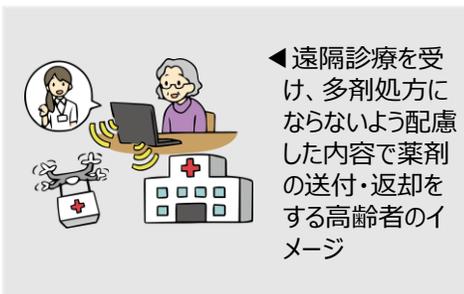
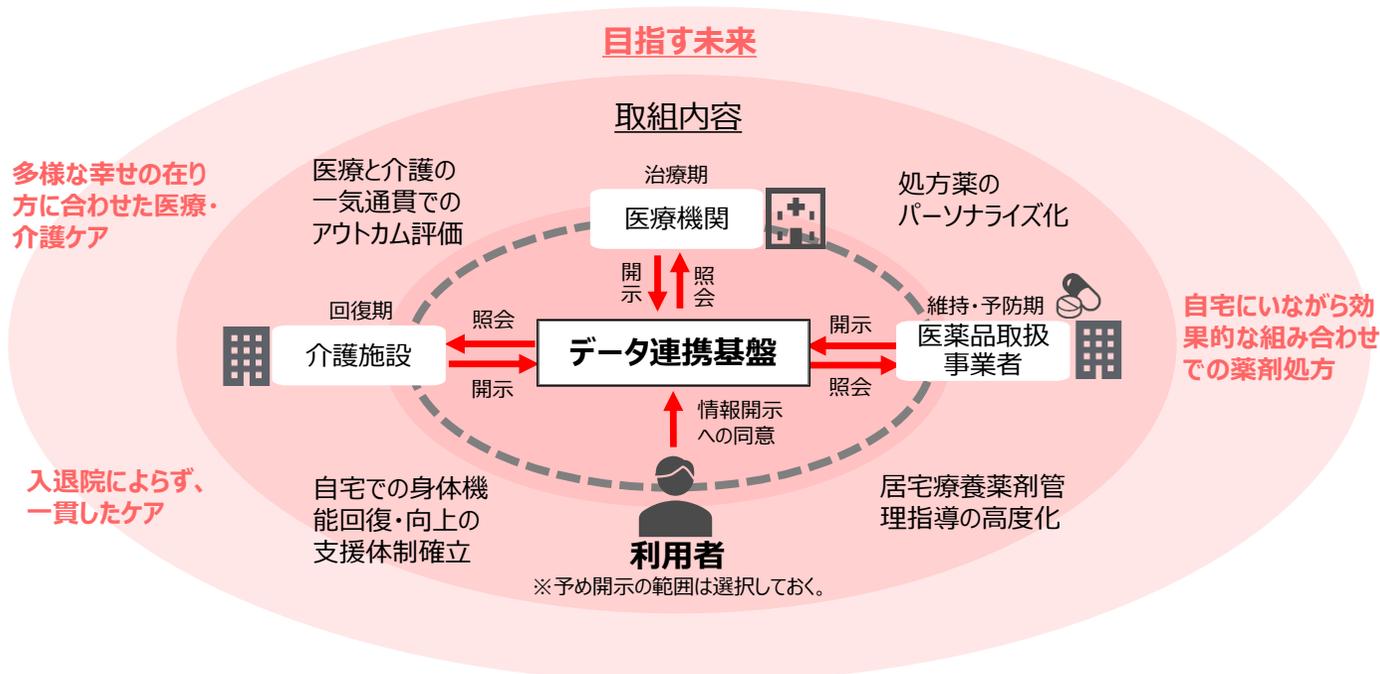
つくば市が抱える問題

- 医療と介護の分断によるサービスの空白地帯が存在
- 感染症予防の観点から、施設への通所のためらい
- 医療機関と介護施設で情報が分断していることから、各機関・施設において身体機能の維持・改善のみが評価対象となっており、先天的な機能差等を加味し、個人の感じ方（幸福度）を含めた評価が不可能
- 病院間及び薬局間で処方薬の情報が統合されていないため、複数の病院に通院する人ほど、多剤処方となる傾向

目指す未来と取組内容

- 医療・介護・薬局間で相互に情報を参照・分析・評価できる環境を構築、効果的な組み合わせの薬剤処方や多様な幸せの在り方に合わせたケアを実現
- 自宅等で専門家の指導の下、身体機能改善プログラムを受けられる仕組みを構築、入院によらず、一貫したケアを提供

③医療・介護・服薬の連携による包括的サービス



規制の特例措置

（個人情報の保護に関する法律施行令）

- 診療情報の開示について、開示の請求を行った者が希望する場合については、診療情報の電子データの電子メール等での交付を可能とすること。

『自分の手元に生涯の健康記録を』

つくば市が抱える問題

- 診療情報等の開示方法（紙、電子データなど）は、医療機関の管理者の指定する方法に限定
- 制度上、個人情報の開示についても書面交付が基本で、例外も請求者の同意の下、取扱事業者が決定
- 医療情報は機微性が高く、医療分野におけるマイナンバーの活用が限定的

目指す未来と取組内容

- 健康・医療情報の個人へのデータ還元により、自分の症病歴や処方薬の内容をいつでも閲覧可能化
- 機関間の健康関連データの情報連携により、検査・診断結果や処方薬情報、予防接種履歴を本人及び本人が同意した事業者が一元的に参照することを可能化。資格異動時にもシームレスに健診結果を連携

④マイナンバー及びマイナンバーカードを用いた個人への健康関連データの還元

目指す未来

・自分の傷病歴や処方薬の内容をいつでも閲覧



・転出入によらない健診・予防接種の記録



・資格異動時にもシームレスに健診結果を連携



個人がマイナンバーカードによる個人認証の下、データを照会

【照会例】病歴、服薬履歴、検査結果、健診結果、予防接種履歴、障害者認定

利用者



※照会したデータ別に統合されたもの



データ連携基盤

取組内容



医療機関 A



医療機関 B



医療機関 C



自治体 D



自治体 E



自治体 F



保険者 G



保険者 H



保険者 I



医療機関

※医療等分野での番号（電磁的符号を含む）による管理

自治体

※マイナンバーで管理

保険者

※マイナンバーで管理

※厚労省が進める医療等情報の連結推進に向けた被保険者番号活用の取組みの方針を斟酌する。
※国の取組みを活用できるよう応用のきく仕組みづくりに配慮する。

規制の特例措置

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）

- 自治体が保有する健康関連データ（特定個人情報）のうち国家戦略特区に係る区域計画に記載されたものについては、社会保障分野の対象範囲を拡張し、データガバナンスやデータ管理の信頼性の高い機関への提供や利用、当該機関による収集及び保管を可能とすること。

『安全で持続可能な都市空間を』

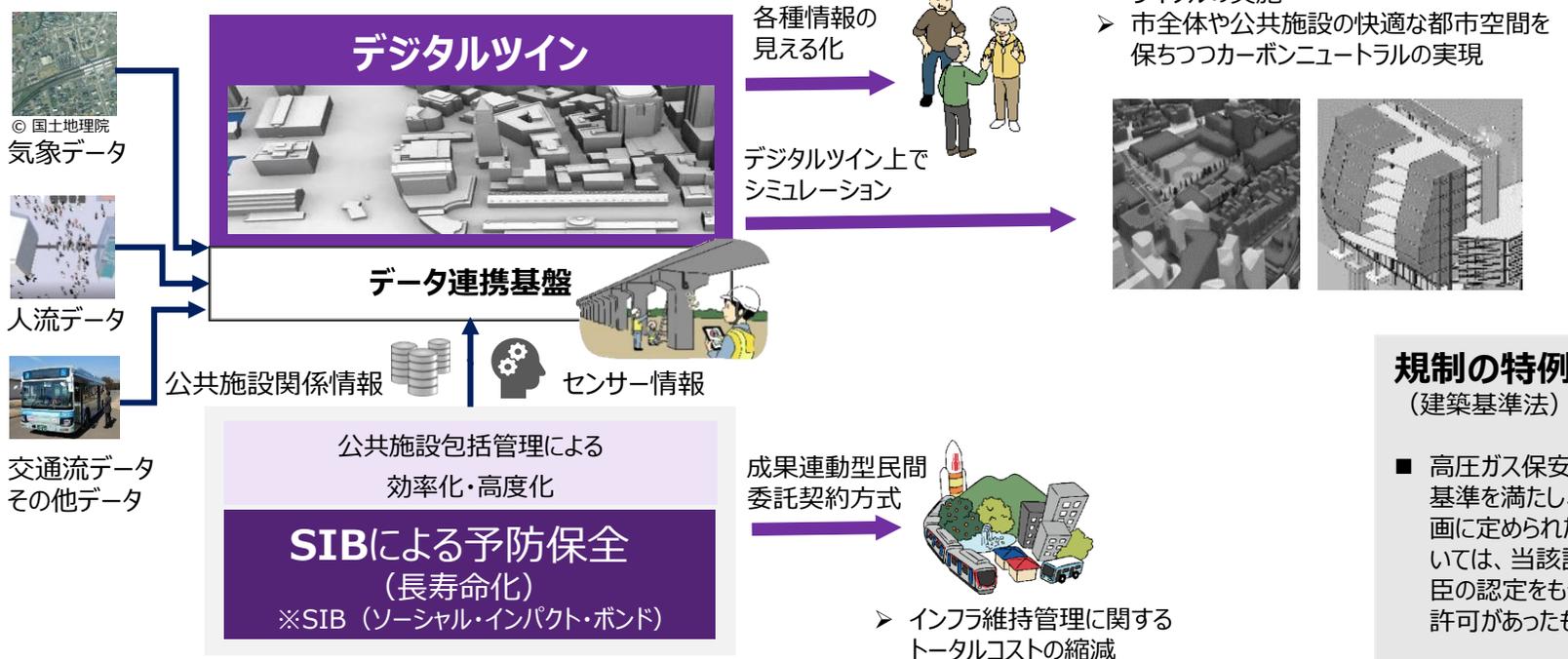
つくば市が抱える問題

- 研究学園都市建設時に整備されたインフラが一斉に老朽化し、更新時期が集中
- 公務員宿舎の処分による跡地開発等により、つくば駅周辺の緑豊かなゆとりある街並みが大きく変化するとともに、大規模商業施設の閉店等によりまちの賑わいが減少

目指す未来と取組内容

- SIBによる民間資金を活用した予防保全（長寿命化）の実施及び公共施設包括管理による専門性の向上及び維持管理の効率化によりインフラ維持管理に関するトータルコストを削減
- デジタルツイン上でのシミュレーションによる都市空間のスマートプランニングによる市街地の活性化やカーボンニュートラルの実現

① インフラ・エネルギーマネジメント



規制の特例措置
（建築基準法）

- 高圧ガス保安規則、消防法上の基準を満たし、国家戦略特区計画に定められた水素貯蔵施設については、当該計画の内閣総理大臣の認定をもって特定行政庁の許可があったものとみなすこと。

『住民とつくる災害に強いまちを』

つくば市が抱える問題

- 災害時の被害状況や避難所の開設状況等の確認、定時報告等が手間
- 比較的災害が少ないため、訓練だけでは避難所運営に関するノウハウが蓄積しにくい状況
- 避難者の病歴等がわからないため、医療継続が困難

目指す未来と取組内容

- 避難所の開設状況や被害状況、混雑情報、備蓄品、電源供給可能な水素燃料電池バスの位置を地図上で可視化し、住民の安全・安心な避難を支援
- 災害対策本部と避難所担当職員を双方向でつなぎ、市役所の災害対応を効率化
- 避難所での必要医療の継続

②避難所・被災状況の可視化

避難所等の見える化



- 避難所の開設状況や被害状況、混雑情報、備蓄品、電源供給可能な水素燃料電池バスの位置を地図上で可視化

被災状況の共有



- 住民や職員が市の災害対策本部に被害状況を共有

市役所の災害対応の効率化



- 災害対策本部と避難所担当職員を双方向で接続

医療の継続



- 生体認証等により病歴、処方歴等を把握し、医療を継続

規制の特例措置（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）

- 自治体が保有する健康関連データ（特定個人情報）のうち国家戦略特区に係る区域計画に記載されたものについては、社会保障分野の対象範囲を拡張し、データガバナンスやデータ管理の信頼性の高い機関への提供や利用、当該機関による収集及び保管を可能とすること。



『住民みなで見守り安心で安全なまちを』

つくば市が抱える問題

- 近隣に血縁者がいない核家族の増加や共働き世帯の増加等により、地域における相互助け合い力が低下
- 犯罪件数は県内でも高止まり

目指す未来と取組内容

- 学校が収集した不審者情報をつくばアプリの地図を経由して、保護者等希望する住民にプッシュ配信し、犯罪回避を促すことにより安全・安心なまちを実現
- 不審者情報等を地図・デジタルツイン上に表示・共有し、市役所や警察での対策に活用

③地域防犯情報ネットワーク



個人情報保護法の施行に係る
関係条例の条文イメージ

個人情報保護委員会事務局
総務省自治行政局
令和4年4月

<留意点>

- 本資料の記載は、令和3年に改正された個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下、「改正法」という。）の条文の解釈等を前提に、地方公共団体において定め得る条例の規定例を示すものである。

- したがって、本資料に記載の規定例は、そのままの形で条例化されることは想定しておらず、あくまで、自治体担当者の概要把握の一助となることを期待して、示すものである。

- なお、本資料末尾に記載する条例事項一覧は、改正法において条例で定めることとされている条文及び条例で定められる可能性がある事項について言及している条文を示すものである。

〇〇市個人情報保護法施行条例

網掛け：条例で定める必要がある事項

下線：必要に応じて条例で定めることが考えられる事項

下線：条例で定めることを妨げるものではない事項

【条例の趣旨に関する規定を設ける場合】

(趣旨)

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

【用語の定義についての規定を設ける場合】

(用語)

第二条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

【改正法第 60 条第 5 項に基づき条例要配慮個人情報に関する規定を設ける場合】

(条例要配慮個人情報)

第三条 法第六十条第五項の条例で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等とする。

- 一 ・・・
- 二 ・・・
- 三 ・・・

【改正法第 75 条第 5 項に基づき個人情報取扱事務登録簿に関する規定を設ける場合】

(登録簿)

第四条 市の機関等（市の機関（議会を除く。）及び市の設立に係る地方独立行政法人をいう。以下同じ。）¹は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

¹ 適用の対象は任意。

- 一 . . .
- 二 . . .
- 三 . . .
- 四 . . .
- 五 . . .

- 2 市の機関等は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 市の機関等は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

【改正法第 78 条第 2 項に基づき情報公開条例の規定との整合を図る規定を設ける場合】

(不開示情報)

- 第五条 法第七十八条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、〇〇市情報公開条例(平成〇〇年〇〇市条例第〇〇号)第〇〇条第〇〇号に掲げる情報とする。
- 2 法第七十八条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、〇〇市情報公開条例第〇〇条第〇〇号に掲げる情報とする。

(開示請求に係る手数料)

- 第六条 法第八十九条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書一件当たり〇〇円とする。

※別に手数料条例を規定する場合の規定例

- 第六条 法第八十九条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、〇〇市手数料条例(昭和〇〇年〇〇市条例第〇〇号)に定める額²とする。

【改正法第 108 条に基づき開示の手続に関する規定を定める場合】

- 第七条 開示請求書には、法第七十七条第一項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

² 手数料条例において、保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書一件当たりの額を定めること、又は開示の方法に応じた額を定めることが考えられる。

【改正法第 108 条に基づき開示の手続に関する規定を定める場合】

第八条 開示決定等は、開示請求があった日から〇〇日以内にしなければならない。ただし、法第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を〇〇日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

※「〇〇日以内」については、法第 83 条第 1 項及び第 2 項に定める「30 日以内」を短縮するもののみ許容される。

【改正法第 108 条に基づき開示の手続に関する規定を定める場合】

第九条 開示請求に係る保有個人情報^{（一）}が著しく大量であるため、開示請求があった日から〇〇日以内にその全てについて開示決定等^{（二）}をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関等は、前条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

※「〇〇日以内」については、法第 84 条に定める「60 日以内」を短縮するもののみ許容される。

【改正法第 108 条に基づき訂正の手続に関する規定を定める場合】

第十条 訂正決定等は、訂正請求があった日から〇〇日以内にしなければならない。ただし、法第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を〇〇日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

※「〇〇日以内」については、法第94条第1項及び第2項に定める「30日以内」を短縮するもののみ許容される。

【改正法第108条に基づき利用停止の手續に関する規定を定める場合】

第十一条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から〇〇日以内にしなければならない。ただし、法第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を〇〇日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

※「〇〇日以内」については、法第102条第1項及び第2項に定める「30日以内」を短縮するもののみ許容される。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料³⁾)

第十二条 法第百十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額は、〇〇円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに〇〇円
- 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 法第百十九条第四項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる者以外の者 法百十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第百十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- 二 法第百十五条(法第百十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 〇〇円

※別に手数料条例を規定する場合の規定例

第十二条 法第百十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額は、

³ 令において定める額を標準として定めること。

〇〇市手数料条例（昭和〇〇年〇〇市条例第〇〇号）に定める額⁴とする。

【改正法第 129 条に基づき審議会への諮問に関する規定を定める場合】

第十三条 市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、〇〇市個人情報保護審査会条例（令和〇〇年〇〇市条例第〇〇号）第〇〇条に規定する〇〇市個人情報保護審査会⁵に諮問することができる。

- 一 この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- 二 法第六十六条第一項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- 三 前二号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

※「個人情報の取扱いに関する運用上の細則」とは、法令やガイドライン、事務対応ガイド等の記載に則った具体的な運用方法について定めるものであり、例えば、法第 62 条に基づく利用目的の明示の具体的方法、法第 65 条に基づく正確性の確保のための方策、法第 66 条に基づく安全管理措置の具体的手法、法第 69 条第 2 項第 1 号に基づく本人同意の取得方法等に関する運用についての細則がこれに当たる。

※上記各号列記の事項は、これまでの照会等を踏まえて例示するものであり、これらの項目について条例に規定を設けるべきとの趣旨ではないが、法第 129 条の委任規定の趣旨に鑑み、諮問を行うことが特に必要であると考える事項について、上記も参考にしつつ、具体的な記載をする必要がある。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第七号に掲げる規定（同法第五十一条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

⁴ 手数料条例において、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書一件当たりの額を定めること、又は開示の方法に応じた額を定めることが考えられる。

⁵ 法第二百二十九条の規定による諮問に応じ調査審議する機能を有する審議会等を諮問先として規定する。

【既存の個人情報保護条例を廃止する場合】

(旧条例の廃止⁶)

第二条 ○○市個人情報保護条例(平成○○年○○市条例第○○号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

【改正法附則第3条と同等の経過措置を設ける場合】

(経過措置)

第三条 次に掲げる者に係る旧条例第○○条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第○○条に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)又は旧条例第○○条に規定する非識別加工情報等(以下「旧非識別加工情報等」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

一 前条の規定の施行の際現に旧条例第○○条に規定する実施機関⁷(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報又は旧非識別加工情報等の取扱いに従事していた者

二 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報又は旧非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日(以下「附則第二条施行日」という。)前に旧条例第○○条、第○○条又は第○○条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 附則第二条施行日前に旧条例第○○条の提案がされた場合における旧条例に規定する非識別加工情報の作成及び提供、提案の審査、第三者に対する意見書提出の機会の付与、利用に関する契約の締結及び解除、手数料の納付その他の手続については、なお従前の例による。⁸

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第○○条に規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。⁹

⁶ 廃止とするか一部改正とするかは任意。

⁷ 地方独立行政法人を含むものとして規定している。旧条例において実施機関に地方独立行政法人を含めていない場合には、別号で規定する必要がある。

⁸ 旧条例に非識別加工情報に関する規定がある場合に限る。

⁹ 第4項から第6項までは、旧条例に規定された罰則に対応する内容を定める経過措置で

一 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

二 第一項第二号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第〇〇条に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

6 前二項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

【改正法附則第10条では措置されない旧条例に基づく従前の規制行為の罰則に関する経過措置を設ける場合】

第四条 附則第二条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

ある。

〇〇市個人情報保護審査会条例

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 設置及び組織（第二条－第六条）
- 第三章 審査会の調査審議の手續（第七条－第十条）
- 第四章 雑則（第十一条・第十二条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、〇〇市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

第二章 設置及び組織

（設置）

第二条 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第百五条第三項において準用する同条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、市に、〇〇市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第三条 審査会は、委員〇〇人をもって組織する。

（委員）

第四条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、〇〇年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるとき

は、その委員を罷免することができる。

- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第五条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(合議体)

第六条 審査会は、その指名する委員〇〇人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

- 2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

第三章 審査会の調査審議等の手続¹⁰

(定義)

第七条 この章において「諮問庁」とは、法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定により審査会に諮問をした実施機関（市の機関（議会を除く。）

¹¹及び市の設立に係る地方独立行政法人をいう。）をいう。

- 2 この章において「保有個人情報」とは、法第七十八条第一項第四号、第九十四条第一項又は百二条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(審査会の調査権限)

第八条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、そ

¹⁰ この章（第七条から第十条まで）は必要に応じて定めることが考えられる規定。

¹¹ 独自に議会が保有する個人情報に対する開示等について条例で定めた場合には、議会を含めることもあり得る。

の提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。¹²

(委員による調査手続)

第九条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第一項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第十条 審査会は、第八条第三項の規定による資料の提出又は法第百六条第二項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十四条若しくは同項において準用する同法第七十六条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第十三条第四項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した諮問庁の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第四章 雑則

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定

¹² この規定により提出された資料の交付手数料については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十八条第四項及び第五項の規定の適用を受ける。したがって、現行の行政不服審査会条例等で定める手数料と異なる手数料を設定する場合には、別途の措置が必要となる。

める。

(罰則)

第十二条 第四条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第七号に掲げる規定（同法第五十一条の規定に限る。）の施行の日から施行する。ただし、附則第三条第二項の規定は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(旧条例の廃止)

第二条 〇〇市個人情報保護審査会条例（平成〇〇年〇〇市条例第〇〇号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 第三条 前条の規定の施行の際現に旧条例第〇〇条の規定により市に置かれた同条に規定する〇〇市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第四条第一項の規定による任命を受けたものとみなす。
- 2 市長は、施行日前においても、第四条第一項の規定の例により、審査会の委員の任命をすることができる。この場合において、その任命を受けた委員は、施行日において同項の規定による任命を受けたものとみなす。
 - 3 前条の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は同条の規定の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第〇〇条の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。
 - 4 施行日前に〇〇市個人情報保護法施行条例（令和三年〇〇市条例第〇〇号）附則第二条の規定による廃止前の〇〇市個人情報保護条例（平成〇〇年〇〇市条例第〇〇号）第〇〇条の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
 - 5 前条の規定の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

- 6 第三項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、〇〇以下の懲役又は〇〇円以下の罰金に処する。¹³
- 7 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

¹³ 第6項及び第7項は、旧条例に規定された罰則に対応する内容を定める経過措置である。

〇〇市個人情報保護審査会¹⁴条例（例）

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 設置及び組織（第二条―第六条）

第三章 審査会の調査審議等の手続

第一節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続（第七条―第十条）

第二節 個人情報の取扱いについての調査審議の手続（第十一条）

第四章 雑則（第十二条・第十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、〇〇市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議等の手続等について定めるものとする。

第二章 設置及び組織

（設置）

第二条 次に掲げる事務¹⁵を行うため、市に、〇〇市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

一 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第百五条第三項において準用する同条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

二 〇〇市個人情報保護法施行条例第〇〇条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

（組織）

第三条 審査会は、委員〇〇人をもって組織する。

¹⁴ 機能に応じた名称をつけることが考えられる。

¹⁵ 機能に応じて規定することが必要となる。

(委員)

第四条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、〇〇年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第五条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(合議体)

第六条 審査会は、その指名する委員〇〇人をもって構成する合議体で、第二条各号に掲げる事務を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、第二条各号に掲げる事務を行う。

第三章 審査会の調査審議等の手続¹⁶

第一節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続

(定義)

第七条 この節において「諮問庁」とは、法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定により審査会に諮問をした実施機関（市の機関（議会を除く。）

¹⁶ この章（第七条から第十一条まで）は必要に応じて定めることが考えられる規定。

¹⁷及び市の設立に係る地方独立行政法人をいう。)をいう。

- 2 この節において「保有個人情報」とは、法第七十八条第一項第四号、第九十四条第一項又は百二条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(審査会の調査権限)

第八条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。¹⁸

(委員による調査手続)

第九条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第一項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第十条 審査会は、第八条第三項の規定による資料の提出又は法第百六条第二項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十四条若しくは同項において準用する同法第七十六条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第十三条第四項に

¹⁷ 独自に議会が保有する個人情報に対する開示等について条例で定めた場合には、議会を含めることもあり得る。

¹⁸ この規定により提出された資料の交付手数料については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十八条第四項及び第五項の規定の適用を受ける。したがって、現行の行政不服審査会条例等で定める手数料と異なる手数料を設定する場合には、別途の措置が必要となる。

規定する参加人をいう。)又は諮問庁をいう。以下同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した諮問庁の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二節 個人情報の取扱いについての調査審議の手続

第十一条 . . .

※第二節においては、法第129条により「特に必要であると認めるとき」に当たるものとして審議会に諮るべき事項として定められたものについて、当該審議に係る手続きも含めて遺漏なく定める必要がある。

第四章 雑則

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十三条 第四条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)附則第一条第七号に掲げる規定(同法第五十一条の規定に限る。)の施行の日から施行する。ただし、附則第三条第二項の規定は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(旧条例の廃止)

第二条 〇〇市個人情報保護審査会条例(平成〇〇年〇〇市条例第〇〇号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 第三条 前条の規定の施行の際現に旧条例第〇〇条の規定により市に置かれた同条に規定する〇〇市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第四条第一項の規定による任命を受けたものとみなす。
- 2 市長は、施行日前においても、第四条第一項の規定の例により、審査会の委員の任命をすることができる。この場合において、その任命を受けた委員は、施行日において同項の規定による任命を受けたものとみなす。
- 3 前条の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は同条の規定の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第〇〇条の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 4 施行日前に〇〇市個人情報保護法施行条例（令和三年〇〇市条例第〇〇号）附則第二条の規定による廃止前の〇〇市個人情報保護条例（平成〇〇年〇〇市条例第〇〇号）第〇〇条又は第〇〇条の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 5 前条の規定の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6 第三項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、〇〇以下の懲役又は〇〇円以下の罰金に処する。¹⁹
- 7 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

¹⁹ 第6項及び第7項は、旧条例に規定された罰則に対応する内容を定める経過措置である。

〇〇市情報公開条例（改正例）

【匿名加工情報に関連した不開示情報の追加を行う場合】

（開示義務）

第〇条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一 . . .

二 . . .

- 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号²⁰

【改正法第60条第3項第2号ロに定める意見書の提出の機会に関する条文を設ける場合】

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第〇条 開示請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

²⁰ 既に非識別加工情報等を情報公開条例上の不開示情報としている場合にも、文言の改正が必要となります。

- 一 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第〇条第〇号〇及び・・に規定する情報²¹に該当すると認められるとき。
 - 二 第三者に関する情報が記録されている公文書を第〇条²²の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【改正法第 60 条第 3 項第 2 号ロに定める意見書の提出の機会に関する条文を設けることに伴い、情報公開審査会への諮問義務の例外からの除外事項についての調整規定を設ける場合】

（審査会への諮問等）

第〇条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく〇〇市情報公開審査会に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 二 裁決で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。）

【情報公開審査会への諮問義務の例外からの除外事項についての調整規定を設けることに伴い、諮問をした旨の通知義務についての調整規定を設ける場合】

（諮問をした旨の通知）

第〇条 第〇条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

²¹ 開示義務の適用除外から「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」等を除外している場合には、当該条項を追加します。

²² 不開示情報が記録されている公文書を公益上特に必要があると認めるときに開示することができる旨の規定等がある場合には、当該条項を追加します。

- 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- 二 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 三 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(参 考)

条例事項一覧

【条例で定める必要がある事項】

条項	条文
第 89 条 第 2 項	2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。
第 119 条 第 3 項	3 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。
第 119 条 第 4 項	4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

【必要に応じて条例で定めることが考えられる事項】

条項	条文
第 60 条 第 3 項・ 第 2 号	<p>3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第三条、独立行政法人等情報公開法第三条又は情報公開条例の規定に</p>

	<p>よる開示の請求をいう。)があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。</p> <p>イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。</p> <p>ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項、独立行政法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。</p> <p>三 (略)</p>
第60条 第5項・	<p>5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>
第78条 第2項	<p>2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているものうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。</p>
附則 第10条 第2項	<p>2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。</p>

【条例で定めることが妨げられるものではない事項】

条項	条文
第75条 第5項	<p>5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない</p>
第107条 第2項	<p>2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあつては、条例）で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。</p>
第108条	<p>第百八条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の</p>

	規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
第129条	第百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

個人情報ファイル簿

参考資料D

管理番号 0000196

令和 4年 7月 8日現在

個人情報ファイルの名称	特別定額給付金対象世帯情報
実施機関の名称	つくば市長
個人情報が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 総務課
個人情報ファイルの利用目的	特別定額給付金支給事務に使用するため。
個人情報ファイルの記録項目 ※は要配慮個人情報	氏名、住所、性別、生年月日、続柄、障害※、施設入所等の情報、家庭状況、DVによる避難情報
記録の範囲	特別定額給付金申請書、決定通知書並びに勸奨通知の作成・発送及び給付金システム（審査・管理等）での利用
記録情報の収集方法	住民基本台帳
記録情報の経常的提供先	株式会社茨城計算センター
他の法律又はこれに基づく命令の規定による、訂正、利用停止等に特別の手続き等	
条例第2条第6項に規定するファイルの別	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号ファイル（電算処理ファイル） <input type="checkbox"/> 第2号ファイル（マニュアル処理ファイル）
条例第12条第2項第4号に基づく重複ファイルの有無	有
備考	ファイル名の拡張子を削除、及び、廃棄年月日の削除を行いました。